

(公印・契印省略)

総基料第 56 号

令和 7 年 3 月 31 日

西日本電信電話株式会社

代表取締役社長 北村 亮太 殿

総務省総合通信基盤局長

湯本 博信

令和 7 年度の接続料の改定等に関して講ずべき措置について (要請)

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(令和 7 年度の接続料の改定等)について」(令和 7 年 1 月 21 日付け諮問第 3191 号)に関し、別紙のとおり情報通信行政・郵政行政審議会から答申(令和 7 年 3 月 26 日付け情郵審第 19 号)がなされたこと等を踏まえ、今後、下記の事項について、貴社において適切な措置を講じられたい。

記

- 1 加入光ファイバ等(加入光ファイバ、局内光ファイバ及びコロケーションをいう。以下同じ。)の提供遅延の状況について、「接続料の算定等に関する研究会第六次報告書を踏まえた貴社の取組・検討状況の報告について(要請)」(令和 4 年 11 月 22 日総基料第 229 号)記 2 (5) (注)により報告を求めた事項に係る令和 6 年度の状況について、本年 6 月 30 日までに報告すること。
ただし、次に掲げる期間及び標準対応期間の遵守率については、報告を要しない。
 - ア 加入光ファイバ(シェアドアクセス方式のものであって、接続申込時に提供可能時期回答が可能であるものに限る。)に係る接続申込みから提供可能時期の回答まで及び接続申込みから提供可能時期まで
 - イ コロケーションに係る設置申込みから提供可能時期の回答まで及び設置申込みから提供可能時期まで(ただし、下記 2 に基づき、コロケーションに関して貴社が行った取組の具体的内容等は報告すること。)
- 2 接続料の算定等に関する研究会において行われた議論の内容に留意して、

加入光ファイバ等の提供遅延の改善（提供遅延に係る接続事業者又は利用者への情報提供の方法の改善を含む。）に向けた貴社における取組、検討等の状況について、取組・検討の時期を明示した上で、次の事項を本年6月30日までに報告すること。

- ア 貴社が行った取組の具体的内容（当該内容を示すデータ及び取組の結果生じた改善状況の説明を添付すること。）
- イ 貴社と接続事業者又は接続事業者の団体等との協議等の状況（当該協議等の結果を踏まえた取組を行った場合には、その具体的内容及び取組の結果生じた改善状況についても報告すること。）
- ウ 今後貴社が行う取組の計画（当該取組の一環として接続約款の変更を行う計画がある場合は、当該変更の概要についても報告すること。）

（注）『加入光ファイバ等の提供遅延に関する報告について（要請）』（令和3年8月27日総基料第201号）により要請した内容に係る令和3年度及び令和4年度における状況（次の方針に基づいて数値を整理すること。）

- ・ 令和4年度については、令和4年9月末までの状況を報告すること。
- ・ 月別及び都道府県別の報告を求めていたものについては、それぞれ四半期別及び地域ブロック別の報告とすること。
- ・ 事業者別の報告を求めていたものについては、主要な接続事業者（『日本電信電話株式会社及びNTTグループ各社における公正競争の確保に向けて講ずべき措置について（要請）』（令和3年10月29日総基事第233号）に基づき『NTT東西における各種手続についてのリードタイム検証に必要なデータ』として日本電信電話株式会社が報告を行っているデータにおける主要な接続事業者をいう。）別の報告及び全事業者合計の報告とすること。」

（留意事項）

報告内容について、総務省は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の趣旨を踏まえ、貴社等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのないようにすることを前提に、審議会等に報告することがあり得る。

以 上

令和7年3月26日

総務大臣
村上誠一郎殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 相田 仁

答 申 書

令和7年1月21日付け諮問第3191号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和7年度の接続料の改定等）については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）。

NTT東日本・西日本に対し、令和6年度の加入光ファイバ等の提供遅延及びその改善の状況について、総務省に報告すること。（考え方 19）

以上

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定
電気通信設備に関する接続約款の変更案等に対する意見及びその考え方
－令和7年度の接続料の改定等－

意見募集期間: 令和7年1月22日(水)～同年2月20日(木)(案件番号: 145210430)
再意見募集期間: 令和7年2月26日(水)～同年3月11日(火)(案件番号: 145210450)

意見及び再意見提出者一覧
意見提出者16件(法人: 12件、個人: 4件)
再意見提出者15件(法人: 11件、個人: 4件)

※提出意見数は、意見提出者数としています。
(提出順、敬称略)

受付	意見提出者	再意見提出者
1	個人A	東京中央経営株式会社
2	個人B	個人E
3	日本テレネット株式会社	オープンテキスト株式会社
4	株式会社ネクスウェイ	個人F
5	個人C	個人G
6	個人D	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
7	株式会社ファーストストラテジー	株式会社エデンレッドジャパン
8	株式会社トランザクト	ソフトバンク株式会社
9	中部テレコミュニケーション株式会社	西日本電信電話株式会社
10	一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会	東日本電信電話株式会社
11	アルテリア・ネットワークス株式会社	楽天モバイル株式会社

12	一般社団法人 テレコムサービス協会	株式会社オプテージ
13	KDDI株式会社	KDDI株式会社
14	ソフトバンク株式会社	アルテリア・ネットワークス株式会社
15	楽天モバイル株式会社	個人H
16	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	

1 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等

(意見及び再意見の概要: ■:NTT東日本・西日本からの意見 ●:NTT東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲:個人からの意見、考え方は本文を参照。)

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見1</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 令和7年度の接続料は下がる見込みであったのに接続料が上昇しており、接続事業者に甚大な影響が生じている。 ● 予見性確保の観点から、将来原価方式が採用されているが、乖離額調整により接続事業者の予見性が失われている一方、NTT東日本・西日本においては自社経営上の数値をある程度予測可能であるため、通信市場全体への悪影響を懸念。 ● 次期算定期間における加入光ファイバ接続料の算定方法について早急に議論を行うべき。 ● 今次申請のコスト上昇要因は、いずれも上昇トレンドが今後も継続することが想定される。低廉化してきた接続料が上昇に転じることで、公正競争が阻害されることが懸念。 ● 同旨意見(1者)。 ● 公正競争の観点からも、加入光ファイバ接続料の上昇トレンドが継続すれば、消費者負担増大につながる恐れがあることから、接続料の低廉化は重要。 ● 光ファイバは重要なインフラであり公正な競争環境の整備、利用者利便性向上の観点から、接続事業者の予見可能性を高め、接続料の適正化やコスト削減を図ることにより、接続料を低廉化する必要。 ● 同旨意見(1者)。 	<p>再意見1</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 労務費・原材料費等の高騰によりコストは増加傾向にあるが、企業における当然の経営努力として、引き続きコスト効率化に取り組む。加入光ファイバは、需要の鈍化の中で、回線の廃止に係る対応が増える一方、開通も一定規模では引き続きあるため、無派遣工事の促進・残置回線の再利用・引込線転用等の取組も進めている。 ■ また、昨今の社会的要請も踏まえ、適切な価格転嫁を通じた取引適正化に適切に対応していく考え。 ■ 加入光ファイバについては、接続事業者の予見性を高める観点から、自主的な取組として実績収入費用間差額及び接続料算定上の各種比率の速報値を10月末に開示しており、令和6年10月末においては災害特別損失の接続料への影響について追加開示を行っている。今後も更なる情報開示に努める。 ● 賛同意見(3者)。 	<p>考え方1</p>	

<p>○ 令和5年度の接続料の改定において将来原価方式により算定され申請・認可された3か年度分の接続料は、低廉化していく見込みであったにもかかわらず、3条許可に基づく乖離額調整の結果、令和6年度に引き続き、令和7年度においても上昇しています。さらに、その差額は、令和6年度では認可済接続料から+31円～+43円程度の上昇であったところ、令和7年度では認可済接続料から+87円～+121円程度の上昇となっており、大幅な乖離が生じていることから、接続事業者にとっては極めて甚大な影響が生じているところです。</p> <p>○ 加入光ファイバについては、制度上、接続事業者の予見性を確保する必要があるとされているため、複数年度(今次算定期間は令和5年度から令和7年度までの3年間)について、年度ごとのコストと需要を予測する将来原価方式で算定されています。しかしながら、今般の乖離額調整においては、申請接続料と認可済接続料で大幅な乖離が生じていることから、加入光ファイバ接続料の予見性は完全に失われていると認識しています。</p> <p>○ 他方で、ここ数年の加入光ファイバ接続料が上昇している局面において、NTT東西殿は自社の経営上の数値をある程度予測可能であるのに対して、接続事業者は加入光ファイバ接続料の予見性がなくなっていることで、固定通信事業に限らず幅広く競争環境が変化し、通信市場全体に悪影響が及ぶおそれが懸念されます。</p> <p>○ このため、次期算定期間(令和8年度以降)における加入光ファイバ接続料の算定の在り方について、算定方法の適正性や接続事業者の予見性を確保する観点から、早急に議論を行うべきと考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p> <p>○ 令和7年度の加入光ファイバ接続料におけるコスト上昇の要因について、設備管理運営費における道路占用料の上昇、報酬における国債利回りの上昇、接続に</p>	<p>○ 昨今の労務費や原材料費等の高騰により、加入光ファイバの接続料原価を含めた各種コストは増加傾向にあります。株主やステークホルダーの負託に応える企業における当然の経営努力として、引き続きコストの効率化に取り組む考えであり、加入光ファイバについては、需要が鈍化する中で、回線の廃止対応稼働が増える一方、開通も一定規模では引き続き発生することから、無派遣工事の推進や残置回線の再利用、引込線の転用等による効率化に向けた取組みも進めているところです。加入光ファイバの接続料原価に係る効率化の取組みとその効果については、今後も認可申請のプロセスにて総務省への説明を実施する考えです。</p> <p>○ また、昨今の社会的要請も踏まえ、企業における賃上げ原資の確保を含めて適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させ、適切な価格転嫁を通じた取引適正化を進めることが、持続的なインフラ設備の維持・運営が求められる電気通信業界としても極めて重要であり、当社としても適切に対応していく考えです。</p> <p>○ 加入光ファイバ接続料に係る情報開示については、接続事業者様の予見性を高める観点から、当社の自主的な取組みとして、2020年度実績の把握時より乖離額調整に係る実績収入と実績費用の乖離の状況について、毎年度10月末の実績原価接続料の再計算報告時にあわせて開示してきたところであり、2024年10月末においては災害特別損失の接続料への影響について追加開示する等、更なる情報開示にも努めており、今後も引き続き接続事業者様の予見性に資する情報開示に努める考えです。</p> <p>○ また、2026年度以降の次期加入光ファイバ接続料については、直近の市場環境・事業環境の変化等を踏まえつつ、その算定方法や算定上織り込むべき</p>	<p>○ 加入光ファイバ接続料が低廉な水準であることは、競争を通じた低廉な料金と多様なサービスの実現のために重要です。</p> <p>○ そのため、次期算定期間(令和8年度以降)における加入光ファイバ接続料については、その時点での様々な状況や、関係事業者の意見を踏まえつつ、どのような算定方法を用いるかも含め、NTT東日本・西日本及び総務省において検討を深めていくことが適当であると考えます。</p> <p>○ この点、NTT東日本・西日本及び総務省においては、加入光ファイバに係る中長期的な需要の見通し及び当該見通しから予測される接続料に関して、必要に応じて算定方式の場合分けを行うなど、加入光ファイバ接続料の適切な算定方法について検討を行うことが適当であると考えます。</p> <p>○ なお、接続事業者による予見性確保及び接続料算定の適正性については、考え方2から考え方3まで、コスト効率化に関する取組については、考え方8のとおりです。</p>	<p>無</p>
---	---	---	----------

<p>係る工事費に関する労務費・物件費・作業委託費の上昇など、いずれも令和6年度から引き続き上昇しており、今後もこれらの上昇トレンドが継続することが想定されます。</p> <p>○ これに伴い、加入光ファイバ接続料の上昇トレンドが継続することで、低廉で多様なサービス提供につながる公正競争が阻害されることが懸念されるとともに、特定卸役務も含めたサービスの料金の上昇につながり、消費者負担を増大させる可能性があることと想定されることから、加入光ファイバ接続料は低廉化されることが重要であると考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p> <p><総論></p> <p>○ 光ファイバは、今後の経済社会や国民生活にとって重要なモバイル網やFTTH等のブロードバンドサービスを支える必要不可欠なインフラであり、ボトルネック設備である東日本電信電話株式会社(以下、「NTT東」といいます。)殿・西日本電信電話株式会社(以下、「NTT西」といいます。)殿の保有・提供する加入光ファイバの重要性は一層高まっていることから、接続事業者による加入光ファイバ利用の更なる円滑化を図ることで公正競争環境を一層整備し、ひいては利用者利便の向上につなげていくことが重要です。</p> <p>○ また、2025年度の接続料における主な上昇要因については、路線価上昇による設備管理運営費における道路占有料の上昇、報酬におけるリスクフリーレートの上昇等があげられ、2026年度からの次期算定期間の基となる2024年度についてもこれらの上昇が続いており、2025年度以降もこの上昇傾向が継続することが想定されます。</p>	<p>要素について十分に検討を行った上で認可申請を行うとともに、接続事業者様の予見性に資する情報の開示に努める考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ KDDI殿及び中部テレコミュニケーション殿の意見に賛同します。加入光ファイバ接続料の上昇トレンドが継続することで、低廉で多様なサービス提供につながる公正競争が阻害されることが懸念されるとともに、特定卸役務も含めたサービスの料金の上昇につながり、消費者負担を増大させる可能性があることと想定されることから、加入光ファイバ接続料は低廉化されることが重要と考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p> <p>○ (再意見2及び8のとおり。)</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ ソニーネットワークコミュニケーションズ殿の「今般の乖離額調整においては、申請接続料と認可済接続料で大幅な乖離が生じていることから、加入光ファイバ接続料の予見性は完全に失われていると認識」「加入光ファイバ接続料は低廉化されることが重要」、中部テレコミュニケーション殿及びKDDI殿の「加入光ファイバを利用する接続事業者の予見可能性の向や、継続的なコスト削減による接続料の低廉化等を図る必要」、のご意見に賛同します</p> <p>○ 光ファイバは、今や人々の暮らしの根幹をなすブロードバンドサービスを支える社会基盤であり、NTT東西殿の加入光ファイバ利用の低廉化は、公正な競争環境と利用者の便益に資するものです。そのため、接続料算定の適正化及び継続的なコスト削減による接続料の低廉化が重要と考えます</p>	
--	--	--

<p>○ そのためには、加入光ファイバを利用する接続事業者の予見可能性の向上や、継続的なコスト削減による接続料の低廉化等を図る必要があると考えます。 (中部テレコミュニケーション株式会社)</p> <p><総論></p> <p>○ 光ファイバは、国民生活にとって重要な電話やモバイル、FTTH等のブロードバンドサービスを支える必要不可欠なアクセスインフラであり、ボトルネック設備であるNTT東・西殿の加入光ファイバの重要性は一層高まっていることから、接続事業者による加入光ファイバ利用の更なる円滑化を図ることで公正な競争環境を一層整備し、ひいては利用者利便の向上につなげていくことが重要です。</p> <p>○ そのためには、加入光ファイバを利用する接続事業者の予見可能性の向上や、接続料算定の更なる適正化、継続的なコスト削減等による接続料の低廉化を図る必要があると考えます。 (KDDI株式会社)</p>	<p>(アルテリア・ネットワークス株式会社)</p>	
<p>意見2</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 将来原価方式に基づく接続料の適用期間中においては、次期算定期間の接続料の予測が開示されておらず、乖離額調整により単金が大きく変動する場合、接続事業者の経営に影響が出る可能性。 ● 第二種指定電気通信設備設置事業者と同様、NTT東日本・西日本は毎年度3年度分の適用単金・予測単金を提示すべき。 ● 同旨意見(2者)。 ● 毎年10月末までの予測接続料や接続料算定の基礎情報を開示について、継続した開示と接続事業者の意見を踏まえた開示対象項目の見直しを要望。 ● 同旨意見(1者)。 	<p>再意見2</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 毎年度10月末の情報開示について、今後も更なる情報開示に努める。 ■ 当社は多様な接続形態・様々なアンバンドル機能を提供しており、また、固定通信設備は多岐にわたることから、第二種指定電気通信設備における算定の状況とは異なり、将来原価方式における予測を毎年見直すこと等については、費用・需要の予測に相当の稼働を要する上、一定の前提を置いて将来の水準を推計しても、実態と乖離が生じることは避けられず、かえって事業者の混乱を招く。接続事業者の意見を聞きながら、予見性向上に資する情報開示等について今後も引き続き検討していく。 ■ 次期加入光ファイバ接続料でも、市場・事業環境の 	<p>考え方2</p>

<p>● 予測と実態に大きな乖離が生じているため、幅を持った予測の開示等、予見性確保のための取組を要望。</p>	<p>変化を踏まえた各種検討が必要であり、その検討を行った上で認可申請を行うとともに事業者の予見性に資する情報開示を行うよう努める。</p> <p>■ 乖離額調整については、市場環境や事業環境の変化を踏まえると、収入と原価の予測と実績に乖離が生じることは避けられないことから、発生した予測と実績の乖離を調整する仕組みが不可欠であるとの考え。</p> <p>● 10月の情報開示に対する賛同意見(2者)。 ● 毎年度、複数年度分の適用単金・予測単金を提示することに対する賛同意見(3者)。</p>		
<p>○ 加入光ファイバ接続料は、将来原価方式のもと、現状は将来も含め3年度分の接続料が申請されますが、その申請単金が適用されている期間中は次期算定期間の接続料の予測が開示されていません。5G やブロードバンドサービスの更なる展開を行うにあたり、ますます加入光ファイバの重要性が高まる状況にある中、将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等に関する東日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東日本殿」といいます。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 西日本殿」といいます。)(以下、あわせて「NTT 東西殿」といいます。)の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請(以下、「令和5年度将来原価認可申請」といいます。)時の加入光ファイバシングルスターの申請単金から、令和6年度はNTT 東日本殿で+43円、NTT 西日本殿は+39円、令和7年度はNTT 東日本殿で+106円、NTT 西日本殿は+121円と上振れる状況にあり、予測単金から乖離額調整により単金が大きく変動する場合には、接続事業者側の経営(予算の確保や事業計画)に大きな影響が生じるおそれがあります。このような接続事業者への事業影響を考慮し、予見性を高める観点から、第二種指定電気通信設備設置事業者が現在行</p>	<p>○ 加入光ファイバ接続料に係る情報開示については、接続事業者様の予見性を高める観点から、当社の自主的な取組みとして、2020年度実績の把握時より乖離額調整に係る実績収入と実績費用の乖離の状況について、毎年度10月末の実績原価接続料の再計算報告時にあわせて開示してきたところであり、2024年10月の再計算報告時においては災害特別損失による接続料への影響について追加開示する等、更なる情報開示にも努めており、今後も引き続き接続事業者様の予見性に資する情報開示に努める考えです。</p> <p>○ 加入光ファイバ接続料の予測について、当社は接続事業者様と多様な接続形態で接続し、様々なアンバンドル機能を提供しているところ、それらのアンバンドル機能について、将来原価方式により算定している接続料の予測を毎年見直すことや実績原価方式により算定をしている接続料等について予測をすることは、費用や需要の動向の予測に相当の稼働を要し、第二種指定電気通信設備とは算定の条件・作業負担が大きく異なると考えます。</p> <p>○ 具体的には、固定通信設備はネットワークとアクセス回線、アクセス回線はメタルと光ファイバ、光ファイ</p>	<p>○ 予測接続料等の情報開示については、次期算定期間に向けて、必要に応じ、検討することが適切と考えますが、意見の点については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二種指定設備において生じていたものとは異なる原価管理・予見性に関する問題があるとの指摘と承知しており、今後の検討に当たっては、接続事業者から指摘のあった観点も踏まえて予見性の確保に関する検討を進めていくことが適切であると考えます。 ・ また、予測対象機能数に係る指摘については、NTT東日本・西日本において、必要に応じて検討を進めていくことが適切であると考えます。 	<p>無</p>

<p>っているようにNTT東西殿においても毎年度3年度分の適用単金・予測単金を提示すべきと考えます。</p> <p>○ この点について、令和6年度の接続料改定等に関するNTT東西殿の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請(以下、「令和6年度認可申請」といいます。)意見募集において、「予測対象機能数に係る指摘については、指摘も踏まえて、NTT東日本・西日本において課題と考える点を適切に説明し、その上で検討を進めていくことが適当」との考えが総務省殿から示されていることから、総務省殿においては、NTT東西殿に対し毎年度3年度分・予測単金を提示ができない理由の説明を求め、毎年度3年度分の適用単金・予測単金の開示をすべきかについて議論・検討をすべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ 今回の乖離額調整は、昨年度と同様に道路占用料の上昇や国債利回りの上昇が理由とされていますが、このような、申請接続料から一度上昇した要因は翌年度にも影響することから、加入光ファイバ接続料の予見性を確保するため、NTT東西殿におかれては、3か年度分の加入光ファイバ接続料の予測値を毎年度開示していただくことが適当と考えます。</p> <p>○ これに関して、NTT東西殿の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(令和6年度の接続料の改定等)の意見募集における再意見3のNTT東西殿の「費用や需要の動向の予測に相当の稼働を要する上、仮に将来の接続料水準を大胆に推計するとしても予測と実態に乖離が発生することは避けられず、かえって接続事業者様の混乱を招くおそれがある」との御見解については、現時点においても既に予測と実態に大幅な乖離が生じている状況を踏まえれば、例えば、ある程度の幅を持って予測を示す方法や、接続事</p>	<p>ははシングルスター方式とシェアドアクセス方式、シェアドアクセス方式は主端末回線と分岐端末回線と屋内配線といったように非常に多岐にわたっていることから、予測に必要な需要、固定資産、費用、コストドライブといった算定の要素も多くなり、予測をする場合には多大な稼働を要します。</p> <p>○ 更には、そうした多大な稼働を用いて予測したとしても、市場環境の変化が激しいこと等から予測と実態に乖離が発生することは避けられず、毎年度3か年分の予測値を開示することはかえって接続事業者様の混乱を招くおそれがある等、コストに見合う便益は得られないと考えます。</p> <p>○ なお、2026年度以降の次期加入光ファイバ接続料については、直近の市場環境・事業環境の変化等を踏まえつつ、その算定方法や算定上織り込むべき要素について十分に検討を行う必要があるため、当社としては、必要な検討を行った上で認可申請を行うとともに、接続事業者様の予見性に資する情報の開示に努める考えです。</p> <p>○ 接続料規則第3条に基づく乖離額調整に係るご意見については、将来原価方式は一定の予測に基づく算定方式であり、市場環境や事業環境の変化が激しいことを踏まえると、構造上、収入と原価の予測と実績に乖離が生じることは避けられないことから、接続料規則第14条(接続料設定の原則)に規定される実績収入と実績原価の一致がなされなくおそれがあるため、発生した予測と実績の乖離を調整する仕組みが不可欠であると考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ KDDI殿、中部テレコミュニケーション殿、ソフトバンク殿の意見に賛同します。加入光ファイバ接続料の予見性を確保して競争を活性化することは非常に重</p>	
--	---	--

<p>業者自らが予測を行えるよう必要な情報を開示いただくなどの方法もあると考えます。</p> <p>○ さらに、同意見募集の考え方3で「予測対象機能数に係る指摘については、指摘も踏まえて、NTT東日本・西日本において課題と考える点を適切に説明し、その上で検討を進めていくことが適当」とされていることを踏まえ、具体的な課題に基づき、検討を行うことが適当と考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p> <p>○ 加入光ファイバ接続料に係る毎年度10月末のNTT東西殿による情報開示について、今年度から新たに、分岐端末回線の接続料、光屋内配線加算額や残置回線の維持負担額の速報値についても開示いただきましたが、NTT東西殿におかれては、これらについて、予見性確保の観点から、引き続き開示していただくことを要望いたします。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p> <p><接続事業者の予見可能性の向上></p> <p>○ 将来原価方式に基づく令和6年度の接続料の改定等に関する意見募集(以下、「前回意見募集」といいます。)の際に当社から意見したとおり、接続事業者の予見可能性について、第二種指定電気通信設備のデータ系接続料と同様に、毎年当該年度の加入光ファイバ接続料と翌年度・翌々年度分の加入光ファイバ予測接続料の算定・公表が必要と考えます。</p> <p>○ この点については、将来原価方式に基づく令和6年度の接続料の改定等に関する答申(以下、「前回答申」といいます。)において、「次期算定期間(令和8年度以降)における加入光ファイバ接続料については、その時点での様々な状況や、関係事業者の意見を踏まえつつ、どのような算定方法を用いるかも含め、NTT</p>	<p>要であることから、NTT東西殿におかれては、3か年分の接続料を毎年度開示していただくことが適当と考えます。また、翌年度の加入光ファイバ接続料の予見性を確保する観点から、NTT東西殿におかれては、毎年度10月末の情報開示を継続して行っていただくことが適当と考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p> <p>○ 左記意見のとおり、毎年10月末に開示されるNTT東・西殿の予測情報については、予見性確保の観点から、開示項目は接続事業者の意見等を踏まえて適宜見直しの上、令和8年度接続料の申請以降も引き続き開示いただくことを要望いたします。</p> <p>(KDDI株式会社)</p> <p>○ 加入光ファイバ接続料については、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社殿(以下、「SNC殿」といいます。)、KDDI株式会社殿(以下、「KDDI殿」といいます。)及び中部テレコミュニケーション株式会社殿(以下、「ctc殿」といいます。)の意見にもあるように、将来原価方式で算定された接続料に対して、予測と実績との乖離額調整による大幅な単金の変更が生じており、予見可能性が確保されていません。この点については、以前に示された総務省殿の考え方*では「次期算定期間(令和8年度以降)における加入光ファイバ接続料については、その時点での様々な状況や、関係事業者の意見を踏まえつつ、どのような算定方法を用いるかも含め、NTT東日本・西日本及び総務省において検討を深めていくことが適当です。」との考え方が示されているところ、実際に接続事業者から予見可能性が確保されていないとの意見が寄せられている状況にあることを踏まえれば、次期算定期間(令和8年度以降)の接続料</p>	
---	---	--

<p>東日本・西日本及び総務省において検討を深めていくことが適当です。(※考え方2)」及び「予測接続料については、考え方2のとおり、次期算定期間に向けて、必要に応じ、検討することが適当と考えます(※考え方3)」との考え方が示されていることから、2026年度以降からの次期算定に向けてより具体的な検討を開始する必要があると考えます。</p> <p>○ 接続事業者の予見性確保の観点から、毎年10月末までにNTT東殿・NTT西殿による「加入光ファイバ予測接続料の翌年度の予測値」及び「接続料算定の基礎となる機能ごとの原価や稼働回線数等に係る情報」が開示されていますが、今後も継続して開示していただきたいと考えます。なお、「接続料算定の基礎となる機能ごとの原価や稼働回線数等に係る情報」については、今後も接続事業者の意見等を踏まえて開示対象の項目を適宜見直しされることを要望いたします。</p> <p>(中部テレコミュニケーション株式会社)</p> <p>○ 将来原価方式の算定方法見直し</p> <p>○ 加入光ファイバの接続料は、将来原価方式により、複数年度(直近では3年度)分の接続料が申請されておりますが、乖離額調整があり、近年ではリスクフリーレートの上昇に伴う自己資本利益率の上昇により、申請・認可済の接続料と実際に適用される調整後の接続料で、特に最終年度において乖離が大きくなる傾向があります。</p> <p>○ 次期算定期間(令和8年度以降)の接続料について、仮に今までとおり3年度で算定・申請された場合、令和8年度～令和10年度までの接続料が一旦認可されることとなりますが、引き続き、リスクフリーレートが上昇傾向にある中においては、乖離額調整により、令和9年度～令和10年度に実際に適用される調整後の接続料と</p>	<p>算定に向けて、接続事業者から出た以下のような意見の詳細を聴取し、接続料の算定等に関する研究会(以下、「研究会」といいます。)等の場で議論をすることが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、複数年度分の適用単金・予測単金を提示いただくこと(KDDI殿意見) ・第二種指定電気通信設備のデータ系接続料と同様に、毎年度当該年度の加入光ファイバ接続料と翌年度・翌々年度の加入光ファイバ予測接続料の算定・公表いただくこと(ctc殿意見) <p>○ なお、第二種指定電気通信設備のデータ系接続料と同様の取り組みを実施することについては、令和6年度の接続料の改定等に関する認可申請意見募集の考え方3において、「予測対象機能数に係る指摘については、指摘も踏まえて、NTT東日本・西日本において課題と考える点を適切に説明し、その上で検討を進めていくことが適当」との考えが総務省殿から示されていることから、総務省殿においては、NTT東西殿に対し毎年度3年度分・予測単金を提示ができない理由の説明を求めたうえで、毎年度3年度分・予測単金の開示をすべきかについて早急に議論・検討を開始すべきと考えます。</p> <p>* 令和6年度の接続料改定等に関する東日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT東日本殿」といいます。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT西日本殿」といいます。)(以下、あわせて「NTT東西殿」といいます。)の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請(以下、「令和6年度認可申請」といいます。)意見募集における考え方2</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	
---	--	--

<p>の間で大きな乖離が生じる可能性があります。そのため、必ずしも、十分な予見可能性が確保されているとは言えない状況です。</p> <p>○ 接続事業者の予見可能性を向上させ、公正な競争環境を確保するためにも、毎年度、複数年度分の適用単金・予測単金を提示いただくことを要望いたします。総務省殿からは、令和6年度答申考え方2にて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期算定期間(令和8年度以降)における加入光ファイバ接続料については、その時点での様々な状況や、関係事業者の意見を踏まえつつ、どのような算定方法を用いるかも含め、NTT東日本・西日本及び総務省において検討を深めていくことが適当です。また、その際、意見にあるような加入光ファイバ接続料の予見性確保の在り方についても、必要に応じ、検討することが適当。 <p>との考えが示されていることから、次期算定期間(令和8年度以降)の接続料算定に向けて、接続事業者の意見を聴取する等、ご検討いただくことを要望いたします。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>○ 左記意見のとおり、加入光ファイバ接続料は、将来原価方式により、複数年度(直近では3年度)分の接続料が申請されておりますが、前期算定期間の最終年度において認可申請されるまでの間、接続事業者はその接続料水準を知ることができず、必ずしも十分な予見可能性が確保されているとは言えない状況です。接続事業者の予見可能性を向上させ、公正な競争環境を確保するためにも、毎年度、複数年度分の適用単金・予測単金を提示いただくことを要望いたします。</p> <p>(KDDI株式会社)</p> <p>○ ソフトバンク殿の「NTT 東西殿においても毎年度3年度分の適用単金・予測単金を提示すべき」、ソニーネットワークコミュニケーションズ殿の「3か年度分の加入光ファイバ接続料の予測値を毎年度開示していただくことが適当」、中部テレコミュニケーション殿の「毎年当該年度の加入光ファイバ接続料と翌年度・翌々年度分の加入光ファイバ予測接続料の算定・公表が必要」、KDDI殿の「毎年度、複数年度分の適用単金・予測単金を提示いただくことを要望」のご意見に賛同します</p> <p>○ 特に、KDDI殿の「次期算定期間(令和8年度以降)の接続料算定に向けて、接続事業者の意見を聴取する等、ご検討いただくことを要望」のご意見は有用な示唆と考えます</p> <p>○ 加入光ファイバ接続料の予見可能性を向上させるためにも、毎年度、複数年度分の開示を期待します</p> <p>(アルテリア・ネットワークス株式会社)</p>	
<p>意見3</p> <p>● NTT東日本・西日本が毎年10月末に開示する「接続料算定の基礎となる機能ごとの原価や稼働回線数等に係</p>	<p>再意見3</p> <p>■ 毎年10月末の情報開示に関する意見(再意見2)と同旨。</p>	<p>考え方3</p>

<p>る情報」(予測情報)は、翌年度の接続料改定の影響を予測する上で非常に有益である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 令和6年10月に開示された予測情報では、光信号分岐端末回線や光屋内配線加算額等の情報が追加され、予見性が向上した。 ● また、複数の接続料メニューが存在する場合には、誤認防止のためにタイプ名称等を明記することを要望。 	<p>■ 情報開示にあたっては、いただいたご意見を踏まえタイプ別に複数の接続料メニューが存在する場合はタイプ名称を記載し開示する考え。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 次年度予測単金の開示範囲見直し ○ NTT 東・西殿による取組みとして、毎年度 10 月末に開示いただいている「接続料算定の基礎となる機能ごとの原価や稼働回線数等に係る情報」(以下、「予測情報」)は、翌年度の接続料改定に伴う影響を予測できる点において非常に有益な情報となっています。 ○ 令和 6 年 10 月に開示された予測情報では、令和 6 年度接続料改定に対する当社意見で要望したとおり、光信号分岐端末回線や光屋内配線加算額等の情報が追加で開示されたことで、予見性が更に向上しております。 ○ そのため、当該取組については、令和 8 年度接続料の申請以降においても、引き続き対応いただくことを要望いたします。加えて、開示情報については、タイプ別に複数の接続料メニューが存在する場合(例えば、光屋内配線加算額)においては、誤認防止の観点から、タイプ名称等を明記いただくことを要望いたします。 (KDDI 株式会社) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ (再意見2のとおり。) ○ 情報開示にあたっては、光信号分岐端末回線や光屋内配線加算額、残置回線の維持負担額についていただいたご意見を踏まえ、タイプ別に複数の接続料メニューが存在する場合は、タイプ名称を記載し開示する考え。 (NTT東日本・西日本) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 追加で開示された情報については、接続事業者の予見性を高めるために講じられた方策として評価できるものです。総務省においては、この取組を注視することが適当であると考えます。 ○ タイプ名称の記載については、NTT東日本・西日本が再意見において、今後対応する旨を示しているところですが、NTT東日本・西日本においては、引き続き、接続事業者の意見を十分参考にしながら、情報開示の方法について、継続的な改善を図っていくことが適当であると考えます。 	無
<p>意見4</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 乖離額調整は第一種指定電気通信設備接続料規則第3条ただし書の規定に基づく例外措置であるにもかかわらず、恒常的に実施されている。 ● 同様の乖離額調整の申請があった場合、その理由及び認める場合の理由について、その都度情報開示が行われるべき。 	<p>再意見4</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 乖離額調整に関する意見(再意見2)と同旨。 ● 賛同意見(2者)。 	<p>考え方4</p>	

<p>○ 乖離額調整は第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第3条ただし書の規定に基づく例外措置であるにもかかわらず、当該乖離額調整は恒常的に実施されているところ、同様の乖離額調整の申請があった場合、当該措置を講じる理由及びこれを認める場合はその理由について、その都度情報開示が行われるべきと考えます。 (楽天モバイル株式会社)</p>	<p>○ (再意見2のとおり。) (NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 楽天モバイル殿の意見に賛同します。現行制度上、実績費用と実績収入の差額を接続料原価に算入することは、原則として認められておらず、第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第3条ただし書の「特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる」とする規定に基づき、今回、令和5年度に係る実績の確定に伴い、実績収入と実績原価の差額(実績差額)を令和7年度の接続料原価に算入する旨の3条許可申請が行われていると理解しているところ、3条許可申請が第一種指定電気通信設備接続料規則第3条ただし書の「特別の理由」に該当する理由及びこれを認める理由について、その都度、情報開示が行われることが必要と考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p> <p>○ 楽天モバイル殿の意見に賛同します</p> <p>○ 恒常的に乖離額調整を行うことが常態化しており、本来の規則の趣旨が損なわれていると考えます。真にやむを得ず乖離額調整を認める場合でも接続事業者への事業影響を考慮し、予見性を高める観点から厳格な運用を期待します (アルテリア・ネットワークス株式会社)</p>	<p>○ 3条許可については「恒常的に」実施すべきものではなく、申請の都度、「特別な理由」があるかどうか慎重に判断されるべきものです。加入光ファイバ接続料における乖離額調整については、加入光ファイバ接続料の算定に関する検討に係る「第一次答申」(※)以降の議論を踏まえて、次の諸点等を考慮して、これが認められてきているものと承知しています。</p> <p>① 一定程度の積極的な需要見積もりを行なっていること</p> <p>② 複数年度の将来原価方式により算定を行なっていること</p> <p>③ ①②により、予測と実績の乖離が外的要因により生じる可能性があるところ、その場合の費用収入間差額を申請者のみに負担させることは適当ではないこと</p> <p>④ 調整方法について、予見可能性に一定の配慮が加えられていること</p> <p>○ 上記の諸点等を踏まえ、本件3条許可申請について、実績費用と実績収入の乖離額をNTT東日本・西日本にのみ負担させることは適当でないため、乖離額を事後的に調整することを特例的に認めることは不適當とは言えないと考えます。</p> <p>○ なお、今後、次期算定期間の加入光ファイバ接続料の算定方法等について検討する際には、将来原価方式を採用する際の乖離額の取扱いについても、必要に応じ、整理することが適当であると考えます。</p> <p>※ 「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成23年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定)」に対する答申(平成23年3月29日情郵審32号)</p>	<p>無</p>
--	--	---	----------

<p>意見5</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 接続料の算定等に関する研究会(以下「接続研」という。)において、光ファイバの接続料と光サービス卸の卸料金には一定の連動性があるべきと主張してきたが、接続料の値下げに連動した卸料金の値下げは行われていない状況と認識。乖離差は縮まったものの、依然として乖離していると認識。 ● 光コラボ市場は実質寡占状態であることも踏まえて卸料金・卸協議の適正化に関する注視を要望。 ● 接続事業者・自己設置事業者間の公正競争の観点からも、接続料と卸料金の関係性についての注視を要望。 	<p>再意見5</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 光サービスの需要の見通しは非常に厳しい状況で、現に2023年度の加入光ファイバの接続料が上昇したように今後もコストの上昇が見込まれる中、2023年9月にも更なる卸料金の値下げを実施。 ■ 市場環境や競争環境等を総合的に勘案し、中長期で安定的・サステナブルな設定とする考えであり、コラボ事業者と協力しながら、需要喚起に努めていくとともに真摯な協議を進める。 <p>● 接続事業者と光コラボ事業者間の公正競争に関する賛同意見(1者)。</p>	<p>考え方5</p>	
<p>○ FVNO委員会は、「接続料の算定等に関する研究会」において、光ファイバーの接続料(以下、接続料という)と光サービス卸の卸料金(以下、卸料金という)については一定の連動性はあるべきと主張してきています。それに対しNTT東西殿から「コスト(接続料相当額・営業コスト)の短期的な増減をリニアに卸料金に反映させることは困難」との説明もあり、これまで接続料の値下げに連動した卸料金の値下げは行われてきていないと認識しています。また、近年の接続料の値上げにより、これまでの接続料の値下げ状況と卸料金の値下げ状況は若干の乖離差が縮まったものの、まだまだ値下げ状況は乖離していると認識しています。</p> <p>○ 光コラボの事業者数は800社を超えていますが、中小規模の事業者においては、他光回線だけでなく、ワイヤレスブロードバンド(ソフトバンクAirやドコモのHOME5Gなど)との競争環境も厳しくなっており、光コラボ回線の2023年度末のシェアは、MNOが7割強を占めており、結果資本力がある企業に集中している寡占状態だと認識しているところでもあります。現在の卸料金では、将来に向けた積極的な営業活動や、戦略的な料金設定を行うことが難しく、光コラボレーションによる</p>	<p>○ 当社は、パートナーであるコラボ事業者の皆様との「共創」により、リモートワーク・遠隔医療／教育の推進等をはじめとしたICTによる社会課題の解決を通じて、サステナブルな社会の実現に貢献していく考えです。そのために、今後も新たなパートナーの開拓を進めていくとともに、パートナーの皆様からのご要望等にお応えし、継続的にサービスの運用フローの改善や様々な形でのビジネス支援、サービス・設備の高度化等を進め、光サービス卸をより使いやすいものにしていくことで、光コラボレーションモデルの普及・拡大を図っていく考えです。</p> <p>○ 直近では当社光サービスの需要の見通しは非常に厳しい状況であり、加えて現に2023年度の加入光ファイバの接続料が上昇したように、今後コストの上昇が見込まれる中ではありますが、コラボ事業者様とともに純増が低迷する光サービスの需要を改めて喚起するため、2023年9月に更なる卸料金値下げを実施しました。その結果、従前より課題視されていた卸料金と接続料相当額の差分は、接続料の上昇も相まって2023年度以降縮小しており、課題は改善に向かっているところです。</p>	<p>○ 情報通信審議会答申「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」(平成27年9月14日)が指摘するとおり、FTTHアクセスサービス市場における競争を促進する観点からは、市場における競争の前提として、自己設置、接続、卸電気通信役務による提供形態の中から、電気通信事業者が自らの資金や事業戦略に応じた選択を合理的に行うことができる環境が整備されていることが必要であり、これらのバランスが適切に保たれることにより市場全体の需要増につながる事が重要です。</p> <p>○ 総務省においては、今後もこの考え方を踏まえて接続料、卸料金を注視することが適当であると考えます。</p>	<p>無</p>

<p>事業の継続に不安を抱えている事業者も存在します。</p> <p>○ そのような状況も踏まえていただき、接続料の上昇が卸料金の値上げに繋がらないよう、また「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく、更なる卸協議の適正化に向けて、総務省殿において今後も継続的に注視いただくことを要望いたします。</p> <p>(一般社団法人テレコムサービス協会・FVNO委員会)</p> <p><その他></p> <p>○ 今後も加入光ファイバ接続料が報酬額の増加等により上昇が続き、一方で光コラボレーションの卸料金の値下げが続く事態となった場合、コラボ事業者と接続接続事業者・自己設置事業者との間の公正な競争を歪めかねないと考えます。</p> <p>○ そのため、総務省殿において、加入光ファイバ接続料と光コラボレーションの卸料金における接続料相当額との関係性やその動向について十分注視していただくことを要望します。</p> <p>(中部テレコミュニケーション株式会社)</p>	<p>○ なお、今後光サービスの1ユーザあたりコストは上昇していくと想定されますが、光サービス卸は中長期の需要で設備投資を回収するビジネスモデルであり、卸料金についてはコストだけでなく、市場環境や競争環境等を総合的に勘案し、コラボ事業者様に継続してご利用いただけるよう、中長期で安定的・サステナブルな設定とする考えです。</p> <p>○ いずれにしても、当社としては、光サービスの需要は非常に厳しい状況ではあるものの、パートナーであるコラボ事業者の皆様とこれまで以上に協力しながら、双方で運用コストの効率化やサービスの魅力度向上を進め、光サービスの需要喚起に努めていく考えであり、引き続き、コラボ事業者様との真摯な協議を進めていきます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 左記意見のとおり、今後加入光ファイバ接続料の上昇により、仮に接続料が光コラボレーションの卸料金と同等の水準あるいは上回る水準となった場合、「接続」「卸役務」の適切なバランスが確保されず、接続事業者と光コラボレーション事業者との間の公正な競争を歪めるおそれがあるものと考えます。</p> <p>○ そのため、公正な競争を促進する観点から、総務省殿においては、加入光ファイバ接続料と光コラボレーションの卸料金の関係性やその動向について注視いただくことを要望いたします。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	
<p>意見6</p> <p>● NTT東日本・西日本のシェアードアクセス方式に係る新設工事費は物価上昇の影響で今後も上昇する予想。設備効率化のために「光屋内配線の転用」を促進することが重要。</p>	<p>再意見6</p> <p>■ 光回線再利用スキームについては、競争ルールの検証に関する報告書の趣旨を踏まえ、各社に参加を依頼してきた。利用者利便性の確保や設備効率化の観点から、より多くの光コラボ事業者の参画が望ましい考え。</p>	<p>考え方6</p>

<p>● 「競争ルールの検証に関する報告書2023」の趣旨に基づき、大手事業者の参画が重要であり、開始日時点で参画できない大手事業者についてはその理由についての説明と早期の参画を要望。</p>			
<p>○設備の効率化</p> <p>○ シェアドアクセス方式に係る新設工事費は、作業費や物品費等の上昇の影響を受け、NTT東・西殿いずれも上昇(※1)しており、昨今の物価上昇の影響等を踏まえれば、今後も上昇することが想定されます。NTT東・西殿においては、継続的なコスト削減を実施いただくとともに、新設工事費よりも低廉な工事費(※1)が設定されている「光屋内配線の転用」を促進していくことが、設備効率化の観点から重要であると考えます。</p> <p>○ 本年2月26日から開始する光コラボレーション事業者とシェアードアクセス事業者間の光回線再利用スキームについては、「競争ルールの検証に関する報告書2023」の考え方にて、「コスト面の障壁が低いと思われる事業者(大・中規模のISP事業者、携帯電話事業者等)については、利用者利便の確保等から、速やかに本スキームに参加することが適当」と示されております。</p> <p>○ 転用促進の観点から、特にシェアの高い大手事業者の参画が重要となりますが、大手の携帯電話事業者2社が、2月26日の開始日には参画しないことが明らかとなりました。十分な準備期間はあったと認識しておりますが、どのような理由で開始日に参画できない事態が生じたのか、その理由等については説明が求められるとともに、「競争ルールの検証に関する報告書2023」の考え方に基づき、早期に参画いただくことを要望いたします。</p> <p>(※1)例) 平日昼間の場合の工事費 ()は前年度差 ・光屋内配線の新設工事費 NTT東殿:15,455円(+573円)、</p>	<p>○ 光回線再利用スキームについては、「競争ルールの検証に関する報告書 2023」においても「事業規模・事業形態の観点でコスト面の障壁が低いと思われる事業者(大・中規模のISP事業者、携帯電話事業者等)については、利用者利便の確保等から、速やかに本スキームに参加することが適当」とされていることを踏まえ、当社はこれまで光回線再利用スキームに係る事業者間会合において、「大・中規模の事業者については基本的に参加する方向で検討いただきたい」旨、各社に依頼してきたところです。当社としても、利用者利便性の確保や設備効率化の観点から、より多くの光コラボ事業者様に本スキームにご参画・ご利用いただくことが望ましいと考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ 光回線再利用スキームについては、「競争ルールの検証に関するWG」やNTT東日本・西日本及び関係事業者間の協議等における議論を踏まえ、令和7年2月26日より運用が開始したところと承知していますが、加入光ファイバの効率的な運用に資する取組と言えるものです。</p> <p>○ 接続の円滑化の観点からも、より多くの事業者の参画が実現するよう、関係事業者の更なる努力に期待します。光コラボレーション事業者及びシェアードアクセス事業者においては、速やかな参画を図っていくこと、NTT東日本・西日本においては、その参画を促進していくことが適当であり、また、総務省においては、関係事業者の参画に向けた取組、検討等の状況について注視していき、必要に応じてフォローアップを行うことが適当であると考えます。</p>	<p>無</p>

<p>NTT西殿:15,001円(+615円) ・既存の光屋内配線を転用する場合の工事費 NTT東殿:6,041円(▲165円)、 NTT西殿:6,463円(▲198円) (KDDI株式会社)</p>			
<p>意見7</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NTT東日本・西日本に対し、再利用されない残置回線が発生しないよう設備の効率化を要望するとともに、接続料原価に占める残置・撤去費用の内訳の開示を要望。 ● 既存残置回線についても再利用の状況に応じて、原則どおりの算定方法にする等見直しを要望。 	<p>再意見7</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 効率化の観点から原則として引込線を残置してきており、個別の要望等により残置の必要がないことが明らかでない場合には、不要な引込線の撤去をしているが、今後も同様の対応により設備の効率化に取り組む考え。 ■ 既存残置回線の算定方法については、再利用の進展状況を踏まえて検討し、新規残置回線に係る費用等は可能な限り開示。 ● 既存の残置回線の算定方法は接続研第七次報告書にて示された考え方に則ったものであり、NTT東日本・NTT西日本が提供する光サービス卸の卸料金やFTTHサービス全体に影響が出る虞があるため、現行ルールのまま事業者の個別負担とすべき。 	<p>考え方7</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 加入光ファイバの残置回線に係る接続料・撤去工事費について ○ 本年2月26日以降、新たに発生した残置回線(以下、「新規残置回線」)は、基本的な接続機能の原則どおりの算定とするため、残置回線の維持等に要する費用ならびに撤去に要する費用(撤去費用・未償却残高)は、当該回線を利用していた接続事業者の個別負担から見直しが実施され、現用回線(分岐端末回線)の接続料原価に算入されることとなりました。 ○ NTT東・西殿においては、二本引きなど、再利用される可能性が低い残置回線が極力発生しないよう、合理的な工事判断や再利用の徹底、不要な残置回線の撤 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当社としては、FTTHアクセスサービスの需要が継続して発生する状況においては、引込線等の設備は回線廃止時に撤去することなくそのまま残置して再利用していくことが効率的であり、利用者利便にも適うものと考えており、これまでも原則として引込線等を残置してきたところです。 ○ 一方で、個別のお客様要望がある場合や建物取壊し等により残置の必要がないことが明らかでない場合には引込線等を撤去しており、今後も同様の対応により、引き続き設備の効率化にも取り組む考えです。 ○ 既存残置回線については、今後、再利用の進展が確認された場合には、現用回線数に応じてコストを 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 接続約款変更認可申請時に算定根拠を添付させる趣旨に照らし、接続料の透明性を向上させる観点から、今後、算定根拠において、意見中に指摘のある本件見直し(令和7年2月26日)以降に生じる残置回線の回線数や維持・撤去等に要する費用の影響について示すことが適当であると考えます。 ○ また、既存残置回線の取扱いについては、「接続研 第七次報告書」(令和5年9月6日公表)に基づき、総務省において、必要に応じて見直しを検討することが適当であると考えます。 	<p>無</p>

<p>去促進によって設備の効率化に努めていただくことを要望いたします。また、接続料の透明性確保のため、令和 8 年度以降の接続料申請時において、当該接続料原価に占める残置・撤去費用の内訳を算定根拠として示していただくよう要望いたします。</p> <p>○ なお、令和 7 年度の撤去に要する費用について、NTT 西日本殿の費用が NTT 東日本殿と比較して2倍程度高い料金(NTT 東日本:9,660 円、NTT 西日本:18,137 円)となっています。NTT 東・西間の設備構成の違いによるところと推測しますが、算定根拠(算定方法や費用の内訳等)について記載がないため、適正性・透明性確保の観点から、今次申請以降、当該情報について算定根拠へ明示(今次申請分は算定根拠に改めて記載いただくか、接続事業者向けに個別に開示・説明いただく等)いただく必要があると考えます。</p> <p>○ 本年 2 月 26 日より前に残置された回線(以下、「既存残置回線」)については、接続事業者ごとに現用回線・残置回線の状況が異なること、再利用可能性が不透明であることなどから、引き続き接続事業者の個別負担とされていますが、既存残置回線についても、新規残置回線と同様に再利用は可能であることを踏まえ、総務省殿においては、再利用の状況を注視し、当該状況に応じて、基本的な接続機能の原則どおり、現用回線(分岐端末回線)の接続料原価に算入する形への見直しについて検討いただくことを要望いたします。 (KDDI株式会社)</p>	<p>負担するという網使用料の原則のとおり、新規残置回線と同様に現用回線(分岐端末回線)の接続料原価に算入する算定方法への見直しについて検討していく必要があるものと考えます。</p> <p>○ また、新規残置回線に係る維持等に要する費用ならびに撤去に要する費用の状況等については、2026年度以降の接続料申請時において、可能な限り算定根拠等において開示していく考えです。</p> <p>○ なお、NTT東日本・NTT西日本における撤去工事費の差分は、主に設備構成の違いによるものであり、撤去に係る実費相当のコストは算定根拠に開示しており、今後も引き続き開示していく考えです。 (NTT東日本・西日本)</p> <p>○ KDDI殿の「既存残置回線についても、新規残置回線と同様に再利用は可能であることを踏まえ、総務省殿においては、再利用の状況を注視し、当該状況に応じて、基本的な接続機能の原則どおり、現用回線(分岐端末回線)の接続料原価に算入する形への見直しについて検討いただくことを要望」との意見については、研究会第七次報告書の中で以下の理由から従来通り既存残置回線のコストは既存残置回線数に応じて負担するという整理となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続事業者ごとに現用回線・残置回線の状況が異なり、特に新規参入事業者においては既存残置回線の回線数が少ない傾向にあること ・ 既存残置回線については、既存の接続事業者が自らの判断で残置してきたものであり、他事業者が受益するものも含めて一定の割合で再利用はされているものの、少なくとも現段階においては、再利用可能性が不透明であること 	
---	--	--

	<p>○ また、第 67 回研究会(2023 年 1 月 24 日開催)におけるNTT東西殿の説明資料によれば、既存残置回線の残置回線コストを網使用料のコストに算入させる場合、分岐端末回線に係る接続料はNTT東日本殿で 326 円から465 円に増加(+137 円)、NTT西日本殿で 412 円から 762 円に増加(+350 円)と大幅に上昇する予測となっており、NTT東日本殿、NTT西日本殿が提供する光サービス卸の卸料金にも影響が及び、FTTH サービス全体に影響が出るおそれがあるため、既存残置回線については、研究会で整理された通り、現行ルールのまま事業者の個別負担とすべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>		
<p>意見8</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 昨年申請時よりコスト効率化・削減効果が減少。加入光ファイバ接続料に係るコスト効率化・削減について、さらなる取組を進めるよう要望。 ● 同旨意見(2者)。 ● NTT東日本においては管理・共通費が増加しているが、一時的なものか。また中長期的なコスト効率化・削減状況について説明を要望。 ● 費用が増加する場合には、その要因や発生費用の詳細等接続事業者に対して説明すべき。 	<p>再意見8</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ コスト効率化状況について、前回申請時とは比較する基準年度や経過期間が異なるため、一概に比較できるものではない。 ■ 当社管理・共通費の増加は組織再編に伴う体制整備等による一時的なもの。効率化に関する取組とその効果については、今後も説明する考え。 ■ 企業努力によるコスト・投資の効率化に引き続き取り組む。昨今の社会的要請も踏まえ、適切な価格転嫁を通じた取引適正化に適切に対応していく考え。 <p>● 賛同意見(4者)。</p>	<p>考え方8</p>	
<p>○ NTT 東西殿による加入光ファイバ接続料に係るコスト効率化・削減については、さらなる取組を進めていただくよう要望いたします。</p> <p>○ とりわけ、令和2～4年度における企業努力による更なる効率化・費用削減は、NTT 東日本殿が▲62 億円、▲57 億円、▲75 億円であり、NTT 西日本殿が</p>	<p>○ 前回申請時に報告した2022年度のコスト効率化状況については、前回算定期間(2020～2022年度)における当該年度の2018年度からの効率化額を検証しているものである一方、今般申請時に報告した2023年度のコスト効率化状況については、今次算定期間(2023～2025年度)における当該年度</p>	<p>○ 令和5年度の接続料改定に係る接続約款の変更認可における当審議会の答申を踏まえて、総務省からNTT東日本・西日本に対して行われた要請(※)を受けて、現在の加入光ファイバ接続料の算定期間である、令和5年度から令和7年度までの費用や投資の効率化の</p>	<p>無</p>

<p>▲75 億円、▲57 億円、▲81 億円であるのに対し、令和5年度における企業努力による更なる効率化・費用削減は NTT 東西殿がそれぞれ▲13 億円、▲51 億円と明らかに影響額が減少しており、加入光ファイバの需要が鈍化しているとのことであれば、さらなるコスト効率化・削減の取組の余地があると考えられます。特に NTT 東日本殿においては、管理・共通費が「業務の全体最適化を志向した組織再編に伴う体制整備等による費用の増加」により、「結果的に費用が増加した」との報告があったとされていますが、これが一時的な増加ということであれば、その旨をあらかじめ御説明いただいた上で、中長期的に見て効率化・費用削減が達成されるのかどうかについても明らかにしていただくことが必要と考えます。</p> <p>○ また、NTT 東西殿の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(令和6年度の接続料の改定等)の意見募集における考え方 10 において「引き続き、費用削減・効率化に努めることが適当」、「必要に応じて、新たな効率化の取組を検討することが望ましい」とされていることを踏まえ、さらなるコスト効率化・削減の取組に当たっては、NTT 東西殿が提供しているデジタル技術を活用した業務効率化やコスト削減に係るソリューション等の活用など、新たな取組を進めていただくことが適当と考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p> <p>○ 令和5年度将来原価認可申請時に出された指定設備管理運営費の令和7年度までの予測費用について、令和5年度の指定設備管理運営費と比べ、令和6年度、7年度はNTT東西殿ともに上昇傾向となっています。NTT東西殿においては、将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等に際しての要請に基づき、加入光ファイバ接続料に係るコスト効率化・削減の</p>	<p>の2021年度からの効率化額を検証しているものであり、比較する基準年度や経過期間が異なるため、その絶対額を一概に比較できるものではないと考えております。</p> <p>○ なお、今般申請時の報告においては、2023年度の実績費用が、2021年度の実績費用(設備量の増加を考慮)と比べて効率化された旨を報告しております。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 当社の管理・共通費に関するご意見については、業務の全体最適化を志向した組織再編に伴う体制整備等により一時的に増加したのですが、管理・共通費も含めた加入光ファイバに係る効率化に関する取組みとその効果については、今後も認可申請のプロセスにおいて総務省へ説明する考えです。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 加入光ファイバに係る効率化に関する取組みとその効果については、今後も認可申請のプロセスにおいて総務省へ説明する考えです。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>○ 当社はこれまでも、企業努力によるコスト・投資の効率化に努めてきたところであり、昨今の労務費や原材料費等の高騰により費用は増加傾向にあるものの、株主やステークホルダーの負託に応える企業における当然の経営努力として、システム等の活用も含めたDXを推進し、引き続き効率化に取り組む考えです。</p> <p>○ また、昨今の社会的要請も踏まえ、企業における賃上げ原資の確保を含めて適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させ、適切な価格転嫁を通じた取引適正化を進めることが、持続的なインフラ設備の維持・運営が求められる電気通信業界としても極めて重要であり、当社とし</p>	<p>実施内容、効果について、それぞれの年度の会計実績が取りまとまる年度において総務省に報告されることとなっているものと承知しております。</p> <p>○ 管理・共通費については、NTT東西の再意見において一時的な増加と説明されているところですが、いずれにしても、NTT東日本・西日本の加入光ファイバは、接続事業者にとって不可欠性を有することから、NTT東日本・西日本においては、引き続き効率化及び費用削減に努めることが適当であると考えます。</p> <p>○ なお、NTT東日本・西日本においては、要請(※)の趣旨を踏まえ、コスト効率化・削減の進展等の状況変化を踏まえつつ、必要に応じて、新たな効率化の取組を検討することが望ましいと考えます。</p> <p>※「将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等に関して講ずべき措置について(要請)」(令和5年7月31日総基料第162号)記2</p>
---	--	--

<p>取組状況の報告がなされていますが、令和4年度における企業努力による更なる効率化・費用削減額(NTT東日本殿:-75億円、NTT西日本殿:-81億円)に対し、令和5年度の効率化・費用削減額はNTT東日本殿で-13億円、NTT西日本殿で-51億円と削減効果が減少しています。</p> <p>○ 特に、NTT東日本殿に関しては、管理・共通費が「業務の全体最適化を志向した組織再編に伴う体制整備等」により前年度から10億円増加している旨の説明があり、また、NTT西日本殿に関しても令和3年度、令和4年度において、「業務の全体最適化を志向した本社への業務移管・業務統合等を進めたこと」により同様に一時的に費用が増加した旨の説明がなされています。</p> <p>○ 令和6年度認可申請意見募集において、総務省殿から「引き続き、費用削減・効率化に努めることが適当」、「必要に応じて、新たな効率化の取組を検討することが望ましい」との考え方が示されており、さらなる効率化が求められる状況である一方、上記の通り効率化・費用削減額は減少傾向にあり、一部では費用増加に転じている状況にあるため、NTT東西殿においては加入光ファイバ接続料に係るコスト効率化・削減の取組として報告されている内容も含め、指定設備管理運営費の低減に向けた更なる効率化・費用削減努力を実施いただくとともに、取り組みの結果により費用が増加する場合には、その取り組みおよび発生費用の詳細、今後の費用への影響や削減効果も含め、接続事業者に対して説明すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p> <p><加入光ファイバの設備保全費等></p> <p>○ 前回意見募集の際に当社から意見したとおり、継続的なコスト削減による接続料の低廉化について、NTT</p>	<p>でも適切に対応していく考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ ソフトバンク殿及び中部テレコミュニケーション殿の意見に賛同します。NTT東西殿による加入光ファイバ接続料に係るコスト効率化・削減については、NTT東西殿が提供しているデジタル技術を活用した業務効率化やコスト削減に係るソリューション等の活用など、さらなる取組を進めていただくよう要望いたします。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p> <p>○ SNC殿、ctc殿、KDDI殿意見の通り、NTT 東西殿による加入光ファイバ接続料に係るコストの低減に向けた更なる効率化・費用削減努力を実施いただくことを要望します。</p> <p>○ また、SNC殿の意見の通り、NTT東西殿の取り組みの結果、費用が増加する場合には、その取り組みおよび発生費用の詳細、今後の費用への影響や削減効果も含め、接続事業者に対して説明すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ 左記意見のとおり、加入光ファイバ接続料に係るコストの効率化・削減については継続的に実施いただくことを要望いたします。</p> <p>○ なお、当該取組の結果として、逆に費用が増加するような事態が生じた場合には、その取り組みおよび発生費用の詳細、中長期的に見て効率化・費用削減が達成されるのかどうか等について、接続事業者に対して説明すべきと考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	
--	---	--

<p>東殿・NTT西殿において、コスト削減・設備効率化の対応を引き続き実施いただくよう要望いたします。</p> <p>○ 総務省殿からの要請に基づき、NTT東殿・NTT西殿においては2023年度から2025年度までの費用や投資の効率化の実施内容、効果等の実績について報告がなされますが、今後も同様の報告を継続し、適切な費用削減・効率化が実施されているかを検証する必要があると考えます。</p> <p>(中部テレコミュニケーション株式会社)</p>	<p>○ ソニーネットワークコミュニケーションズ殿の「加入光ファイバの需要が鈍化しているとのことであれば、さらなるコスト効率化・削減の取組の余地がある」、ソフトバンク殿の「指定設備管理運営費の低減に向けた更なる効率化・費用削減努力を実施いただく」、中部テレコミュニケーション殿の「コスト削減・設備効率化の対応を引き続き実施いただくよう要望」のご意見に賛同します</p> <p>○ また、ソニーネットワークコミュニケーションズ殿の「一時的な増加ということであれば、その旨をあらかじめ御説明いただいた上で、中長期的に見て効率化・費用削減が達成されるのかどうかについても明らかにしていただくことが必要」のご意見に賛同するとともに、管理・共通費が一時的な増加事象なのか、継続的に上昇していく傾向となるのか、接続事業者の予見性が高まるご説明を希望し、効果的・効率的なコスト削減取組を期待します</p> <p>(アルテリア・ネットワークス株式会社)</p>	
<p>意見9</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 今後光への配賦率が增大することが想定されており、メタル回線設備の縮退により光ファイバ接続料が大幅に上昇すれば、メタル回線設備の縮退そのものの合理性・妥当性の観点から問題が生じるとの考え。電柱・土木設備の費用全体の効率化・削減等に取り組むことを要望。 ● また、メタルと光のコスト配賦比率が急激に変動することは接続料に大きな影響を与えるため、配賦比率の予測を提示、メタル回線設備の売却益も活用によって、配賦比率を長期安定的にすることが適当。 	<p>再意見9</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 電柱・土木設備の配賦比率については、メタル回線と光回線双方の契約者数の推移等により変動するものであるが可能な限り開示。 ■ 原価計算に用いる配賦比率は接続会計整理手順書に記載の方法に基づき、適正に算定する必要。メタル回線設備の売却益については接続会計上も適切にメタル回線接続料の原価に反映。 <ul style="list-style-type: none"> ● 賛同意見(2者)。 ● メタル回線設備は、旧公社時代に国民財産により構築された資産の一部であることを踏まえ、公の場で売却益等の用途の適正性を検証することが適当。 ● メタル回線設備の縮退段階におけるメタルと光の適正な費用配賦基準について検討が必要。 	<p>考え方9</p>

<p>○ 電柱・土木設備の費用の配賦について、NTT東西殿の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(令和6年度の接続料の改定等)の意見募集におけるNTT東西殿の再意見13で「メタルと光で共用するコストについては、接続会計整理手順書に記載の方法により適切に配賦計算しておりますが、今後はこちらの通り光への配賦比率が大きくなっていくことが想定される」とあります。</p> <p>○ しかしながら、メタル回線設備の縮退により、結果として仮に加入光ファイバ接続料が大幅に上昇することになるとすれば、メタル回線設備の縮退そのものの合理性や妥当性の観点から問題が生じうると考えられるため、電柱・土木設備の費用全体の効率化・削減等に取り組んでいただくよう要望いたします。</p> <p>○ また、メタル回線設備の縮退に係る取組は長期間にわたると想定されるところ、メタルと光に係るコストの配賦比率が急激に変動することは加入光ファイバ接続料に与える影響が大きいと考えます。このため、配賦比率の予測を提示いただいた上で、銅価格が上昇する中で相応の規模になることが想定されるメタル回線設備(銅線)の売却益も活用しながら、加入光ファイバ接続料を低廉なものとするともに予見性を確保するため、配賦比率は長期安定的なものとなることが適切と考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>○ 当社はこれまでも、企業努力によるコスト・投資の効率化に努めてきたところであり、株主やステークホルダーの負託に応える企業における当然の経営努力として、引き続き効率化に取り組む考えです。</p> <p>○ また、昨今の社会的要請も踏まえ、企業における賃上げ原資の確保を含めて適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させ、適切な価格転嫁を通じた取引適正化を進めることが、持続的なインフラ設備の維持・運営が求められる電気通信業界としても極めて重要であり、当社としても適切に対応していく考えです。</p> <p>○ 電柱・土木設備の配賦比率については、メタル回線と光回線双方の契約者数の推移等により変動するものであり、メタル・光の回線数は、市場環境・事業環境の変化等による影響を受けることから正確な予測は困難ですが、いただいたご意見等も踏まえて開示可能なものについて開示していく考えです。</p> <p>○ 配賦比率は長期安定的なものになることが適当とのご意見については、原価計算に用いる配賦比率は、設備の維持運営に係るコストを適正に接続料原価に反映する観点から、設備の実態に照らして適正なものとするべきであり、引き続き、接続会計整理手順書に記載の方法に基づき、適正に算定することが必要と考えます。</p> <p>○ メタル回線設備の売却益については、加入光ファイバの原価と関連しないメタルケーブルに係るものであることから、接続会計上も適切にメタル回線接続料の原価に反映しております。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ SNC殿意見の通り、メタル回線設備の縮退により、加入光ファイバ接続料に配賦される電柱・土木設備費用が増加し、加入光ファイバ接続料が上昇するお</p>	<p>○ 現在の電柱・土木設備に関する費用の配賦は、メタル回線のコストの在り方に関する検討会での議論を踏まえ、光サービス・メタルサービスの契約者数を用いて行われているところ、御意見のとおり、メタル回線設備の縮退は、加入光ファイバ等の接続料への影響を含め、多様な関係者に影響を与える可能性があると考えます。</p> <p>○ 意見の前段については、NTT東日本・西日本において、電柱・土木設備の費用削減・効率化に努めることが適当であると考えます。</p> <p>○ また、NTTにおいては、メタル回線設備の縮退等に関する具体的な移行計画を早急に策定した上で、総務省において、必要な検証を行うことが適当であると考えます。</p> <p>○ メタル回線設備(銅線)の売却益の扱い等に関する御意見は、移行計画の検証を行う際に総務省において留意することが適当であると考えます。</p>	<p>無</p>
--	---	---	----------

	<p>それがあつたため、NTT東西殿においては、電柱・土木設備の費用全体の効率化・削減等に取り組むべきと考えます。</p> <p>○ また、メタル回線設備の縮退により発生する「メタル回線設備の売却益」に関しては、旧公社時代に、30年の年月/25兆円もの費用をかけ国民財産により構築されNTT殿が承継した「特別な資産」の一部であることを踏まえ、過去の売却資産の詳細を明らかにし、公の場で売却益等の用途の適正性を検証したうえで、加入光ファイバ接続料原価に活用することは有効な方法の1つと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ 左記意見のとおり、メタル回線設備の縮退に伴い、特に電柱等の保守費や減価償却費など契約者数比をメタルと光の費用配賦基準に用いる費用について、急激な変動が生じ、加入光ファイバ接続料に多大な影響を与えるおそれがあると考えます。</p> <p>○ メタル固定電話の利用者について、エリア単位での移行実施等強制的なサービス移行の段階に入った場合、メタルの契約者数が急激に減少する一方、不要となったメタル回線設備はすぐには撤去されず、残存するメタル回線設備にかかる電柱の保守費等は、相当な期間、継続して発生することが想定されます。</p> <p>○ しかしながら、メタルと光の費用配賦基準が契約者数比の場合、メタルの契約者数の急激な減少に伴い、実際にかかる費用に比して、メタルに配賦される費用が極端に減少し、光の費用負担が過度に増加するおそれがあることから、メタル回線設備の縮退段階におけるメタルと光の適正な費用配賦基準について、今後、検討が必要と考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	
--	---	--

<p>意見10</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当審議会の考え方に基づく電柱の利用実態等に関する要請について、その報告内容を速やかに検証・公表し、設備の耐用年数と利用実態に乖離があれば、令和8年度の接続料改定に反映する必要。 ● 送配電事業に用いられる電柱の耐用年数との差分が生じる場合には説明を要望。 ● 光ファイバケーブルや電柱の設備の利用実態を公表したうえで設備の利用実態に即した耐用年数を算定に反映する必要。 	<p>再意見10</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 耐用年数の見直しは、接続料の低廉化ではなく、財務会計の観点から実施するものであり、今後も必要に応じて見直す考え。見直す際には固定資産データを用いた推計のほか、総合的な検討が必要。 ■ 耐用年数の見直しに係る詳細なデータは当社の経営情報に当たり、基本的に一般公表できないが、一般公表可能な内容は可能な限り公表する考えであり、原価に占める割合が大きい主要な設備の耐用年数一覧も接続事業者向けに開示した。 ■ 電力事業と電気通信事業では事業環境・競争環境が大きく異なり、耐用年数を送配電設備と同等程度にすることは適当でない。 <ul style="list-style-type: none"> ● 賛同意見(3者)。 ● 総務省は、研究会等の場でNTT東日本・西日本に対し、電柱の利用実態等に関する説明を求めるべき。 ● 同旨意見(1者)。 	<p>考え方10</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 設備の耐用年数見直しについて ○ 電柱の耐用年数については、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」(第5回。平成25年5月21日)で検討された以降、現在に至るまで見直しは実施されておらず、28年(※残存価格5%までの到達年数)とされています。 ○ 昨年、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案(令和6年度の接続料の改定等)」に対する意見及びその考え方(以下、「令和6年度答申」)において、 <ul style="list-style-type: none"> ・総務省においては、事業会計・接続会計の適正性確保の観点から、電柱の利用実態等について、NTT東日本・西日本に関連データ・見解を求めることが適当 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耐用年数の見直しは、接続料の低廉化を目的として実施するものではなく、外部の監査法人の承認を得た上で公正妥当な会計基準に照らし適正な決算を行うという財務会計の観点から実施するものであり、今後も必要に応じて見直しを行う考えです。 ○ また、見直しを行う場合には、固定資産データを用いた推計結果に加え、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事項の変化による陳腐化の危険の程度」の観点も含めた総合的な検討が必要となります。 ○ 耐用年数の見直しに係る詳細なデータ等は、当社が財務の適正性を確保するためのノウハウとして経営情報にあたることから、基本的に一般公表できるものではないと考えますが、一般公表可能な内容については可能な限り公表する考えであり、接続料原価 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電柱の耐用年数については、意見で言及されているとおり、「令和6年度の接続料の改定等に関して講ずべき措置について(要請)」(令和6年3月21日総基料第56号)においてNTT東日本・西日本に要請されているとおり、事業会計・接続会計の適正性確保の観点から、電柱の利用実態等について、NTT東日本・西日本に関連データ・見解を求めることが適当とされているところです。 ○ なお、この報告に係る情報については、総務省において、接続約款変更認可プロセス等の際に、非公表とすることに合理的な理由がある場合を除き、一般公表することが適当であると考えます。 	<p>無</p>

<p>であり、それらの点について総務省に報告するよう、総務省からNTT東日本・西日本に要請することが適当である旨考えが示され、NTT東・西殿に対し、令和5年度末時点での電柱の耐用年数について検証を行った上でその見直しに関する状況についての見解及び検証に用いたデータ等の関連データを令和7年3月31日までに、総務省に報告することとする要請が出されました。</p> <p>○ 総務省殿においては、NTT東・西殿の報告内容を速やかに検証・公表いただき、設備の耐用年数と利用実態との間で乖離が発生しているものがあれば、令和8年度の接続料改定において、耐用年数の見直しを反映した接続料をNTT東・西殿に認可申請いただく必要があると考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p> <p>○ 令和6年度認可申請意見募集において、総務省殿から「事業会計・接続会計の適正性確保の観点から、電柱の利用実態等について、NTT東日本・西日本に関連データ・見解を求めることが適当であり、それらの点について総務省に報告するよう、総務省からNTT東日本・西日本に要請することが適当」、「この報告に係る情報については、総務省において、接続約款変更認可プロセス等の際に、非公表とすることに合理的な理由がある場合を除き、一般公表することが適当」との考え方が示されているため、次年度の認可申請プロセスにおいて、総務省殿はNTT東西殿に対して接続料の算定等に関する研究会(以下、「研究会」といいます。)等の場での説明を求めるべきと考えます。</p> <p>○ その際に、NTT東西殿が送配電事業における耐用年数(42年)と異なる耐用年数が妥当との見解が示される場合においては、NTT東西殿に対して差分が生じ</p>	<p>に占める割合の大きい主要な設備の耐用年数一覧についても、接続事業者様向けホームページにおいて開示を行っているところです。接続料の適正性確保に向けた情報開示については、接続料を負担する接続事業者様における予見性向上に資するよう、引き続き透明性確保に努めていく考えです。</p> <p>○ なお、国税庁が公表している電柱の耐用年数表においても「発電用又は送配電用のもの」と「電気通信事業用のもの」とが区別され、耐用年数も異なっていることに加え、電力事業と電気通信事業では事業環境・競争環境の違いが大きく、陳腐化の危険の程度も異なっていることから、当社市内線路設備の耐用年数を送配電設備と同等程度にすることは適当ではないと考えております。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ KDDI殿意見の通り、令和6年度認可申請意見募集の考え方12で総務省殿から「事業会計・接続会計の適正性確保の観点から、電柱の利用実態等について、NTT東日本・西日本に関連データ・見解を求めることが適当であり、それらの点について総務省に報告するよう、総務省からNTT東日本・西日本に要請することが適当」、「この報告に係る情報については、総務省において、接続約款変更認可プロセス等の際に、非公表とすることに合理的な理由がある場合を除き、一般公表することが適当」との考え方が示されているため、次年度の認可申請プロセスにおいて、総務省殿はNTT東西殿に対して研究会等の場での説明を求めるべきと考えます。</p> <p>○ その際に、NTT東西殿が送配電事業における耐用年数(42年)と異なる耐用年数が妥当との見解が示される場合においては、差分が生じる理由の説明を求め、適切な耐用年数の在り方について議論すべきと</p>	
---	--	--

<p>る理由の説明を求め、適切な耐用年数の在り方について議論すべきと考えます。 (ソフトバンク株式会社)</p> <p><光ファイバ・電柱の耐用年数の見直し></p> <p>○ 接続料の適正性確保の観点から、NTT東殿・NTT西殿において、光ファイバケーブルや電柱の設備の利用実態の検証及び結果を公表していただいたうえで、適時適切に設備の利用実態に即した耐用年数を算定に反映する必要があると考えます。 (中部テレコミュニケーション株式会社)</p>	<p>考えます。</p> <p>○ また、cto殿の意見の通り、加入光ファイバに関しても、将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等に関するNTT東西殿の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請(以下、「令和5年度将来原価認可申請」といいます。)において、「総務省においては、非公表とすべき部分がある場合は、その必要性について、総務省及びNTT東日本・西日本は適切に説明することが適当」との考え方が示されているため、NTT東西殿は非公表とすべき理由の詳細を説明し、合理的な理由がない場合は一般公表すべきと考えます。総務省殿からは令和6年度認可申請意見募集の考え方14で、「メタル回線とどのような要因から耐用年数の差異が生じているか等の観点から、NTT東日本・西日本において、総務省に対し適切に説明することが適当」との考え方が示されていますが、光ファイバの利用実態等を踏まえ、事業会計・接続会計の適正性が確保されているかを接続事業者においても確認する観点から、総務省殿に対してだけでなく、接続事業者に対しても説明すべきと考えます。 (ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ 左記意見のとおり、総務省殿においては、電柱の利用実態等について、NTT 東・西殿の報告内容を速やかに検証・公表いただき、必要に応じて接続料の算定等に関する研究会等の場での説明を求めべきと考えます。</p> <p>○ その上で、設備の耐用年数と利用実態との間で乖離が発生しているものがあれば、令和 8年度の接続料改定において、耐用年数の見直しを反映した接続料を認可申請いただく必要があると考えます。 (KDDI株式会社)</p>	
--	---	--

	<p>○ ソフトバンク殿の「光ファイバは少なくともメタルケーブルと同様の耐用年数まで延伸可能であると考えられるため、加入光ファイバの接続料においては、出来る限り早期に耐用年数をメタルケーブルと同等まで延伸した上で再算定すべき」、また中部テレコミュニケーション殿の「接続料の適正性確保の観点から、NTT 東殿・NTT 西殿において、光ファイバケーブルや電柱の設備の利用実態の検証及び結果を公表していただいたうえで、適時適切に設備の利用実態に即した耐用年数を算定に反映する必要がある」のご意見に賛同します (アルテリア・ネットワークス株式会社)</p>		
<p>意見11</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 光ファイバの耐用年数は推計に基づき延伸されたが、各関数の結果は非公表であり、接続事業者は試算結果の妥当性を確認できない。 ● 令和5年度改定時の当審議会の考え方でも示されている通り、非公表とする合理的な理由がない場合は一般公表すべきと考える。 ● 光ファイバと同じ外皮を使うメタルケーブルの耐用年数を考慮すると、光ファイバの耐用年数も同等まで延伸し再算定すべきである。 ● 昨年度改定時の当審議会の考え方において、メタル回線と光ファイバの耐用年数の差異についてNTT東日本・西日本が総務省に対し適切に説明することを求めているが、接続事業者にも説明すべき。 	<p>再意見11</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 耐用年数の見直しは、接続料の低廉化ではなく、財務会計の観点から実施するものであり、今後も必要に応じて見直す考え。見直す際には固定資産データを用いた推計のほか、総合的な検討が必要。 ■ 耐用年数の見直しに係る詳細なデータは当社の経営情報に当たり、基本的に一般公表できないが、一般公表可能な内容は可能な限り公表する考えであり、原価に占める割合が大きい主要な設備の耐用年数一覧も接続事業者向けに開示した。 ■ 先般の光ファイバの耐用年数の見直しでは、固定資産データを用いた推計結果以外の観点も含め総合的に検討した結果として見直すこととしたが、メタルケーブルと光ファイバでは、素材や接続部の構造、設備の構築や運用に係る改善の取組み状況、需要動向や投資の状況、減損の実施有無等で状況が異なり「同一条件の資産」とは認められないため、同様に扱うことは適当ではない。 <p>● 賛同意見(1者)。</p>	<p>考え方11</p>	

<p>○ 光ファイバに係る耐用年数については、推計に用いる7つの関数をもとに架空光ファイバが25年年、地下光ファイバが30年にそれぞれ延伸されましたが、各関数を用いた耐用年数の結果については非公表となっているため、接続事業者は試算結果及びその妥当性を確認することができず、「接続料の算定に関する研究会」第二次報告書(平成30年10月2日)においても、7つの関数を基にした考え方が妥当であるとの結論には至っていません。</p> <p>○ 令和5年度将来原価認可申請意見募集において総務省殿からは、「総務省においては、非公表とすべき部分がある場合は、その必要性について、総務省及びNTT東日本・西日本は適切に説明することが適当」との考え方が示されているため、NTT東西殿は非公表とすべき理由の詳細を説明し、合理的な理由がない場合は一般公表すべきと考えます。</p> <p>○ ケーブルの材質において最も劣化が早いと考えられる外皮(シース)について、光ファイバと同じ素材を使うメタルケーブルでは、耐用年数は架空28年、地下36年が適用されており、また敷設環境も同じであることを考慮すると、少なくともメタルケーブルと同様の耐用年数まで延伸可能であると考えられるため、加入光ファイバの接続料においては、出来る限り早期に耐用年数をメタルケーブルと同等まで延伸した上で再算定すべきと考えます。</p> <p>○ この点について、総務省殿からは令和6年度認可申請意見募集の中で、「メタル回線とどのような要因から耐用年数の差異が生じているか等の観点から、NTT東日本・西日本において、総務省に対し適切に説明することが適当」との考え方が示されていますが、光ファイバの利用実態等を踏まえ、事業会計・接続会計の適正性が確保されているかを接続事業者においても</p>	<p>○ 耐用年数の見直しは、接続料の低廉化を目的として実施するものではなく、外部の監査法人の承認を得た上で公正妥当な会計基準に照らし適正な決算を行うという財務会計の観点から実施するものであり、今後も必要に応じて見直しを行う考えです。</p> <p>○ また、見直しを行う場合には、固定資産データを用いた推計結果に加え、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事業の変化による陳腐化の危険の程度」の観点も含めた総合的な検討が必要となります。</p> <p>○ 耐用年数の見直しに係る詳細なデータ等は、当社が財務の適正性を確保するためのノウハウとして経営情報にあたることから、基本的に一般公表できるものではないと考えますが、一般公表可能な内容については可能な限り公表する考えであり、接続料原価に占める割合の大きい主要な設備の耐用年数一覧についても、接続事業者様向けホームページにおいて開示を行っているところです。接続料の適正性確保に向けた情報開示については、接続料を負担する接続事業者様における予見性向上に資するよう、引き続き透明性確保に努めていく考えです。</p> <p>○ なお、2023年度の将来原価認可申請時における光ファイバケーブルの耐用年数見直しについては、固定資産データを用いた推計結果に加え、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事業の変化による陳腐化の危険の程度」の観点も含め総合的に検討した結果として、光ファイバケーブルに係る耐用年数を見直すこととしたものですが、メタルケーブルと光ファイバケーブルでは「素材や接続部等の構造」、「設備の構築や運用に係る改善の取組み状況」、「需要動向や投資の状況、減損の実施有無」等、耐用年数の検証に係る各観点における状況が異なり、「同一条件の資産」とは認められない</p>	<p>○ 光ファイバの耐用年数については、当審議会の考え方(※1)を踏まえ、総務省からNTT東日本・西日本に所要の要請(※2)がなされているところであり、当該要請に基づく報告内容を踏まえて検討することが適当であると考えます。</p> <p>○ 報告の内容について、非公表とすべき部分がある場合は、その必要性について、総務省及びNTT東日本・西日本は適切に説明することが適当であると考えます。</p> <p>○ なお、報告に当たっては、メタル回線とどのような要因から耐用年数の差異が生じているか等の観点から、NTT東日本・西日本において、総務省に対し適切に説明することが適当であると考えます。</p> <p>※1 「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案(将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等)」に対する答申(情郵審第31号)考え方4</p> <p>※2 「将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等に関して講ずべき措置について(要請)」(令和5年7月31日総基料第162号)</p>	<p>無</p>
--	---	---	----------

<p>確認する観点から、総務省殿に対してだけでなく、接続事業者に対しても説明すべきと考えます。 (ソフトバンク株式会社)</p>	<p>ため、同様に扱うことは適当でないと考えます。 (NTT東日本・西日本)</p> <p>○ (再意見10のとおり。) (アルテリア・ネットワークス株式会社)</p>		
<p>意見 12</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 原価に占める報酬の割合の上昇や電柱・土木設備等の共用コストの上昇にメタルサービスの縮退も加わり、加入光ファイバ接続料の更なる上昇が懸念。 ● そのため、NTTに対し、早急に移行計画を策定し、接続料への影響を開示することを要望。 ● また、NTT東日本・西日本がNTT持株会社の100%子会社であることも考慮したうえで資本調達の実態を明らかにし、自己資本比率の算定の在り方を検討する必要。 ● 同旨意見(2者)。 ● 接続研等の場で継続して報酬の在り方について検討することを要望。 	<p>再意見12</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 報酬の構成比の増加は設備管理運営費低減によるもの。接続料原価に見込んでいる報酬は会計実績に基づき織り込まれるべきものであり、接続料の低廉化を目的に見直すべきではない。 ■ 当社は自らの判断で必要な資金を調達しており、接続料算定の観点から資本調達方法を決定しているものではない。 ■ NTT持株会社の資本構成比を採用すべきという意見については、下記の考え <ul style="list-style-type: none"> ・グループ各社の様々な事業における資金調達の状況が反映されており、固定通信の資金調達の実態を表すものでない。 ・NTT東日本・西日本としての資本調達の実態とも全く異なる持株会社の資本構成比を採用する合理性がない。 ■ メタル回線設備の縮退にあたっては段階的に、移転等の申込を契機とした移行勧奨～エリア単位での移行を実施する考え。メタルの維持限界への対応に向けた具体的計画や影響、代替サービスは現在検討中であり、適時公表・説明する。 <p>● 自己資本比率の見直しに関する賛同意見(5者)。</p>	<p>考え方12</p>	
<p>○ 令和5年度将来原価認可申請において、報酬は令和5年度から令和7年度にかけて上昇する予測となっており、原価に占める報酬の比率は、令和5年度将来原価認可申請前の令和4年度から令和7年度でNTT東西殿</p>	<p>○ 加入光ファイバの接続料原価において、報酬(資本コスト)の構成比が近年高まっている主要因は、不断のコスト効率化や償却方法の見直し(定率法から定額法)、経済的耐用年数の見直し等により、設備</p>	<p>○ 報酬額の動向が接続料に大きな影響を与えることを踏まえると、総務省においては、資本調達の実態を適切に反映する観点から、今後も報酬率の推移について注視するとともに、必</p>	<p>無</p>

<p>ともに5%前後上昇する結果となっています(NTT東日本殿は29%強から35%弱、NTT西日本殿は24%弱から29%弱に上昇)。また、令和6年度認可申請における乖離額調整では、NTT東日本殿で+8億円、NTT西日本殿で+14億円、令和7年度認可申請における乖離額調整においてはNTT東日本殿で+39億円、NTT西日本殿で+50億円報酬分として原価が加算され、ますます原価に占める報酬の割合が上昇しています。さらに、電柱・土木設備等の共用コストの上昇(メタル回線契約数の減少に伴い、メタルサービスとの間で契約数比により費用配賦される共用コストが加入光ファイバに配賦される比率が高まる)により、レートベース及び設備管理運営費等が増加し、接続料が上昇傾向にあり、今後NTT東西殿のメタルサービスの縮退により、加入光ファイバ接続料がますます上昇することが懸念されるため、次期将来原価算定までに以下の点について対応すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」最終答申(案)に対する意見及びこれに対する考え方』の総務省殿の考え方2-2-13「メタル回線設備の縮退は、加入光ファイバ等の接続料への影響を含め、多様な関係者に影響を与える可能性があると考えます。このため、NTTにおいて、メタル回線設備の縮退等に関する具体的な移行計画を早急に策定した上で、総務省において、必要な検証を行うことが適切と考えます。」の通り、早急な移行計画策定と競争事業者への計画及び、加入光ファイバ接続料への影響を開示すること。 ・接続料の算定方法の見直しについて研究会の場で議論・検討すること。特に、接続料算定上、レートベースの増加に伴う報酬の上昇の一要因は自己資本比率の高さであるため、現状の自己資本比率の算定 	<p>管理運営費が低減していることであり、結果として報酬の構成比が上昇したものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ また、接続料原価に見込んでいる報酬は、電気通信設備を構築・維持・運営し、役務や機能を安定的に提供するための資本コストであることから、資金調達の実態を反映した会計実績に基づき適正に織り込まれるべきものであり、接続料の低廉化を目的に見直しを検討するべきではないと考えます。 ○ 「NTT東日本・西日本の資金調達の実態を明らかにすべき」というご指摘については、 <ul style="list-style-type: none"> ✓NTT東日本・西日本はそれぞれの事業環境を踏まえて自らの判断で事業運営や設備投資等に必要となる資金を調達しており、その実態が反映されているのはNTT東日本・西日本の資本構成に他ならず、NTT東日本・西日本としての資金調達の実態を踏まえた適正な資本コスト回収のため、当該比率を乗じる固定資産価額等と同様にNTT東日本・西日本の実績を用いることが適切と考えます。 ✓NTT東日本・西日本の自己資本比率の水準については、電気通信役務の安定的な提供のため、NTT東日本・西日本が自ら調達した負債の返済を進めてきた結果であり、接続料算定の観点から資本調達方法を決定しているものではありません。 ○ 「NTT持株会社の資本構成比を採用すべき」というご指摘については、 <ul style="list-style-type: none"> ✓NTTグループ各社は、モバイル通信、システムインテグレーション、都市開発、電力といった様々な事業を国内外で営んでおり、NTT持株会社の貸借対照表には、そのようなグループ各社の様々な事業における資金調達の状況が反映されていることから、固定通信の資金調達の実態を表すものではなく、固定通信の接続料算定に採用すべきもの 	<p>要に応じ見直しを検討することが適切であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ なお、NTT東日本・西日本が、NTT持株との関係において、接続料算定上見込んでいる報酬より低廉なコストで資本調達できている場合等には、その実態を考慮した算定方法も含めて検討することが適切であると考えます。次期算定期間における接続料の算定方法に係る議論においては、NTT持株との関係における資本調達の実態について、議論に必要な範囲で明らかにされることが適切であると考えます。
---	--	--

<p>の在り方が適切か否かの議論が必要。具体的には、令和6年度認可申請意見募集における総務省殿の考え方18「次期算定期間における加入光ファイバ接続料の算定方法に係る議論においては、NTT持株会社との関係における資本調達の実態について、議論に必要な範囲で明らかにされることが適当」のとおり、まずはNTT持株会社殿とNTT東西殿の資本調達の実態を明らかにし、現状の算定で用いる自己資本比率が適正な値か否かを確認、議論することが必要。</p> <p>○ また、NTT東西殿はNTT持株会社殿の100%子会社であり、NTT持株会社殿から調達する自己資本及び関係会社借入金が増加・純資産の総額に占める割合はNTT東西殿ともに7割(2023年度期)と大半を占めていますが、これらに対して発生する資本調達コストはNTT持株会社殿に対する利子や配当金で、市場に対して発生する資本調達コストではありません。すなわち、市場に対して発生したコストを正確に反映していないと考えられ、これらの項目に関しては、市場に対して実際に発生した資本調達コストを加味する観点から、NTT持株会社殿の資本構成を考慮し調整すべきと考えます。</p> <p>○ なお、加入光ファイバ接続料のみならず、ドライケーブルではNTT東日本殿は前年度比+18.9%、NTT西日本殿は前年度比+19.7%、中継ダークファイバではNTT東日本殿で前年度比+26.9%、NTT西日本殿は前年度比+29.7%と報酬が上昇しており、早急に現状の自己資本比率の算定の在り方を議論が必要と考えます。(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ 加入光ファイバ接続料における報酬の在り方について、NTT東西殿の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(令和6年度の接続料の改定</p>	<p>ではないと考えます。</p> <p>✓ 接続料低廉化の観点からNTT東日本・西日本としての資本調達の実態とも全く異なる持株会社の資本構成比を採用することは、当社以外のNTTグループ事業の影響により当社の固定通信事業の適正報酬が変動するという観点からも合理性がないと考えます。</p> <p>○ 「メタル回線設備の縮退等の計画及び接続料への影響を開示すべき」というご指摘については、当社としては、メタル設備を用いた固定電話の利用の減少等を踏まえれば、将来にわたってメタル設備を用いた固定電話を継続することは現実的ではないため、2035年度を目途に縮退する考えであり、縮退にあたっては、加入電話をご利用中のお客様にご不便をおかけしないよう、短時間で急速な移行を行うのではなく、段階的に、移転等の申込を契機とした移行勧奨～エリア単位での移行を実施する考えです。</p> <p>○ メタルの維持限界への対応に向けた具体的計画や影響、代替サービス(現時点では光回線電話、モバイル網を利用した固定電話等を想定)については、「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」(令和5年諮問第28号)に関する情報通信審議会からの最終答申も踏まえつつ、現在検討中であり、お示しできるタイミングで公表するとともに、接続事業者様に対しても、丁寧な説明を実施する考えです。(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ ソフトバンク殿、KDDI殿及び中部テレコミュニケーション殿の意見に賛同します。資本調達の実態を適切に反映する観点から、NTT持株会社殿の比率を採用するなど、自己資本比率の見直しを検討することが必要と考えます。</p>	
---	--	--

<p>等)の意見募集における考え方15で「報酬額の動向が加入光ファイバ接続料に大きな影響を与えることを踏まえると、総務省においては、資本調達の実態を適切に反映する観点から、今後も報酬率の推移について注視するとともに、必要に応じ見直しを検討することが適当」とされたこと、さらに、同意見募集における考え方18で「意見で指摘されている個々の論点も含め、今後、次期算定期間の加入光ファイバ接続料の検討に向けて、総務省及び関係事業者において、必要に応じ見直しを検討することが適当」とされたことを踏まえ、資本調達の実態を適切に反映する観点から、NTT持株会社殿の比率を採用するなど、自己資本比率の見直しを検討することが必要と考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 報酬の算定方法見直しについて ○ 近年の景気動向や金融政策の状況等により、令和4年度以降リスクフリーレート(10年ものの国債利回り)が上昇(令和3年:0.09、令和4年:0.3、令和5年:0.62)を続けていることから、令和5年度の報酬の実績において、NTT東日本+39億円(※令和4年度:+8億円)、NTT西日本+50億円(※令和4年度:+14億円)の乖離額が生じています。令和6年度も、リスクフリーレートは上昇傾向にあり、これに伴い自己資本利益率も今後益々上昇していくことが予想されます。 ○ 第一種指定電気通信設備の接続料は、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものであり、適正な利潤は、第一種指定電気通信設備の機能の提供に用いられる資産の資本調達コストと位置づけられるものです。 ○ 現在、適正な利潤の算定については、NTT東・西殿の資本構成比率に基づいて算定されておりますが、NTT東・西殿がNTT持株殿の100%子会社(非上場) 	<p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度将来原価認可申請時の単金から、リスクフリーレート(10年ものの国債利回り)が上昇や電柱・土木設備等の共用コストの上昇(メタル回線契約数の減少に伴い、メタルサービスとの間で契約数比により費用配賦される共用コストが加入光ファイバに配賦される比率が高まる)に伴うレートベースの上昇により令和6年度認可申請における乖離額調整では、NTT東日本殿で+8億円、NTT西日本殿で+14億円、令和7年度認可申請における乖離額調整においてはNTT東日本殿で+39億円、NTT西日本殿で+50億円報酬分として原価が加算されており、報酬額の影響で加入光ファイバ接続料は上昇傾向にあり、引き続き、リスクフリーレート(10年ものの国債利回り)が上昇している状況にあることや今後NTT東西殿のメタルサービスの縮退により引き続き報酬が上昇し、加入光ファイバ接続料がさらに上昇することが予測されます。 ○ SNC殿、ctc殿の意見の通り、令和6年度認可申請意見募集の考え方15では「報酬額の動向が加入光ファイバ接続料に大きな影響を与えることを踏まえると、総務省においては、資本調達の実態を適切に反映する観点から、今後も報酬率の推移について注視するとともに、必要に応じ見直しを検討することが適当」との考え方が示されているところ、今後さらに報酬額が上昇し、加入光ファイバ接続料が上昇するおそれがあるため、加入光ファイバ接続料の次期将来原価算定に向けて報酬の在り方について早急に議論を開始すべきと考えます。 ○ 報酬の在り方の議論に際しては、KDDI殿意見の通り、令和6年度認可申請における総務省殿の考え方18「次期算定期間における加入光ファイバ接続料 	
--	---	--

<p>であり、NTT持株殿に資本の調達を依存していると考えられることから、令和6年度答申考え方18(※)の通り、NTT持株殿との関係における資本調達の実態を明らかにした上で、より適正な利潤を算定するため、例えば、実際の資本調達コストに近づけるために、NTT持株殿の資本構成比率を参照するなど、算定方法の在り方について議論する必要があると考えます。議論の結果、算定方法について見直す場合には、令和8年度の接続料改定において、算定方法の見直しを反映した接続料を認可申請いただく必要があると考えます。</p> <p>(※) (略) KDDI意見については、実際費用方式の考え方からは、NTT東日本・西日本が、NTT持株との関係において、接続料算定上見込んでいる報酬より低廉なコストで資本調達できている場合等には、その実態を考慮した算定方法も含めて検討することが適当と考えます。次期算定期間における加入光ファイバ接続料の算定方法に係る議論においては、NTT持株との関係における資本調達の実態について、議論に必要な範囲で明らかにされることが適当と考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p> <p><報酬の見直し></p> <p>○ 「接続料の算定等に関する研究会」の議論結果を踏まえ、2024年度接続料の認可申請以降、報酬の算定のうち、自己資本利益率の算定方法について見直しがなされ、報酬の過度な上昇は抑制されているものの、レートベースの増加に加え、リスクフリーレート上昇に伴う報酬増や自己資本比率増(NTT西殿)に伴う報酬が増加しています。</p> <p>〔 NTT東殿報酬額:2023年度予測値 603億円→2023年度実績 642億円+39億円(+6%) 〕</p>	<p>の算定方法に係る議論においては、NTT 持株との関係における資本調達の実態について、議論に必要な範囲で明らかにされることが適当」のとおり、まずは日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT持株会社殿」といいます。)と NTT 東西殿の資本調達の実態を明らかにし、現状の算定で用いる自己資本比率が適正な値か否かを確認、議論することが必要と考えます。</p> <p>○ また、KDDI殿の意見のとおり、適正な利潤とは第一種指定電気通信設備の機能の提供に用いられる資産の資本調達コストと位置づけられるものであるところ、NTT 東西殿は NTT 持株会社殿の 100%子会社であることや、資産の大半を親会社であるNTT持株会社殿から調達しており、その資本調達コストはNTT 持株会社殿に対する利子や配当金で、市場に対して発生するものではないことから、NTT持株会社殿からの資本調達分に関しては、市場に対して実際に発生した資本調達コストを加味する観点から、NTT持株会社殿の資本構成を考慮し調整すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ 左記意見のとおり、NTT 持株殿と NTT東・西殿の資本調達の実態を明らかにした上で、より適正な利潤を算定するため、例えば、実際の資本調達コストに近づけるために、NTT持株殿の資本構成比率を参照するなど、算定方法の在り方について議論する必要があると考えます。</p> <p>○ 議論の結果、算定方法について見直す場合には、令和 8 年度の接続料改定において、算定方法の見直しを反映した接続料を認可申請いただく必要があると考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	
---	--	--

<p>NTT西殿報酬額:2023年度予測値 405億円→2023年度実績 455億円+50億円(+12%)</p> <p>○ NTT東殿・NTT西殿の加入光ファイバ接続料は、その原価のうち報酬額がNTT東殿で約35%、NTT西殿で約30%を占めており、以前として報酬が占める割合が大きく、報酬額の動向が接続料水準に大きな影響を与えている状況となっています。</p> <p>○ 今後も景気動向や金融政策次第ではリスクフリーレートの上昇等も想定され、報酬増に伴う加入光ファイバ接続料の更なる上昇が懸念されます。</p> <p>そのため、「接続料の算定等に関する研究会」等の場で継続してβ値や自己資本比率の見直し等を含めて様々な視点(例:【他役務料金の認可申請時の自己資本比率】鉄道運賃・電気料金:30%固定、ガス料金:35%固定)から、報酬の在り方についてご検討いただくことを要望いたします。</p> <p>○ また、前回答申において、「報酬額の動向が加入光ファイバ接続料に大きな影響を与えることを踏まえると、総務省においては、資本調達の実態を適切に反映する観点から、今後も報酬率の推移について注視するとともに、必要に応じ見直しを検討することが適切と考えます。(※考え方15)」との考えが示されていることから、2026年度以降からの次期算定に向けてより具体的な検討を開始する必要があると考えます。</p> <p>(中部テレコミュニケーション株式会社)</p>	<p>○ ソフトバンク殿の「接続料の算定方法の見直しについて研究会の場で議論・検討すること。特に、接続料算定上、レートベースの増加に伴う報酬の上昇の一要因は自己資本比率の高さであるため、現状の自己資本比率の算定の在り方が適切か否かの議論が必要」、ソニーネットワークコミュニケーションズ殿の「資本調達の実態を適切に反映する観点から、NTT 持株会社殿の比率を採用するなど、自己資本比率の見直しを検討することが必要」、KDDI殿の「NTT 持株殿の資本構成比率を参照するなど、算定方法の在り方について議論する必要」のご意見に賛同します</p> <p>○ 現在の報酬の在り方につき、特にNTT持株会社殿との資本関係を前提とした市場の実勢から乖離した高い自己資本比率を適用している点は、結果として接続料における報酬が過剰に評価されていると考えられます。デジタルインフラは社会基盤として広く利用されるものであり、公共性の観点からもより客観的且つ公正な算定方法への見直しを要望します</p> <p>(アルテリア・ネットワークス株式会社)</p> <p>○ 適正報酬額は、接続料原価の構成要素となっている(別紙1:P74)ことから、加入光ファイバ接続料に大きな影響を及ぼすため、その算定の際に用いられる自己資本比率(同P80)について、電力等の他の公共サービスの料金算定において用いられる自己資本比率を参考にしつつ、第一種電気通信事業における統一基準を設定するなどし、一定の制限を課すべきと考えます。</p> <p>○ 自己資本比率については接続料等に関する研究会においてこれまで取り上げられていないと認識し</p>	
---	---	--

	<p>ているところ、速やかに議論して頂きたく存じます。</p> <p>○ なお、上記の影響については加入光ファイバ接続料以外の各種の接続料にも同様に及ぶものであることから、同研究会の場で、加入光ファイバのみならず多くのサービスを提供するNTT東西殿における接続料全体の課題として議論して頂きたく存じます。</p> <p>(楽天モバイル株式会社)</p>		
<p>意見13</p> <p>● 令和5年度の算定では、令和3年度の期待自己資本利益率が令和5年度まで継続するとみなして、令和3年度の値を採用しており、令和5年度以降は同水準で推移するとの申請内容であったが、令和6年度および令和7年度の接続料はさらに上昇。</p> <p>● NTT東日本・西日本には定量的な説明を、総務省にはその検証を要望。</p>	<p>再意見13</p> <p>■ 自己資本利益率や他人資本利子率等については、一定の合理的な予測に基づき料金を設定しており、今後も同様の対応をしていく考え。</p> <p>■ 構造上、収入と原価の予測と実績に乖離が生じるため、乖離を調整する仕組みが不可欠であるとの考え。</p> <p>■ なお、収入と原価の予測と実績の乖離要因については、今後も適切に説明を行う考え。</p> <p>● 賛同意見(1者)。</p>	考え方13	
<p>○ 接続料の算定に用いられている各年度の期待自己資本利益率は、令和5年度から令和7年度までの説明資料によれば、令和元年度(以下、「R1」と記載します。)は4.05%、R2は2.87%、R3は5.07%、R4は5.22%、R5は5.77%となっております。過去3年間の平均値として採用された値は、令和5年度接続料算定時は5.07%、R6算定時は4.39%、R7(今回認可申請)時は5.35%となっております。令和5年度の算定においてはR1～R3の平均値(4.00%)を採用すべきところ、R3の値がR5まで継続するとみなしてR3の値(5.07%)を採用されたと認識しておりますが、そのためにR5以降の加入光ファイバ接続料がNTT東西共に10%強の上昇となる一方、R5以降は同水準で推移するとの申請内容となっております。ところが、令和6年度および令和7年度の加入光ファイバの接続料は、令和5年度に認可</p>	<p>○ 将来原価方式により接続料を算定する際の自己資本利益率や他人資本利子率等については、認可申請時点で把握・予測可能な変動要素等を踏まえ、一定の合理的な予測に基づき料金を設定しており、今後も同様の対応をしていく考えです。</p> <p>○ また、金利の上昇も含めた様々な変動要素を予測の段階からすべて織り込むことは困難であり、構造上、収入と原価の予測と実績に乖離が生じることは避けられないことから、接続料規則14条(接続料設定の原則)に規定される実績収入と実績原価の一致がなされなくおそれがあるため、発生した予測と実績の乖離を調整する仕組みが不可欠であると考えます。</p> <p>○ なお、収入と原価の予測と実績の乖離要因については、今後も適切に説明を行う考えです。</p>	<p>○ 令和5年改定時において報酬の算定に用いられている期待自己資本利益率は、当審議会の考え方(※)のとおり、第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号)の規定に照らして妥当であると考えますが、いずれにせよ、予測と実績の乖離要因については、NTT東日本・西日本において適切に説明を行うことが妥当であると考えます。</p> <p>※「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等)」に対する答申(令和5年情郵審第31号)考え方7</p>	無

<p>された料金から乖離が大きく上昇する傾向となっており、令和5年度算定時に4.00%ではなく5.07%を採用した効果が図れない状況です。本件について、NTT東西殿においては定量的な説明、および総務省殿においては、その検証をお願いしたいと考えております。 (アルテリア・ネットワークス株式会社)</p>	<p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ アルテリア・ネットワークス殿の意見に賛同します。接続料の算定において採用する数値について、NTT東西殿による定量的な説明及び総務省殿による検証が必要と考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>		
<p>意見14</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NTT東日本・西日本の投資回収リスクが低いことや、英国での事例も踏まえると、NTT持株会社のβ値よりも低い値を採用することが適当である。 ● 固定通信事業のリスク評価や他のインフラ企業との比較、諸外国の事例等を踏まえ、より低いβ値への見直しを検討することが適当。 	<p>再意見14</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ β値は接続研の考え方を踏まえて採用した。 ■ 固定通信の需要は一巡しており、また多角化が進む諸外国キャリア、国内の他産業との違いは大きい。 ■ 頻繁に見直しを行うことは予見性を損ねるとの考え。 <p>● 賛同意見(2者)。</p>	<p>考え方14</p>	
<p>○ 自己資本利益率の算定で用いられるCAPM的手法におけるβ値については、第71回研究会(令和5年4月18日)で示された、少なくとも日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT持株会社殿」といいます。)のβ値を上回ることはないことを念頭に従来の0.6から0.566に見直しが行われましたが、以下の通り、NTT東西殿の事業リスクはNTT持株会社殿の事業リスクよりも低いと考えられるため、NTT持株会社殿の値よりも低い値を採用すべきと考えます。</p> <p>・ FTTHサービスの契約数は2024年度第2四半期時点で4,072万契約(うちNTT東西殿の契約数は約2,350万契約)*1に上り、既に安定的な投資回収時期に入っていること。また、今回の将来原価の申請におけるNTT東西殿の需要予測においても総芯線数の増加は継続していることから、投資回収におけるリスクは極めて低いと考えられること。</p>	<p>○ β値については、「接続料の算定等に関する研究会」第七次報告書において整理された通り、「NTTグループ全体のβ値(持株会社のβ値)を基礎として検討すべき」、「少なくとも持株会社のβ値を上回ることはないことを念頭に、直近の外的要因(新型コロナウイルス感染症等)による影響を勘案しつつ直近の値を基にβ値」を見直すべきとの考え方が示されたことを踏まえて「0.566」を採用したものです。</p> <p>○ なお、固定通信の需要はすでに一巡し、FTTHの純増数が大きく低下していることに加え、今後は5G等の普及やホームルータの浸透等により、更にモバイル通信への需要の移行が見込まれることから、固定通信設備が陳腐化するリスクはこれまで以上に高まっているものと考えます。</p> <p>○ 諸外国の主要キャリアについては、モバイル事業や上位レイヤー、放送も含めて、事業の多角化が大きく進んでおり、政治経済の情勢も各国でかなり異なってきたことを踏まえても、国内の固定通信事業</p>	<p>○ β値については、令和5年度接続料改定時の当審議会の考え方(※)のとおりであり、NTT持株のβからどのように第一種指定設備のリスクを抽出すべきかについて、新たな考え方が示された際には、必要に応じ、総務省において見直しに関する検討を行うことが適当であると考えます。</p> <p>※「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案(将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等)」に対する答申(情郵審第31号)考え方8</p>	<p>無</p>

<p>・ 第70回研究会(令和5年3月30日)の議論を踏まえた当社への追加質問及び回答の中でも記載したとおり、海外事例として、英国の Office of Communications では British Telecommunications plc(以下、「BT社」といいます。)のβ値について、各サービスのリスクに応じた設定をしています。市場に広く普及しているサービス(Openreach)に関しては、需要リスク、営業レバレッジの観点から、最も低いリスクに分類されています。Vodafone や TalkTalk などの移動通信事業者を含む英国通信プロバイダーは BT 社のアクセスインフラを利用してサービスを提供していることから、需要リスクを抱えているため、BT 社における最もリスクが低い Openreach のβ値は英国通信プロバイダーの適用β値よりも低い値となり、また平均的な欧州の通信事業者の適用β値を上回る可能性は低いことから、BT 社全体のβ値や Vodafone や TalkTalk 等の移動通信事業者のβ値よりも低い値としています*2。日本市場における、メタルや光をアクセス設備として利用する各種サービス(後者は FTTH のみならずモバイルサービスを含む)は市場に広く普及しているサービスであり、BT 社における最もリスクが低い分類(Openreach)に該当すると考えられることから、NTT 持株会社殿のβ値よりも低い値になると考えられること。</p> <p>*1 総務省電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(令和6年度第2四半期(9月末))の数字を参照</p> <p>*2 Office of Communications の以下文書を参照 Promoting investment and competition in fibre networks: Wholesale Fixed Telecoms Market Review 2021-26 Annexes 1-26 A21. Cost of capital for the relevant services</p>	<p>との違いは大きいと考えます。</p> <p>○ また、地域独占的に運営している一般送配電事業や一般ガス導管事業等のインフラ企業の事業と設備競争のある固定電気通信事業とでは事業環境・競争環境の違いが大きいことから、電力・ガス等のインフラ企業のβ値を固定通信事業のβ値のベンチマークとすることは適切ではないと考えます。</p> <p>○ なお、資本コストの算定方法については、「接続料の算定等に関する研究会」第七次報告書における整理を踏まえて先般見直しを実施したばかりのものであり、特段の状況変化等が認められない中、頻繁に見直しの議論を行うことは、当社及び接続事業者様の予見性を損ねるものであり、適当ではないと考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ ソフトバンク殿の意見に賛同します。NTT東西殿の事業リスクはNTT持株会社殿の事業リスクよりも低いと考えられるため、β値については、今後、NTT持株会社殿の値よりも低い値への見直しを検討することが適当と考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p> <p>○ 令和6年度認可申請意見募集において総務省殿から考え方16において「報酬額の動向が加入光ファイバ接続料に大きな影響を与えることを踏まえると、総務省においては、資本調達の実態を適切に反映する観点から、今後も報酬率の推移について注視するとともに、必要に応じ見直しを検討することが適当と考えます。」との考え方が示されています。令和5年度将来原価認可申請における接続料の上昇の主要因は報酬の上昇であり、令和6年度、令和7年度の乖離額調整による接続料の上昇要因の一つとして国</p>	
--	---	--

<p>(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ 報酬の算出方法のうち「期待自己資本利益率」において用いられているベータ値(0.566)について、固定通信事業のリスクの評価、他のインフラ企業(鉄道、電力、ガス)との比較、諸外国の事例等も踏まえ、今後、NTT持株会社殿の株式データを用いることの妥当性の観点から、より低い値への見直しを検討することが適当と考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>債利回りの上昇による自己資本利益率及び他人資本利子率の上昇等の影響が挙げられており、今後も国債利回りの上昇が続き、接続料がさらに上昇することが懸念される状況にあるため、報酬の在り方について、次期将来原価算定に向けて早急に議論を開始すべきと考えます。</p> <p>○ 本意見募集における自己資本利益率に関する当社提出意見やSNC殿、アルテリア・ネットワークス株式会社殿(以下、「アルテリア殿」といいます。)から以下のような意見が提出されていることを踏まえ、自己資本利益率の在り方について包括的に議論をすべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定通信事業のリスクの評価、他のインフラ企業(鉄道、電力、ガス)との比較、諸外国の事例等も踏まえ、今後、NTT 持株会社殿の株式データを用いることの妥当性の観点から、より低い値への見直しを検討することが適当(SNC殿) ・経済情勢の急激な変化による加入光ファイバ接続料に与える影響を平準化するため、「期待自己資本利益率」の算出の対象期間をより長期にすることが必要(SNC殿) ・報酬額の算定に用いる自己資本利益率の対象期間を3年ないし5年としているところ、10年程度の期間の平均値を用いるよう変更し、短期的な景気の変動に左右されにくい算定のしくみへの変更を検討することをご提案(アルテリア殿) ・長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアムについて、1952年～2022年の値である8.8%が適用されているところ、1952年からの推定結果は異常値とする考え方がヒストリカル法による推定の中でも一般的な考え方として認められていること等も考慮し、一層の適正性を確保する観点から、1955年～2022年の値である7.6%を採用するなどの見直し 	
--	--	--

	を検討することが適当 (SNC殿) (ソフトバンク株式会社)		
意見15 ● コロナ禍のように短期間での景気変動が大きい場合、報酬額の増減が接続料に影響。 ● 経済状況の変化による接続料への影響を平準化するため報酬額の算定に用いる自己資本利益率の算出期間の長期化を提案。 ● 同旨意見(1者)。 ● 接続料規則は接続料の上限を定めているが、上限値をそのまま採用することは許容されていない。昨年度改定時の当審議会の考え方で示されている通り、期待自己資本利益率の上限値を採用する理由を算定根拠に明示することが適当。	再意見15 ■ 自己資本利益率の長期安定性は一定程度確保されており、資本コストの算定方法については、頻繁に見直すことは適当でない考え。 ■ 自己資本利益率について接続料規則の上限値を採用している理由については算定根拠に記載。 ● 自己資本利益率の算出期間についての賛同意見(2者)。 ● 料金算定根拠の明確化に関する賛同意見(1者)。	考え方 15	
○ 3年ごとに算定された額に対する毎年の乖離調整額の推移をみますと、その乖離の幅が年々大きくなっているようです。その要因として「設備管理運営費」よりも自己資本利益率の変動幅が大きくなることによる報酬の乖離による影響が大きくなっていると認識していません。 ○ 昨今のコロナ禍による影響のように比較的短期間に景気が大きく変動してしまう場合、報酬額の増減の影響が接続料の額に大きく影響している実態がございます。 ○ 報酬額の算定に用いる自己資本利益率の対象期間を3年ないし5年としているところ、10年程度の期間の平均値を用いるよう変更し、短期的な景気の変動に左右されにくい算定のしくみへの変更を検討することをご提案します。なお、本年1月25日に開催されたNTT東西殿主催の説明会において、当社質問への回答として理由の説明をいただいておりますが、算定根拠資料において明記することが必要であると考えます。	○ 自己資本利益率については、「接続料の算定等に関する研究会」第七次報告書にて「長期安定的な指標として、イボットソンの長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアムを採用することが適当」と整理された内容に則ったものとしており、長期安定性は既に一定程度確保されているものと考えます。 ○ 資本コストの算定方法については、「接続料の算定等に関する研究会」第七次報告書における整理を踏まえて先般見直しを実施したばかりのものであり、特段の状況変化等が認められない中、頻繁に見直しの議論を行うことは、当社及び接続事業者様の予見性を損ねるものであり、適当ではないと考えます。 ○ なお、自己資本利益率について接続料規則上の上限値を採用している理由については、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(令和6年度の接続料の改定等)」の考え方20を踏まえ、今般申請の2025年度適用接続料の算定	○ 網使用料の自己資本利益率の算定に当たっては、接続料規則において、「CAPM的手法により計算される期待自己資本利益率(※)の過去3年間の平均値」または「主要企業の過去5年間の平均自己資本利益率」のいずれか低い方を上限とした合理的な値とすることとされており、今般申請においてもこれに基づいて算定されています。 ○ 接続料規則上の上限値を採用する理由については、今般申請の算定根拠において、NTT東日本・西日本から説明がなされていると承知していますが、次期算定期間に向けて、必要に応じ、総務省において検討することが適当であると考えます。 ○ 自己資本利益率の算定に当たり、短期的な景気変動による影響を緩和する観点から、より長期にわたる対象期間の平均値を用いることについて検討するべきとの意見については、	無

<p>(アルテリア・ネットワークス株式会社)</p> <p>○ 加入光ファイバ接続料については、2006年頃から低下傾向であったリスクフリーレート(10年ものの国債利回り)が近年大きく上昇しているという経済情勢の急激な変化によって、今般の乖離額調整ではNTT東日本殿で+39億円、NTT西日本殿で+50億円となっており、接続料原価の大きな増加要因となっています。</p> <p>○ このため、経済情勢の急激な変化による加入光ファイバ接続料に与える影響を平準化するため、「期待自己資本利益率」の算出の対象期間をより長期にすることが必要と考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p> <p>○ 接続料規則は接続料の上限を定めているものであり、上限値をそのまま採用することを許容しているものではないことから、採用される値が合理的であることの説明が必要とされたと認識しております。</p> <p>○ 本件は、令和6年3月21日情報通信行政・郵政行政審議会答申における考え方20においても、「接続約款変更認可申請時に算定根拠を添付させる趣旨に照らし、接続料の透明性を向上させる観点から、今後、期待自己資本利益率として省令上の上限値を採用する理由が算定根拠に明示されることが適当と考えます。」とされているところ、今回申請されたNTT東西殿の資料には説明がないように見受けられます。</p> <p>○ 当該説明は料金算定根拠の資料に明記され、意見募集の対象として関係事業者等の意見を聴取した上で、その適切性が審査されることが妥当であると考えております。</p> <p>○ 同答申の考え方8においても、「なお、アルテリア・ネットワークス再意見の後段については、総務省において、認可に際して適切に審査することが適当と考えま</p>	<p>根拠において、下記の考え方を記載しております。</p> <p>✓ 自己資本利益率については、設備投資に係る調達コストを適正な範囲で賄えるような水準とすることを基本に、事業リスクと安定性を考慮した客観的な指標を用いて設定するものと認識しています。</p> <p>✓ 当社としては、必要な設備を構築してサービス展開を行う自己設置事業者として他の自己設置事業者と激しい設備ベースでの競争を展開する中では、将来の事業リスクについて予測することが困難である以上、設備投資に係る調達コストに見合うリターン、すなわち投資インセンティブが働くような適切なリターンを見込むことが、民間企業として事業運営を安定的に行っていくためには必要であると考えております。</p> <p>✓ このように「投資インセンティブが働くような適切なリターン」を見込んだ自己資本利益率を設定する上では、「主要企業の自己資本利益率」の水準が一つの客観的な指標となると考えますが、接続料規則において、接続料算定上用いる自己資本利益率が主要企業の平均自己資本利益率をCAPM的手法により圧縮した値を上限値とするとされていることを踏まえると、最低限、上限値を採用することが調達コストを賄うために合理的な判断であると認識しています。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ アルテリア・ネットワークス殿の意見に賛同します。経済情勢の急激な変化による加入光ファイバ接続料に与える影響を平準化するため、「期待自己資本利益率」の算出の対象期間をより長期にすることが適当であり、具体的な期間の検討が必要と考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>総務省において今後の参考とすることが適当であると考えます。</p> <p>※ CAPM的手法により計算される期待自己資本利益率 = リスクの低い金融商品の平均金利 + β × (他産業における主要企業の平均自己資本利益率 - リスクの低い金融商品の平均金利)</p>
--	--	---

<p>す。」とされており、接続料算定ルールに沿った運用が適切に実施されることを期待するものです。 (アルテリア・ネットワークス株式会社)</p>	<p>○ アルテリア・ネットワークス殿の意見に賛同します。接続料の算定において採用する数値について、NTT東西殿におかれては、数値が合理的であることについて説明いただくことが必要と考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p> <p>○ (再意見14のとおり。) (ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ ソニーネットワークコミュニケーションズ殿の「経済情勢の急激な変化による加入光ファイバ接続料に与える影響を平準化するため、「期待自己資本利益率」の算出の対象期間をより長期にすることが必要」のご意見に賛同します</p> <p>○ 短期的な景気の変動に左右されにくい算定のしくみへの変更を要望します (アルテリア・ネットワークス株式会社)</p>		
<p>意見16 ● 報酬の算出方法において用いられている長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアムについて、1952年～2022年の値である8.8%が適用されているが、ヒストリカル法において、1952年からの推定結果は異常値とされることが一般的であることも考慮し、1955年～2022年の値である7.6%を採用するなどの見直しを検討することが適切であると考えます。</p>	<p>再意見16 ■ 接続料算定に用いる平均自己資本利益率については、接続研の整理を踏まえて見直しを実施したもの。資本コストの安定化に繋がり、接続事業者の予見性向上にも資する。その上で、部分的にデータを集計対象から除外することなく、取得可能な長期間のデータの平均値を用いることが客観的・標準的。 ■ 判例が採用した昭和27年からの推定結果を異常値とする鑑定人の判断は、判例の言及のとおり、その考え方を絶対の正解とするものではないと認識。</p>	<p>考え方16</p>	
<p>○ 報酬の算出方法のうち「主要企業の平均自己資本利益率」において用いられている長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアムについて、1952年～2022年の値である8.8%が適用されているところ、1952年からの推</p>	<p>○ 接続料算定に用いる主要企業の平均自己資本利益率については、「外的要因による適正利潤の水準の変動は接続事業者様の事業における予見性に悪影響を与えるという観点等から、長期安定的な指標</p>	<p>○ イボットソン社のデータを用いる際の起算年度については、第二種指定設備の接続料の算定において用いられているものと同様ですが、これが第二種指定設備の接続料算定に</p>	<p>無</p>

<p>定結果は異常値とする考え方がヒストリカル法による推定の中でも一般的な考え方として認められていること等も考慮し、一層の適正性を確保する観点から、1955年～2022年の値である7.6%を採用するなどの見直しを検討することが適切と考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>として、長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアムを採用することが適切である」と「接続料の算定等に関する研究会」第七次報告書において整理されたことを踏まえ、見直しを実施したところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 固定通信の設備投資は長期間で回収するものであり、設備投資の資金調達に係る資本コストも長期安定的なものにすべきと考えていることから、長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアムを採用することは資本コストの安定化に繋がり、接続事業者様の予見性向上にも資するものとして考えております。その上で、当社としては、部分的にデータを集計対象から除外することなく、取得可能な長期間のデータの平均値を用いることが客観的かつ標準的なものと考えます。 ○ なお、過去判例において採用された1952年からの推定結果を異常値とする鑑定人の判断については、2010年5月26日の東京高裁の決定書において「必ずしも絶対の正解はなく、採用可能ないくつもの数値等が存すると考えられるものであるから裁判所としては、鑑定人の判断が、会計理論、専門的経験則、統計等に照らして著しく不合理であるといえるものでない限り、それを尊重すべきである」と言及されており、その考え方を絶対の正解とするものではないと認識しております。 ○ また、資本コストの算定方法については、「接続料の算定等に関する研究会」第七次報告書における整理を踏まえて見直しを実施したばかりのものであり、特段の状況変化等が認められない中、頻繁に見直しの議論を行うことは、当社及び接続事業者様の予見性を損ねるものであり、適切ではないと考えます。 <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>において適切と認められているのは「モバイル接続料算定に係る研究会報告書」(平成25年6月公表)において、「代表的な考え方として認められる」ことによるものと承知しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 報酬の算定において申請者の恣意を排除する観点にも留意しつつ、現在の算定方法を不適切とする事情があるか、次期算定期間に向けて、必要に応じ、総務省において検討することが適切であると考えます。
--	--	--

	○ (再意見14のとおり。) (ソフトバンク株式会社)		
意見17 ● 加入光ファイバの未利用芯線に関して、NTT東西のレートベース算定に用いる正味固定資産価額が真実かつ有効な資産であるかを確認するため、引き続き調査を実施することが重要。 ● 調査に用いるサンプル数の増加を検討するなど、実態把握の強化に向けた取り組みを継続することが必要。 ● 接続研での早急な議論を要望。	再意見17 ■ 未利用芯線は、将来の需要・故障対応に備えるものであり、円滑なサービス提供に必要。また、光ファイバはケーブル単位で敷設するので、必然的に生じる。負荷がかかるため、直ちにサンプルビルを拡大する予定はないが、今後の議論の状況によって検討。投資の合理性の検証のためのデータの提供に今後も対応。 ● 賛同意見(2者)。	考え方17	
○ 加入光ファイバの未利用芯線に関しては、研究会第四次報告書(令和2年9月25日)において、「時系列のデータを蓄積することにより投資の合理性に関する検証を継続することが必要であり、そのため当該データ及び当事者による評価分析が総務省に定期的に提供され、かつ、認可申請時などに行き得る限り一般公表されるのが適当」と整理されている通り、NTT 東西殿のレートベースの算定に用いる正味固定資産価額が事業全体の真実かつ有効な資産のものと言えるかどうかを確認する観点で、引き続き調査を実施することが重要と考えます。 ○ また、調査方法に関しては、研究会第四次報告書(令和2年9月25日)において「NTT 東日本・西日本においては、現行の NTT 東日本・西日本それぞれ大規模・中規模・小規模ビルの計 6 ビルにおける時系列データの収集に加え、更なるサンプル数の増加を検討するなど、実態把握の強化に向けた取り組みを継続することが適当」と整理されている通り、実態把握の強化に向けた取り組みについても、継続して検討が行うことが必要と考えます。 (ソフトバンク株式会社)	○ 未利用芯線は、将来の需要や故障時の対応に備えるものであり、円滑なサービス提供に必要なものです。また、光ファイバは芯線単位ではなく一定の規格のケーブル単位で敷設することから、必然的に生じるものです。 ○ また、光ケーブルの芯線使用率の実態把握に係るサンプルビルの拡大については、調査には現場を含め稼働やコストがかかる一方、調査対象ビルの追加によって統計的な信頼性が担保されるものではないことから、現時点で直ちにサンプルビルの拡大を行う予定はありませんが、今後、追加の範囲や必要性等について具体的な議論が行われた場合は、その内容等を踏まえ、総合的に判断していく考えです。 ○ 光ケーブル投資の合理性については、その検証のために芯線使用率に係るデータを総務省に継続的に提供しており、今後も対応していく考えです。 (NTT東日本・西日本) ○ 楽天モバイル株式会社殿(以下、「楽天モバイル殿」といいます。)の意見の通り、加入光ファイバの未	○ 光ファイバの未利用芯線に係る投資の合理性については、引き続き検証及び公表を行っていくことが適当であり、更なるサンプル数の増加を検討するなどの実態把握の強化に向けた取組についても、引き続きNTT東日本・西日本において検討することが適当であると考えます。	無

<p>○ 「『接続料の算定等に関する研究会』第四次報告書」(令和2年9月25日)において「加入光ファイバの未利用芯線については、第三次報告書で示されたとおり、今後も調査を行い、時系列のデータを蓄積することにより投資の合理性を検証し続ける必要」(P73)があるとされたにもかかわらず、同研究会における議論は依然として進捗しておらず、接続事業者への詳細な情報開示も行われていないところ、本件に関する議論を早急に進めて頂きたいと存じます。</p> <p>(楽天モバイル株式会社)</p>	<p>利用芯線の検証については継続して検証が実施されているものの、議論自体は進捗していない状況にあります。</p> <p>○ NTT東西殿のレートベースの算定に用いる正味固定資産価額が事業全体の真実かつ有効な資産のものと言えるかどうかを確認する観点で、検証を引き続き実施することに加えて、研究会第四次報告書(令和2年9月25日)において「NTT東日本・西日本においては、現行のNTT東日本・西日本それぞれ大規模・中規模・小規模ビルの計6ビルにおける時系列データの収集に加え、更なるサンプル数の増加を検討するなど、実態把握の強化に向けた取り組みを継続することが適当」と整理されている通り、サンプル数の増加するなどにより実態把握の強化に向けた取り組みについても、継続して検討が行うことが必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ 光ファイバケーブルの未利用芯線の取り扱い議論については、以下のような点を踏まえて多角的かつ慎重に検討することが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未利用芯線は新規ユーザーへのサービス提供開始の迅速化や、道路工事等による電柱・光ケーブル移設工事や大規模災害時に迂回ルートを構築するために日々活用されているものであり、自己設置事業者が迅速かつ高品質なサービスを提供・維持するために不可欠な資産であること。 ・ 光ファイバケーブルの設備コストそれ自体よりも空き芯不足により追い張り工事が発生した場合の工事費の方が高額であることから、能率的な経営を目指す自己設置事業者は芯線利用率の向上のみを目指すのではなく、工事費を含めた設備構築・運用コスト全体の抑制を目指して設備を構築 	
--	--	--

	<p>すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 光ファイバ網の高度化と信頼性向上のため、引き続き事業者間の設備競争の促進が競争政策上極めて重要であると考えるところ、「自己設置事業者」と「接続事業者」との間での公正な競争環境が整備され、設備投資のインセンティブが確保されていることが重要であること。 <p>(株式会社オプテージ)</p>		
<p>意見18</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 後発事業者にとって、光配線区画における収容率の向上が重要である。 ● 光配線区画の統合が公正競争の確保に必須であり、NTT東日本・西日本における光配線区画数の増加やNTT東日本・西日本間の区画当たりの分岐端末数の差異について、詳細な情報開示と適正性の検証が必要。 	<p>再意見18</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 当社は河川・鉄道等の地理的条件や電柱・ケーブルの敷設状況を踏まえ、創設コスト・保守運用コスト・カバー一世帯数を考慮し、最も経済的・効率的となる範囲を光配線区画として設定。収容率の向上については、これまでも隣接する光配線区画の統合と求めに応じた光配線区画に係る情報提供の取組を進めており、今後も継続的に取り組んでいく。 ■ 高度無線環境整備推進事業等により拡大した新規エリアでは、需要密度が疎のため区画内の加入電話等回線数が少ない傾向はあるが、既存エリアでは、光配線区画統合の取組により区画内の加入電話等回線数が増加。こうした情報等は、毎年総務省に報告。 ■ なお、光配線区画数の増加は、高度無線環境整備推進事業等を含む光提供エリアの拡大等によるものであり、西日本エリアにおいてはルーラルエリアが多いことから光配線区画あたりの分岐端末回線数に東西差が生じている。光配線区画あたりの分岐端末回線数の差が公正競争上の問題につながるものとは考えていない。増減要因について今後も総務省に対してご説明していく考え。 	<p>考え方18</p>	
<p>○ シェアドアクセス方式の加入光ファイバで主端末回線に設定される接続料は、主端末回線1芯線ごとに設定されているため、接続事業者にとって、1芯線の主端末</p>	<p>○ 当社は、河川や鉄道といった地理的条件や当社の電柱・ケーブルの敷設状況を踏まえ、創設コスト(設備投資)、保守運用コスト(施設保全費)、カバー一世帯</p>	<p>○ シェアドアクセス方式の加入光ファイバでは、主端末回線1芯線ごとに接続料が設定されており、接続事業者は、コストを抑制し、競</p>	<p>無</p>

<p>回線に收容する契約者が1人であっても8人であっても、契約者数に関わらず同額の負担が必要であることから、特に、收容率が低い状態から特定の地域等において後発で市場参入する場合には、光配線区画における收容率を向上させることがブロードバンド市場における競争力を高めるために決定的に重要です。</p> <p>○ 公正競争を確保するためには新規参入の促進を図ることが極めて重要と認識していますが、後発で市場参入する事業者は、当初、收容率が低い状態に置かれるとともに、後発で市場参入する事業者が收容率を2以上にするためには、サービスに対する認知度の低い状態から様々な営業・販売活動を通じた顧客の獲得の取組等のために一定の期間が必要となることから、既存事業者との競争上、極めて不利になると考えます。</p> <p>○ 主端末回線1芯線を共用することのできる潜在的な利用者数は光配線区画により制限されていることから、「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」(平成27年9月14日情報通信審議会答申)において、「NTT東西が既存の光配線区画の見直しや接続事業者向け光配線区画の新設等の取組を進めることは、(中略)他事業者が借りる加入光ファイバ回線の收容率を高めやすくなるという意味で、競争阻害要因の解消に向けた本質的な対応と位置付けられるものである」と指摘されていることから、公正競争を確保するため、光配線区画の統合を進めていただくことは必須と考えます。</p> <p>○ しかしながら、NTT東西殿から総務省殿に報告されている光配線区画の状況によれば、NTT東西殿ともに「光配線区画数」は増加しており、また、令和5年末で「光配線区画あたり分岐端末数」はNTT東日本殿(15.5回線)とNTT西日本殿(8.2回線)で大きな差があるなど、公正競争上の問題がある可能性が否定でき</p>	<p>帯数を考慮し、最も経済的・効率的となる範囲を光配線区画として設定をしていますが、接続事業者様のご意見を踏まえ、以下の通り、收容率の向上に資する取組を進めてきたところであり、今後も継続的に取り組んでいく考えです。</p> <p>✓ 既存ユーザがいないカバー範囲が小さな光配線区画の統合や光ケーブルの支障移転やユーザがいなくなったタイミング等を捉えた隣接する光配線区画の統合を進めること</p> <p>✓ 接続事業者様の求めに応じて光配線区画に係る情報の提供を行うこと</p> <p>○ また、近年の高度無線環境整備推進事業等により拡大した新規エリアにおいては、需要密度が疎のため光配線区画における加入電話等回線数が少ない傾向はあるものの、既存エリアにおいては、光配線区画統合の取組により光配線区画あたりの加入電話等回線数が増加しています。こうした光配線区画の見直しに係る情報等については、毎年総務省に報告を実施しているところです。</p> <p>○ なお、光配線区画数の増加については、高度無線環境整備推進事業等を含む光提供エリアの拡大等によるものであり、今後も光提供エリアの拡大等に際しては増加していく見込みです。また、東日本エリアに比べて西日本エリアにおいては島嶼部等ルーラルエリアが多いことから光配線区画あたりの分岐端末回線数に東西差が生じているものであり、光配線区画あたりの分岐端末回線数の差をもって公正競争上の問題につながるものとは考えておりません。当社としては今後も直近の市場環境やサービス提供状況等を踏まえ、増減要因の分析を行い、総務省に対してご説明していく考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>競争力を向上させる観点から、主端末回線を共用できる契約者数を増加させ、利用者当たりの接続料相当額を引き下げることが事業戦略上決定的に重要です。</p> <p>○ NTT東日本・西日本においては、意見中で指摘されている平成27年答申の考え方も踏まえ、当該取組を継続するとともに、総務省においてはその実施状況を注視し、競争阻害要因の解消の観点から必要と認められる場合には、追加的な対応を検討することが適切であると考えます。</p> <p>○ NTT東日本・西日本の再意見のとおり、既存の光配線区画の統合は引き続き進行している状況と承知していますが、NTT東日本・西日本においては、報告資料から進捗が明らかにならないような事情がある場合には、その事情を明らかにするなど、引き続き取組状況等について十分に説明することが適切であると考えます。</p> <p>○ 仮に、この取組を継続して進めることができなくなった場合、その時点での状況を捉えて、競争阻害要因が解消されたと言えるのかについて、総務省等において精査する必要があると考えます。</p>
--	---	--

<p>ないことから、これらの数値の内訳(接続と特定卸役務など)や背景・理由等の情報について開示いただくほか、総務省殿において光配線区画の適正性や公正競争上の問題がないか検証いただくことが適当と考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>			
<p>意見19</p> <ul style="list-style-type: none"> ● エリア毎の回答納期に接続と特定卸役務で公正競争上の問題となる差異がないか、総務省に対し検証を要望。 ● 加入光ファイバの提供遅延解消のために、主端末回線が既に開通していることが重要であり、NTT東日本・西日本においては光配線区画の統合を進める必要。 	<p>再意見19</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 当社は、毎年市場検証会議にて累次の公正競争条件の遵守状況を総務省に報告しており、接続・特定卸役務含め納期に関する公正競争上の問題はない認識。今後も引き続き上記報告にて説明していく考え。 ■ 当社は河川・鉄道等の地理的条件や電柱・ケーブルの敷設状況を踏まえ、創設コスト・保守運用コスト・カバー世帯数を考慮し、最も経済的・効率的となる範囲を光配線区画として設定。収容率の向上については、これまでも隣接する光配線区画の統合と求めに応じた光配線区画に係る情報提供の取組を進めており、今後も継続的に取り組んでいく。 <p>● 賛同意見(1者)。</p>	<p>考え方19</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 加入光ファイバの提供遅延については、エリア毎の納期回答の逼迫状況開示手続を接続約款で定めることとされましたが、総務省殿におかれては、納期に関して接続と特定卸役務で公正競争上の問題となる差異がないか、検証いただくことが必要と考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社) ○ 加入光ファイバの提供遅延を解消するためには、主端末回線が既に開通していることが重要であることを踏まえれば、光配線区画の統合が有効な方策であることから、NTT 東西殿におかれては、引き続き、光配線 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当社は、令和3年10月12日に取りまとめられた「公正競争確保の在り方に関する検討会議報告書」に基づき、毎年市場検証会議にて累次の公正競争条件の遵守状況を総務省に報告しておりますが、接続・特定卸役務含め納期に関する公正競争上の問題はない認識であり、今後も引き続き当該報告にてご説明していく考えです。 ○ 当社は、河川や鉄道といった地理的条件や当社の電柱・ケーブルの敷設状況を踏まえ、創設コスト(設備投資)、保守運用コスト(施設保全費)、カバー世帯数を考慮し、最も経済的・効率的となる範囲を光配線区画として設定をしていますが、接続事業者様 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加入光ファイバ等の提供遅延については、接続事業者のサービス提供に大きな影響を与える問題であると考えており、当審議会においてなされた指摘等を契機として、接続研において検証・議論が継続されているところと承知しています。また、加入光ファイバ需要の純増数の逡減傾向が予測されているところ、FTTHアクセスサービス等の需要を確保・喚起して接続料の低廉化を図る観点においても重要であり、総務省において引き続き注視することが適当であると考えます。 ○ この点、総務省において、NTT東日本・西日 	<p>無</p>

<p>区画の統合の取組を進めていただくことが必要と考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>のご意見を踏まえ、以下の通り、収容率の向上に資する取組を進めてきたところであり、今後も継続的に取り組んでいく考えです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 既存ユーザがいないカバー範囲が小さな光配線区画の統合や光ケーブルの支障移転やユーザがいなくなったタイミング等を捉えた隣接する光配線区画の統合を進めること ✓ 接続事業者様の求めに応じて光配線区画に係る情報の提供を行うこと <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 左記意見のとおり、加入光ファイバ等の提供遅延については、エリア毎の納期回答の逼迫状況開示手続きや、提供予定日の回答が1か月を超える場合の中間回答手続きについて接続約款に規定されることになりましたが、納期に関する極端な地域格差や「接続」と「卸役務」での公正競争上の問題となる差異等がないか、注視いただくことが必要と考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>本に対し、令和6年度の加入光ファイバ等の提供遅延及びその改善の状況について、総務省に報告するよう、要請することが適切であると考えます。(要請)</p>	
<p>意見20</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 接続関連システム経費について、接続研第八次報告書に基づく情報開示手続き等の既定の整備について評価。 ● 同旨意見(1者)。 ● NTT東日本・西日本においては機能を詳細に区分して示し、「開発規模に関する情報」について詳細な機能ごとに開示することが適当。 	<p>再意見20</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「システム意見交換会」や接続事業者様との個別協議等の場を通じて、情報開示に努めてきた。また接続研第八次報告書の内容等に基づき、各機能開発を必須・付加の区分ごとの開発規模に関する情報開示を実施。今後も、接続事業者からの要望を踏まえ、必要に応じ見直す考え。 ● 賛同意見(1者)。 	<p>考え方20</p>	
<p>○ NTT 東西殿の第一種指定電気通信設備に係る接続関連システム経費については、情報開示手続や開示する情報が接続約款に規定されることとされましたが、</p>	<p>○ 当社はこれまで当社の開催する接続事業者様向けの「システム意見交換会」や接続事業者様との個別協議等の場を通じて、接続関連システムの開発費</p>	<p>○ 接続関連システムの取扱いについては、接続研における議論を踏まえ、今般申請がなされているところと承知しておりますが、接続料</p>	<p>無</p>

<p>情報開示により透明性を確保しつつ、事業者間協議等を通じ、経費の低廉化が図られることが本質的に重要と考えます。その観点から、NTT 東西殿におかれては、機能を詳細に区分して示していただいた上で、「開発規模に関する情報」としてはその詳細な機能ごとに開発規模を開示いただくことが適当と考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p> <p>○ 「『接続料の算定等に関する研究会』 第八次報告書」(令和6年9月)において示された接続関連システム経費に関する情報開示の在り方を踏まえ、「開発を予定する機能の数並びに当該機能の必須及び付加の別」等に関する情報提供の規定(NTT 東西殿それぞれの改正後の接続約款第 99 条の 15)が加えられたことは評価できると考えます。</p> <p>○ 他方、接続事業者間協議を更に円滑化するためには、協議のルール化のみでなく、NTT 東西殿による詳細な情報開示が必要であると考えます (楽天モバイル株式会社)</p>	<p>用の適正性・透明性の確保に資する情報開示に努めてきました。また、「第32回システム意見交換会(2024年7月24日開催)」より、情報開示の更なる拡充に向けた自主的な取組みとして、「接続料の算定に関する研究会」第八次報告書の内容及び「接続料の算定等に関する研究会」(第81回)の当社資料(資料81-6)にてお示した内容に基づき、各機能開発を必須・付加の詳細な区分に分類した上で、区分ごとの開発規模に関する情報開示を実施しております。今後も、接続事業者様からの具体的なご要望を踏まえ、必要に応じ見直しを行うことを含め、システム開発費用の更なる適正性・透明性の確保に向けて、一層の情報提供や相互のコミュニケーションの活性化に努めていく考えです。 (NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 楽天モバイル殿の意見に賛同します。接続関連システムに係る接続事業者間協議を円滑化するためには、NTT東西殿による詳細な情報開示が必要であり、NTT東西殿におかれては、機能を詳細に区分して示していただいた上で、「開発規模に関する情報」としてはその詳細な機能ごとに開発規模を開示いただくことが適当と考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>原価であるシステム関連経費のコストについては、能率的な経営の下における適正な原価と捉えられるものであることが必要であり、適正な情報開示が行われることが原則と考えられるところ、今般の申請はこうした取組を制度的に裏付ける取組として、評価できるものです。</p> <p>○ NTT東日本・西日本においては、接続関連システム経費の更なる適正性・透明性の確保に向け、接続事業者が開発・改修する機能ごとの費用の内訳等を含め、関係する接続事業者が当該機能・費用の必要性・合理性を判断できるよう、引き続き、接続事業者からの要望について真摯に聴取のうえ、必要に応じて、改善を図っていくことが適当であると考えます。</p>
<p>意見21</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 加入光ファイバ接続料の在り方を検討するため、NTT 東日本・西日本からメタル回線設備の縮退と加入光ファイバ接続料に関する中長期的な予測を示すことが必要。 ● 撤去されたメタル回線設備(銅線)の売却益については、適切な会計処理を行い、メタル固定電話の既存利用者の移行費用や加入光ファイバ接続料の低廉化に活用することが適当。 	<p>再意見21</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ メタル回線設備の縮退にあたっては段階的に、移転等の申込を契機とした移行勧奨～エリア単位での移行を実施する考え。 ■ メタルの維持限界への対応に向けた具体的計画や影響、代替サービスは現在検討中であり、適時公表・説明する。 <p>● 賛同意見(1者)。</p>	<p>考え方21</p>

<p>○ 令和7年2月3日に情報通信審議会で取りまとめられた「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」についての最終答申において、メタル回線設備の縮退に関する移行計画に関し、NTT 殿が早急に策定し、総務省殿において有識者や関係事業者等の意見も聴きながら検証することとされましたが、最終答申(案)の意見募集における考え方2-2-13で「メタル回線設備の縮退は、加入光ファイバ等の接続料への影響を含め、多様な関係者に影響を与える可能性がある」と示されたことも踏まえ、加入光ファイバ接続料の在り方を検討するため、今後の加入光ファイバ接続料の中長期的な予測を NTT 東西殿からお示いただくことが必要と考えます。</p> <p>○ なお、撤去されたメタル回線設備(銅線)の売却益については、銅の価格が上昇していることも踏まえれば相応の規模となることが想定されます。このため、メタル回線設備の売却益については、適切な会計処理を行う必要があります。また、メタル固定電話の既存利用者の移行に要する費用への充当等のほか、メタル回線設備の縮退によりコスト上昇が想定される加入光ファイバ接続料の低廉化を図るために活用することが適切と考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>● 総務省においてはメタルサービス廃止の進め方について詳細を議論・検討すべき。</p> <p>○ 当社としては、メタル設備を用いた固定電話の利用の減少等を踏まえれば、将来にわたってメタル設備を用いた固定電話を継続することは現実的ではないため、2035年度を目途に縮退する考えであり、縮退にあたっては、加入電話をご利用中のお客様にご不便をおかけしないよう、短時間で急速な移行を行うのではなく、段階的に、移転等の申込を契機とした移行勧奨～エリア単位での移行を実施する考えです。</p> <p>○ メタルの維持限界への対応に向けた具体的計画や影響、代替サービス(現時点では光回線電話、モバイル網を利用した固定電話等を想定)については、「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」(令和5年諮問第28号)に関する情報通信審議会からの最終答申も踏まえつつ、現在検討中であり、お示しできるタイミングで公表するとともに、接続事業者様に対しても、丁寧な説明を実施する考えです。</p> <p>○ メタル回線設備の売却益については、加入光ファイバの原価と関連しないメタルケーブルに係るものであることから、接続会計上も適切にメタル回線接続料の原価に反映しております。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ SNC殿、楽天モバイル殿の意見に賛同いたします。</p> <p>○ メタル回線設備の撤退により、加入光ファイバの電柱・土木設備等の共用コストの上昇(メタル回線契約数の減少に伴い、メタルサービスとの間で契約数比により費用配賦される共用コストが加入光ファイバに配賦される比率が高まる)により、レートベース及び</p>	<p>○ 2035年頃を目途にメタル回線の縮退を進める場合、利用者や事業者等に不測の支障が生じないように留意して行う必要があるところ、今後、必要な議論を進めていくべきものと承知しています。</p> <p>○ メタル回線設備の縮退等に関する具体的な移行計画及びメタル回線設備(銅線)の売却益については、考え方9のとおりです。</p>	<p>無</p>
--	--	---	----------

	<p>設備管理運営費等が増加し、加入光ファイバ接続料への影響が出るのが想定されるため、加入光ファイバ接続料の在り方を検討するため、メタル廃止計画の詳細を開示頂くとともに、今後の加入光ファイバ接続料の中長期的な予測を NTT 東西殿からお示しいただくことが必要と考えます。</p> <p>○ また、「メタル回線設備の売却益」に関しては、旧公社時代に、30年の年月/25兆円もの費用をかけ国民財産により構築されNTT殿が承継した「特別な資産」の一部であることを踏まえ、過去の売却資産の詳細を明らかにし、公の場で売却益等の使途の適正性を検証したうえで、加入光ファイバ接続料の低廉化に活用することは有効な方法の1つと考えます。</p> <p>○ なお、総務省殿におかれましては、PSTNマイグレーションに関して電話網移行円滑化委員会において集中的に議論されたように、NTT東西殿によるメタル廃止計画の適正性、サービス廃止(移行先サービス提案含む)の進め方の適正性や公平性、それらによる利用者利益の保護や競争環境への影響などについて、公の場にて競争事業者を含む多様な関係者の意見を聴取し、メタルサービス廃止の進め方の詳細を議論・検討するべきと考えます。加えて、「光を全世帯に敷設することは現実的ではない(通信政策特別委員会 第二回 NTT持株会社説明資料(2023年9月12日))」というNTT持株会社殿の主張を踏まえれば、NTT東西殿のメタル縮退に伴って生じる設備やサービスの縮退・移行費用が光化と比して効率的であるか、また、移行先サービスの選択・提案が公平であるか等の「NTT法議論の結論の適正性」「公平性」の観点については、継続的に電気通信市場検証会議など公の場において検証を行うべきであると考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	
--	---	--

2 令和7年度の次世代ネットワーク(NGN)等に係る接続料の改定等

意見22	再意見22	考え方22	
<p>● 音声トラヒックの減少による接続料上昇が想定されることから、2025年12月までの予測値の開示を要望。影響額等の正確な算定のため1通信ごと及び1秒ごとの単金の開示を要望。</p> <p>● 事業予見性確保のため、来年度以降も認可申請前の予測単金情報の開示を要望。12月上旬頃までに3分単金の内訳としてセットアップ単金・秒単金の情報開示を要望。</p> <p><音声接続料に関する接続事業者の予見可能性の向上></p> <p>○ 「IP網への移行後の音声接続料の在り方」答申を受け、NTT東殿・NTT西殿から接続事業者に対して2025年度の音声接続料の3分換算の予測値が2024年12月末に開示がされましたが、今後も音声トラヒックの減少による接続料上昇が想定されることから、接続事業者の予見可能性を確保するために、遅くとも2025年12月までにNTT東日本殿・西日本殿から2026年度の音声接続料の予測値を開示していただくことを要望致します。</p> <p>○ なお、2024年12月にNTT東殿・NTT西殿から開示された3分換算の予測値では、接続事業者で確度の高い影響額等の算定が難しい状況でした。「IP網への移行後の音声接続料の在り方」答申に関する答申において、「開示の内容については、接続事業者の予見可能性の観点から、NTT東日本・西日本において、適切な方法を検討すべきと考えます。(※考え方15)」との考え方が示されていることから、2026年度の音声接続料の予測値の開示においては、1通信ごと及び1秒ごとの単金を開示していただくことを強く要望いたします。</p> <p>(中部テレコミュニケーション株式会社)</p> <p>○ 予測単金の開示継続・回/秒単金情報の開示 ※赤枠は委員限り</p>	<p>■ 今回申請においては、新料金認可後に遡及精算すること等を踏まえて、新料金認可申請前に予測値を開示。2026年度以降の申請においては、第4四半期を目途に接続料の認可申請を行い、その際に1通信ごと及び1秒ごとの単金を開示する考え。</p> <p>● 賛同意見(2者)。</p> <p>○ 今回の申請においては、「IP網への移行後の音声接続料の在り方答申」(令和6年6月17日情報通信審議会)にて、2025年1月から同年3月までの間、暫定的に旧料金を適用後、新料金認可後に遡及精算することが整理されたこと等を踏まえて、新料金認可申請前の2024年12月時点において予測値を開示したところです。2026年度以降の申請においては、適用年度の前年度末までに適用年度の接続料を認可いただけるように、第4四半期を目途に接続料の認可申請を行い、その際に、1通信ごと及び1秒ごとの単金を開示する考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 2026年度以降もNTT東西殿において音声接続料の予測値を遅くとも前年12月までに開示をいただくこと、またその際3分単金ではなくセットアップ単金と秒単金を開示すべきとする、ctc殿およびKDDI殿の意見につき、接続事業者の事業予見性確保に資すると考えることから賛同いたします。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ 左記意見のとおり、予見性確保の観点から、来年度以降においても、引き続き認可申請前における予</p>	<p>○ 「IP網への移行後の音声接続料の在り方」(令和6年6月答申)では、令和7年1月から令和8年3月までの1年3か月分の接続料を算定するに当たって、「接続事業者の予見可能性の観点から、令和6年12月までにNTT東日本・西日本から接続事業者に対し、接続料に係る予測値の開示等が行われることが望ましい」としたものであり、それ以降の接続料の予測値については、NTT東日本・西日本において、接続事業者の予見可能性に配慮しつつ、適時適切な情報開示等を行うことが適当であると考えます。</p>	<p>無</p>

<p>○ なお、事前情報の開示時期を前倒すことにより精度が下がる等の可能性は考えられるため、例えば、12月上旬頃までに開示を要望する事業者に対しては、その時点での条件を付した上で個別に開示するという方法も選択肢の1つと考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>			
<p>意見23</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NGNに係る令和7年以降の需要予測について、市場動向や他の通信サービスの動向など、前提となる考え方、予測における光電話ネクストの扱いについて説明を要望。 ● NGNに係る需要予測はフレッツ光やひかり電話の件数をベースとしているが、接続研の卸料金検証においては、フレッツ光(ひかり電話ネクストを除く)のみの件数動向が説明されており、需要予測に使う数値を一本化することが適当。 	<p>再意見23</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ NGNに係る接続料の算定においては、利用形態に応じたトラフィック等を予測の上、算定に反映。「ひかり電話ネクスト」については利用形態が「ひかり電話」と同等であり、電話利用として予測・算定に反映。 ■ また、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証においては「フレッツ光」の卸契約が検証対象であることから、電話利用である「ひかり電話ネクスト」を除く「フレッツ光」の純増数を用いて説明。 ■ 上記のようにひかり電話ネクストの施設数は算定内容、目的に照らした取扱。 	<p>考え方23</p>	
<p>○ NGNに係る令和7年以降の需要予測が示されておりますが、対象となる市場動向、他の通信サービスの動向など、前提となる考え方をご教示いただきたく存じます。また予測における光電話ネクストの扱いにつき確認したく存じます。本件はコラボ事業者にとり重要な情報であり、NTT東西殿の丁寧なご説明を要望いたします。NGNに係る需要予測は、今回収容局ルータとSIPサーバを対象にしているのでフレッツ光(ひかり電話ネクスト(光IP電話)を含む)やひかり電話の件数をベースとしていますが、接続料の算定等に関する研究会の卸料金検証におきましてはNTT東西殿はフレッツ光(ひかり電話ネクストを除く)のみの件数動向を説明されており、両者の数値に乖離があることからNGNに係る需要予測に使う数値をどちらかに一本化してはとを考えます。</p>	<p>○ NGNに係る接続料の算定においては、ブロードバンド利用や電話利用といった利用形態に応じたトラフィック等を予測の上、算定に反映しております。その際、「ひかり電話ネクスト」については利用形態が「ひかり電話」と同等であることから、電話利用として予測・算定に反映しています。</p> <p>○ また、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証においては、当社ブロードバンドサービスである「フレッツ光」の卸契約が検証対象であることから、電話利用である「ひかり電話ネクスト」を除く「フレッツ光」の純増数を用いて説明しております。</p> <p>○ このようにひかり電話ネクストの施設数は算定する内容、目的に照らして適切に取り扱っております。</p>	<p>○ 意見のあったNGNに係る今後の需要予測の根拠については、NTT東日本・西日本において、関係事業者に対して、丁寧に説明することが適当であると考えます。</p>	<p>無</p>

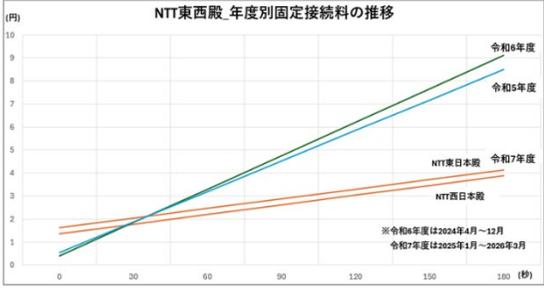
(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)	(NTT東日本・西日本)		
意見24 <ul style="list-style-type: none"> ● 新たに追加される「組み合わせ適用接続機能」に係る接続料はMNOからMVNOの音声接続料水準には影響しないとの考え。 ● 仮に「組み合わせ適用接続機能」の新設によりMVNOへの音声卸料金が値上がりする場合、総務省に対し、市場動向の注視、卸協議状況の確認を要望。 	再意見24	考え方24	
<p>○ 今般、新たに追加される「組み合わせ適用接続機能」に係る接続料はメタルIP電話、ワイヤレス固定電話及びひかり電話の接続料を基にそれぞれのトラフィックによる加重平均によって求められるものであり、NTT東日本及びNTT西日本の音声接続料水準が増減するものではないと考えるところ、MNOからMVNOへの音声卸料金が影響を及ぼすものではないと考えます。</p> <p>○ この点、仮に「組み合わせ適用接続機能」が新設されたことがMVNOへの音声卸料金の値上がりにつながった場合には、MNOとMVNO間の競争に影響を及ぼす恐れがあることから、総務省殿においては市場の動向を注視いただくと共に卸協議における問題が発生していないか確認いただくことを要望いたします。</p>		<p>○ 本意見については、総務省において、今後の参考としつつ、接続料、卸料金を注視することが適当であると考えます。</p>	<p>無</p>
意見25 <ul style="list-style-type: none"> ● NGNの県内通信設備に係る接続料の算定期間は令和3年度よりも長期間であり、大幅な乖離額が生じる可能性があるため以下の3点を実施することを要望。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年の接続料変更認可申請時期に、実績収入及び実績費用と予測値との乖離状況の開示。 ・ 新たな年度の実績値が明らかになった際、更新した適用単金・予測単金の適用。 ・ 大規模な設備更改が見込まれる場合、認可申請時期に更改内容と接続料原価の増加の見込額及び予測単金の開 	再意見25 <ul style="list-style-type: none"> ■ 收容局ルータ及びSIPサーバの大規模な設備更改が見込まれることから、複数年度で接続料を平準化する接続料規則第8条第2項第2号に該当する将来原価方式にて接続料を算定し、予見性を担保。今後も、大規模な設備更改等が見込まれる場合は、丁寧な説明をする考え。 ■ これまでも光IP電話接続機能(県内NGN)について、予測値との乖離の状況を開示しており、今後も同様に情報提供を行う考え。 	考え方25	

<p>示。</p> <p>● 令和8年度以降も組合せ適用接続機能の予測値の開示が必要不可欠。予測値を正確化するためセットアップ単金および秒単金の情報開示を要望。</p>	<p>■ 今回申請においては、新料金認可後に遡及精算すること等を踏まえて、新料金認可申請前に予測値を開示。2026年度以降の申請においては、第4四半期を目途に接続料の認可申請を行い、その際に1通信ごと及び1秒ごとの単金を開示する考え。</p> <p>● 賛同意見(1者)。</p>		
<p>○ 今回申請された NGN の県内通信設備に係る接続料は、収容局ルータ及び SIP サーバについて令和7年から令和10年度頃にかけて大幅な更改が予定されていることから、4年3ヶ月(令和7年1月～令和11年3月)の複数年度の将来原価方式により算定されています。前回の令和3年の申請では算定期間は3年9ヶ月となっていました。これよりも長い期間となっており、通信トラヒック及び報酬算定に用いるリスクフリーレートや自己資本利益率等の変動によっては大幅な乖離額が生じる可能性があるため、接続事業者への予見性を向上させるためにNTT東西殿において以下の3点を実施いただくことを要望いたします。</p> <p>① 毎年の接続料に係る変更認可申請時期等において、2024年度実績から実績収入及び実績費用と予測値との乖離の状況について開示すること。</p> <p>② 新たな年度に関する実績値が明らかになった際に、第二種指定電気通信設備設置事業者が現在行っているように、NTT東西殿においても4年3ヶ月の残余期間に関する適用単金・予測単金を更新し更新後の料金を適用すること。</p> <p>③ 今回のように、複数年度の将来原価方式による算定が必要となるような大規模な設備更改が見込まれる場合は、毎年の接続料に係る変更認可申請時期等において、当該更改の内容と増加が見込まれる接続料原価の額及び予測単金について開示すること。</p> <p>○ 令和7年度の組合せ適用接続機能について、令和6年12月末にNTT東西殿から接続事業者向けに予測値(3分</p>	<p>○ 当期算定期間において、収容局ルータ及びSIPサーバの大規模な設備更改が見込まれることから、単年度での接続料設定では接続料の変動が大きいことが想定されるため、複数年度で接続料を平準化する接続料規則第8条第2項第2号に該当する将来原価方式にて接続料算定することにより、接続料の大幅な変動を抑制するとともに、接続事業者様への予見性を担保しております。</p> <p>○ 今後も、大規模な設備更改等が見込まれる場合は、接続料認可申請時における事業者説明会等の場を通じて接続事業者様へ丁寧な説明をしていく考えです。</p> <p>○ なお、接続事業者様の予見性確保の観点から、これまでも光IP電話接続機能(県内NGN)について、乖離額調整に係る実績収入と実績費用における予測値との乖離の状況を開示してきたところですが、今後も同様に、毎年度の接続料認可申請時における事業者説明会等の場において自主的に情報提供を行う考えです。</p> <p>○ また、今回の申請においては、「IP網への移行後の音声接続料の在り方答申」(令和6年6月17日情報通信審議会)にて、2025年1月から同年3月までの間、暫定的に旧料金を適用後、新料金認可後に遡及精算することが整理されたこと等を踏まえて、新料金認可申請前の2024年12月時点において予測値を開示したところ。2026年度以降の申請に</p>	<p>○ 予測接続料等の情報開示については、NTT東日本・西日本において、接続事業者の意見も踏まえつつ、必要な対応を検討することが適当であると考えます。</p> <p>○ 音声接続料の予測値については、考え方22のとおりです。</p>	<p>無</p>

<p>当たりの料金)が開示されましたが、令和8年度以降の同機能についても、接続事業者の予見性確保の観点から、予測値の開示が必要不可欠と考えております。</p> <p>○ なお、以下の表の改定率で示したとおり、3分当たりの料金のみでは実際の平均通話時間(例として100秒の場合を記載)との間に一定の差分が生じます。</p> <p>○ 事業者の事業計画等にとって予測値をより有用で正確なものとするため、当該開示の際には3分当たりの料金のみでなく、セットアップ単金および秒単金の各料金額について開示いただくことを要望いたします。</p> <table border="1" data-bbox="123 558 676 651"> <thead> <tr> <th>180秒当たりの料金(円)</th> <th>FY24接続料金料金</th> <th>FY25組合せ適用接続料金</th> <th>改定率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入電話・メタルIP電話接続料</td> <td>9.11</td> <td>4.01</td> <td>-56%</td> </tr> <tr> <td>光IP電話接続料</td> <td>1.36</td> <td>4.01</td> <td>194%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="123 691 676 783"> <thead> <tr> <th>100秒当たりの料金(円)</th> <th>FY24接続料金料金</th> <th>FY25組合せ適用接続料金</th> <th>改定率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入電話・メタルIP電話接続料</td> <td>5.23</td> <td>2.89</td> <td>-45%</td> </tr> <tr> <td>光IP電話接続料</td> <td>1.13</td> <td>2.89</td> <td>156%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※NTT東西殿の料金の平均値で試算(ソフトバンク株式会社)</p>	180秒当たりの料金(円)	FY24接続料金料金	FY25組合せ適用接続料金	改定率	加入電話・メタルIP電話接続料	9.11	4.01	-56%	光IP電話接続料	1.36	4.01	194%	100秒当たりの料金(円)	FY24接続料金料金	FY25組合せ適用接続料金	改定率	加入電話・メタルIP電話接続料	5.23	2.89	-45%	光IP電話接続料	1.13	2.89	156%	<p>おいては、適用年度の前年度末までに適用年度の接続料を認可いただけるように、第4四半期を別途に接続料の認可申請を行い、その際に、1通信ごと及び1秒ごとの単金を開示する考えです。(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ (再意見22のとおり。)(KDDI株式会社)</p> <p>○ 左記意見のとおり、透明性確保の観点から、毎年度の接続料認可申請時に、実績収入及び実績費用と予測値との乖離額を開示いただくことに加えて、今回のように、複数年度の将来原価方式による算定が必要となる程の大規模な設備更改が見込まれる場合は、当該更改の内容と接続料等への影響額を開示いただくことを要望いたします。(KDDI株式会社)</p>		
180秒当たりの料金(円)	FY24接続料金料金	FY25組合せ適用接続料金	改定率																								
加入電話・メタルIP電話接続料	9.11	4.01	-56%																								
光IP電話接続料	1.36	4.01	194%																								
100秒当たりの料金(円)	FY24接続料金料金	FY25組合せ適用接続料金	改定率																								
加入電話・メタルIP電話接続料	5.23	2.89	-45%																								
光IP電話接続料	1.13	2.89	156%																								
<p>意見26</p> <ul style="list-style-type: none"> ● SIPサーバの保守維持限界に伴う更改投資によるコストの増加によって光IP電話接続機能の接続料が上昇しているが、NGNに依存せざるを得ない接続事業者も存在するため、更改投資の詳細とNGNの高度化に関するNTT東日本・西日本のランドデザインについて説明を要望。 ● NGN県間設備の調達に関する入札の詳細について情報開示が必要。 	<p>再意見26</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ SIPサーバについては、2025年度以降に保守限界を迎えることから新装置の設置及び旧装置を撤去する予定。 ■ 今後も大規模な設備更改等が見込まれる場合接続事業者へ説明を行う考え。 ■ 当社がNGN県間設備として他社設備を調達する際は当社ホームページにて広く公募を行っており、必要な情報は開示済み。 	<p>考え方26</p>																									
<p>○ 今般の接続約款の変更認可申請において光IP電話接続機能の接続料が上昇しています。これは「平成20年のNGN構築の際に設置を行ったSIPサーバが保守維持限界を迎えることに伴う更改投資により、コストが増加したこと」(「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の</p>	<p>○ SIPサーバについては、2025年度以降に保守限界を迎えることから、2025年度から2028年度頃にかけて、順次、新装置の設置及び旧装置の撤去を進める予定です。</p> <p>○ 今後も、大規模な設備更改等が見込まれる場合</p>	<p>○ NTT東日本・西日本においては、設備更改のスケジュール等の方針について、関係する接続事業者に対して丁寧に説明することが適当であると考えます。</p>	<p>無</p>																								

<p>第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請に関する説明」(以下「申請概要」)P11)によるものと説明されているところ、NGNに依存せざるを得ない接続事業者も存在することから、当該更改投資の詳細についてご説明頂きたく存じます。また、NGNの更なる高度化に関するNTT東西殿のグランドデザインについてもご教示頂きたく存じます。</p> <p>○ なお、NGN県間設備に関する調達では入札が行われているものと推察しますが、その詳細について接続事業者では把握が困難であるため、入札の有無を含め、当該調達について情報開示が行われるべきであると考えます。 (楽天モバイル株式会社)</p>	<p>は、接続料認可申請時における事業者説明会等の場を通じて接続事業者様へ丁寧に説明を行う考えです。</p> <p>○ NGN県間設備に係る調達における情報開示に関するご意見については、当社がNGN県間設備として他社設備を調達する際は当社ホームページにて広く公募を行っており、必要な情報は開示しております。 (NTT東日本・西日本)</p> <p>○(再意見25のとおり。) (KDDI株式会社)</p>		
<p>意見27</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 関門系ルータ交換機能網終端装置(PPPoE接続)の接続料が間接的に光コラボ卸料に影響することを懸念。 ● 公平性・透明性のもとでの情報開示を要望。 	<p>再意見27</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 関門系ルータ交換機能網終端装置(PPPoE接続)に係る費用は、当社利用部門のみが負担。 ■ 光サービス卸料金は市場・競争環境を総合的に勘案して設定。コラボ事業者が継続して利用できるよう、中長期で安定的・サステナブルな設定とする考え。 	<p>考え方27</p>	
<p>○ 本件についてはISP事業者が利用する装置ではないとの認識ですが、接続料は東日本49.2%増、西日本88.7%増と大きく増加しており、今後間接的に光コラボ卸料への影響が生じる事を懸念します。PPPoE接続料は網終端装置数の減少により、接続料は上昇したものの容量単位ではコストが下がるものと理解していますが、これが正しいかどうかご確認いただければと思います。また、接続料等の算定に関する研究会におきまして当協会より要望しておりますが、公平性・透明性のもと情報の開示を要望いたします。 (一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>○ ご認識のとおり、関門系ルータ交換機能網終端装置(PPPoE接続)に係る費用は、当社利用部門のみが負担しております。</p> <p>○ 光サービス卸は中長期の需要で設備投資を回収するビジネスモデルであることから、その料金は、本機能の接続料も含めた現在のコストのみならず、市場環境や競争環境を総合的に勘案して設定しているところです。</p> <p>○ 本機能の接続料は、今回の算定期間において電気料高騰や設備更改等の影響を受けて上昇しておりますが、コラボ事業者様に継続してご利用いただけるよう、中長期で安定的・サステナブルな設定とする考えです。 (NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ 「サービス卸」の卸料金との関係については、考え方5のとおりです。</p>	<p>無</p>

<p>意見28</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 光IP電話接続機能の接続料について透明性確保の観点から、毎年度の接続料認可申請時に乖離額を開示することを要望。 ● 乖離額が大きくなるが見込まれる場合、接続料の大幅な変動を抑制するため、複数年度に分けて調整することを要望。 	<p>再意見28</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ これまでも光IP電話接続機能(県内NGN)について、予測値との乖離の状況を開示しており、今後も同様に情報提供を行う考え。 ■ 乖離額調整の実施にあたり、接続事業者への過度な負担が生じる場合は繰延べ等の必要な対応を検討する考え。 	<p>考え方28</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 光IP電話接続機能に係る乖離額調整について ○ 光IP電話接続機能の接続料については、令和7年1月から令和10年3月までの4年3か月間の将来原価方式により算定され、現行算定期間中に生じた実績収入と実績原価の差分(乖離額)は、次期算定期間(令和10年度以降)で調整されることとなります。 ○ 透明性確保の観点から、現行算定期間において発生した乖離額については毎年度の接続料認可申請時に開示いただくとともに、乖離額が大きくなるが見込まれる場合は、次期算定期間において単年度の接続料で調整すると、接続料の大幅な変動が起こることが想定されることから、複数年度に分けて調整いただく等の対応を要望いたします。 (KDDI株式会社) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 接続事業者様の予見性確保の観点から、これまでも光IP電話接続機能(県内NGN)について、乖離額調整に係る実績収入と実績費用における予測値との乖離の状況を開示してきたところですが、今後も同様に、毎年度の接続料認可申請時における事業者説明会等の場において自主的に情報提供を行う考えです。 ○ 現行接続料の設定期間(2025年1月から2029年3月までの4年3か月間)の乖離額については、2029年度以降の次期接続料にて調整する考えであり、今般の認可申請においても接続料規則第3条に基づく許可申請を実施したところですが、乖離額調整の実施にあたり、接続事業者様への過度な負担が生じる場合においては、複数年度に分けて乖離額を調整する等の必要な対応を検討する考えです。 (NTT東日本・西日本) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 意見中に指摘があるように、接続料が大幅に変動するような場合には、調整額の繰延べ等による措置等が考えられますが、具体的な方法については、その時点での様々な状況や、関係事業者の意見を踏まえつつ、必要に応じ、検討を行うことが必要と考えます。 	<p>無</p>
<p>意見29</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 通話時間当たりの接続料について、回数当たりの単金が上昇し、秒数当たりの単金が下落した要因であるSIPサーバの保守維持限界に伴う更改投資は今般の申請のみに限定した特殊要因か。 ● 今般の接続約款の変更認可申請において、NTT東日本・西日本間で接続料に差異が生じた理由についての説明を要望。 	<p>再意見29</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 音声接続に係る組合せ適用接続機能の回数比例単金が上昇した要因は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 組合せ適用接続機能は、メタルIP電話接続機能と光IP電話接続機能を組み合わせて設定。 ・ メタルIP電話接続機能は時間比例コストが大宗を占める一方で、光IP電話接続機能は回数比例コストが大宗を占める。 ・ SIPサーバ更改の影響による光IP電話接続機能の 	<p>考え方29</p>	

	<p>回数比例単金の上昇。</p> <p>■ 光IP電話のトラフィック比率は高まる想定であり、従来と比較して、回数比例単金が上回り、時間比例単金が下回る状態が継続する考え。</p> <p>■ 音声接続に係る組合せ適用接続機能の東西差については、「IP網への移行後の音声接続料の在り方 答申」での整理の結果として生じるもの。</p>		
<p>(1) 音声接続料の推移について</p> <p>○ 今般の接続約款の変更認可申請における音声接続料について、次のグラフのとおり、令和7年度の通話時間当たりの接続料は回数当たりの単金(切片)が上昇し、秒数当たりの単金(傾き)が下落するという形となっています。その背景として「平成20年のNGN構築の際に設置を行ったSIPサーバが保守維持限界を迎えることに伴う更改投資により、コストが増加したこと」(申請概要P11)が挙げられていますが、これは今般の申請のみに限定して係る特殊要因と考えてよろしいでしょうか。</p>  <p>(2) 東西格差について</p> <p>○ 「IP網への移行後の音声接続料の在り方 答申」(令和6年6月17日情報通信審議会電気通信事業政策部会)においては、「東西別接続料とした場合には、接続事業者を含めて大きな影響が生じるおそれがあることから、現行制度の趣旨も踏まえ(略)メタルIP電話固有部分について東西均一接続料を継続することが適当」(P29)とされています。他方、今般の接続約款の変更認可申請においても、</p>	<p>○ 従来の加入電話・メタルIP電話接続機能に比べて、音声接続に係る組合せ適用接続機能の回数比例単金が増加した主な要因は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合せ適用接続機能は、メタルIP電話接続機能と光IP電話接続機能を組み合わせて設定していること ✓ メタルIP電話接続機能はメタル回線収容装置や伝送路といった時間比例コストが大半を占める一方で、光IP電話接続機能はSIPサーバといった回数比例コストが大半を占めること ✓ 当期算定期間においてはSIPサーバ更改等の影響を受けて光IP電話接続機能の回数比例単金が増加していること <p>○ 今後の音声接続に係る組合せ適用接続機能については、光IP電話のトラフィック比率が高まることを想定されるため、従来の加入電話・メタルIP電話接続機能と比較して、回数比例単金が増回り、時間比例単金が増回る状態が継続するものと考えます。</p> <p>○ また、音声接続に係る組合せ適用接続機能に係る東西差に関するご意見については、「IP網への移行後の音声接続料の在り方 答申」(令和6年6月17日情報通信審議会)において、メタルIP電話接続機能は長期増分費用方式にて東西均一接続料を算定すること、光IP電話接続機能は実際費用方式にて東西別の接続料を算定することと整理されており、また、これらの接続料を各接続機能のトラフィック割合に</p>	<p>○ (1)音声接続料の推移とその要因については、NTT東日本・西日本においては、接続事業者等の求めに応じて適切に説明することが適当であると考えます。</p> <p>○ (2)東西格差については、NTT東日本・西日本の各々の業務区域における第一種指定電気通信設備との接続に関する接続料は、個別に算定・設定されることが原則である一方、これまで、加入電話/メタルIP電話の接続料においては、利用者料金の地域格差が生じることへの懸念から東西均一接続料の維持に係る社会的要請があるとして、NTT東日本とNTT西日本の接続料について同額とする扱いが採られてきたものです。</p> <p>○ 「IP網への移行後の音声接続料の在り方」(令和6年6月答申)では、IP網への移行完了後の接続料に係る今般の検討においても、現行制度の趣旨も踏まえ、今般検討した接続料算定方法の適用期間においては、メタルIP電話固有部分について東西均一接続料を継続することが適当であり、光IP電話については、引き続き東西別接続料としたものです。</p>	<p>無</p>

<p>組合せ適用機能を適用した結果、NTT 東西殿の間で接続料に依然として差異（東西格差）が生じる形となっていると認識しておりますが、このような差異が引き続き生じることになった理由についてご教示頂きたいと存じます。 (楽天モバイル株式会社)</p>	<p>て加重平均することにより音声接続に係る組合せ適用接続機能を算出することとされていることから、音声接続に係る組合せ適用接続機能の東西差については、そういった整理の結果として生じるものです。 (NTT東日本・西日本)</p>		
<p>意見30</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 今回の接続約款の変更案について、通話時間の短い利用において大幅な値上げとなり、料金体系における公平性が欠如している。 ● このため、中小・零細企業の事業や経済の活性化にマイナスの影響を与える可能性がある。したがって、料金変更の段階的な実施を求める。 ● 同旨意見(4者)。 	<p>再意見30</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者料金に関する意見と認識。利用者料金の設定の一般的な考え方としては下記の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市場環境や競争環境を総合的に勘案して設定していると想定されること ・ 課金単位は一般的に3分ごとの料金であり、必ずしも接続料と連動しないこと ■ 接続料の単金構造の変化は、「IP網への移行後の音声接続料の在り方 答申」に基づく算定によるもの。 ● 賛同意見(5者)。 	<p>考え方30</p>	
<p>【概要】</p> <p>○ 今回の接続約款の変更案については、料金面において公平性がなく、通話時間の短い利用において大幅な値上となります。よって中小・零細企業の事業、ひいては経済の活性化にマイナスインパクトを与える為、料金変更の段階的な実施を求めたく意見申し上げます。</p> <p>【詳細説明】</p> <p>○ 今回申請された内容は、「音声接続料は組合せ適用接続機能」として設定されることになっています。令和6年度の加重平均値と比較すると、1回あたりの通話にかかるセットアップ料金が2倍以上、通話秒数に応じた秒課金料金は3分の2程度になっています。 これは従来に比べて、短い通話秒数の料金は高くなり、逆に長い通話秒数の料金が安くなるという構造の料金体系です。</p>	<p>○ いただいたご意見は、利用者料金に関するものであり、今般申請の接続料の認可申請に関するものではないと認識しておりますが、利用者料金の設定の考え方として、一般的には以下のような観点で考慮されるのではないかと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓利用者料金は、各サービス提供事業者が、コストのみならず、市場環境や競争環境を総合的に勘案して設定していると想定されること ✓利用者料金の課金単位については、接続料のように1通信ごと及び1秒ごとの設定ではなく、一般的に3分ごとの料金が設定されており、必ずしも接続料と連動するものではないこと <p>○ なお、ご指摘いただきました接続料の単金構造の変化は、「IP網への移行後の音声接続料の在り方 答申」(令和6年6月17日情報通信審議会)に基づき、組合せ適用接続機能を光IP電話接続機能とメタ</p>	<p>○ 今回申請された接続料については、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものとして算定されているものと認められることから、令和7年1月から同年3月までの接続料については、令和6年4月から同年12月までに適用される接続料を暫定的に適用した上で、令和7年度の接続料の改定と合わせて、令和7年1月から令和8年3月までの1年3か月分の接続料を算定し、令和7年1月から同年3月までの分は遡及精算することが適当であると考えます。なお、接続料の単金構造の変化は、「IP網への移行後の音声接続料の在り方 答申」(令和6年6月17日情報通信審議会)に基づき、組合せ適用接続機能を光</p>	<p>無</p>

<p>○ この接続料が、NTT 東西以外の通信事業者の卸価格に反映されることを踏まえると、通話が短い利用やサービスでは大幅な値上げ、通話が長い利用やサービスでは値下げという不公平な料金体系となり、一部のサービス利用者にとっては急激なコスト増加となり、一般消費者においても不公平感を与えるものになります。</p> <p>○ 通話秒数が短いサービスを扱っている事業者(例:当社は FAX 配信事業で 1 枚当たり58秒程度)にとっては、通信コストの上昇に伴い顧客に料金転嫁せざるを得ない状況となり、中小・零細企業での利用が根強いFAXという情報インフラを直撃し経済の活性化にマイナスインパクトを与えかねません。加えて、値上げ遡及精算も認可されるとその影響は計り知れません。</p> <p>○ よって遡及清算を加味した料金変更の段階的な実施を検討頂き、料金変更によるマイナスインパクトの緩和と、公平性のある対応が必要と考えています。</p> <p style="text-align: right;">以上 (日本テレネット株式会社)</p> <p>1. 意見の概要</p> <p>○ 別紙1内の『令和7年度の次世代ネットワーク(NGN)等に係る接続料の改定等』の中の『令和7年度の音声接続料について』、および『接続約款の変更認可申請に係る申請日等』の中の『4. 実施予定期日』に関する意見です。</p> <p>○ 今回の接続約款の変更は、FAX送信をはじめとした情報通信インフラの発展、ひいては経済の活性化を阻害するものであり、料金変更の段階的な実施を求めます。</p> <p>2. 理由</p>	<p>ルIP電話接続機能の加重平均により算定したことによるものです。 (NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 今回のNTT東西の接続約款変更の認可申請では、音声接続料は通話秒数が短い利用は高くなり、通話秒数が長い利用は安くなる料金体系です。</p> <p>○ これにより、通話秒数が短いFAX送信における料金が大幅に値上げされることが示されています。</p> <p>○ 弊社は、FAX配信業務を通して日本の中小企業様の支援を生業としております。</p> <p>○ 弊社のみならず、各種補助金や助成金にまつわる情報(申請方法、条件、関連ニュースなど)を求める日本の中小企業様を支援するために、音声接続料の段階的な変更の実施を求めるネクスウェイに賛同します。 (東京中央経営株式会社)</p> <p>○ ネクスウェイ殿、日本テレネット殿、ファーストストラテジー殿、トランザクト殿のご意見に賛同します。 (個人E)</p> <p>○ ネクスウェイ殿、日本テレネット殿、ファーストストラテジー殿、トランザクト殿のご意見に賛同します。 (個人F)</p> <p>【文書案1】</p> <p>○ ネクスウェイ殿、日本テレネット殿、ファーストストラテジー殿、トランザクト殿のご意見に賛同します。</p> <p>【文章案2】</p> <p>○ 日本テレネット殿、ネクスウェイ殿、他のご意見に賛同します。</p>	<p>IP電話接続機能とメタルIP電話接続機能の加重平均により算定したことによるものです。</p>
--	---	---

<p>○ 今回より音声接続料は組合せ適用接続機能として新たに設定されることとなりましたが、同様の加重平均計算をした令和6年度の値に比較し、1回あたりの通話にかかる料金(セットアップ料金)が2倍以上に、通話秒数に応じた料金(秒課金料金)は3分の2程度になっています。これは前年度に比べて、通話秒数が短い利用は高くなり、通話秒数が長い利用は安くなる料金体系です。</p> <p>○ 今回の約款変更後の接続料が、NTT以外の通信事業者の卸料に反映されることを踏まえると、通話が短い利用やサービスでは大きな値上げ、通話が長い利用やサービスでは大きな値下げという非常にアンバランスな料金体系に経過措置なく急に変わることとなり、一部のサービス利用者には直ちに大きなコスト負担を与え、消費者に不公平感を与えかねないものとなっています。</p> <p>○ 特に、通話秒数が短いサービスでビジネスをしているサービス事業者にとっては、音声接続料の負担が大幅に増えるため、顧客にそれに応じた料金を求めることとなります。この大幅な値上げは顧客のビジネスに甚大な影響を与えかねません。</p> <p>○ また、値上げ遡及精算も認可されると、サービス事業者および顧客の事業計画にも大きな影響が発生することが懸念されます。</p> <p>○ このように、非常に大きな変更になっていますので、料金変更の段階的な実施をして、遡及精算による影響も含めた影響全体の緩和が必要と考えています。</p> <p>以上 (株式会社ネクスウェイ)</p> <p>● 意見の概要</p> <p>○ 今回の接続約款の変更は、FAX送信をはじめとする情報通信インフラの発展、ひいては経済の活性化を阻害する可能性があります。</p>	<p>○ このような大幅かつ不公平な料金体系の変更は反対です。少なくとも最低限の対応として、数年間の据え置き措置、もしくは段階的な値上げ措置等の経過措置は必要だと考えます。</p> <p>【文章案3】</p> <p>○ 日本テレネット殿、ネクスウェイ殿、ファーストストラテジー殿、トランザクト殿のご意見に賛同します。</p> <p>○ 当社は、パソコンが社員1人1台ないような中小零細企業をはじめとした、様々な取引先とのやり取りにFAXを利用しています。</p> <p>○ これはインターネットに置き換えられるものではありません。</p> <p>○ 今回の接続約款の変更は、中小零細企業の発展を妨げるものになりかねません。</p> <p>○ 以上をふまえ、総務省殿にはこのような影響を考慮の上、ご検討いただけることを要望します。</p> <p>(個人G)</p> <p>○ 日本テレネット殿、ネクスウェイ殿、ファーストストラテジー殿、トランザクト殿のご意見に賛同します。</p> <p>(株式会社エデンレッドジャパン)</p>		
--	--	--	--

<p>○ 特に、FAX送信を通常業務に活用している(活用せざるをえない)業種においては大きな費用面の負担を強いられることが予見されています。</p> <p>○ そのため、料金変更を行わなくてはならない場合、数年間の据え置き措置など段階的に実施するよう求めます。</p> <p>● 理由</p> <p>○ 今回の改定により、音声接続料が「組合せ適用接続機能」として新設されました。しかし、令和6年度の加重平均計算と比較すると、1回の通話にかかる「セットアップ料金」は2倍以上に増加、通話秒数に応じた「秒課金料金」は約3分の2に減少。この結果、短い通話は割高になり、長い通話は割安になる料金体系となります。</p> <p>○ この変更がNTT以外の通信事業者の卸料金に反映されることで、短時間の通話を利用するサービスでは大幅な値上げ、長時間の通話を利用するサービスでは大幅な値下げと、極端な料金変動が生じます。</p> <p>○ 経過措置なしに急激な変更を行うと、一部のサービス利用者に多大なコスト負担を強いるだけでなく、消費者の公平感を損なう恐れがあります。</p> <p>○ 現在、FAX送信を軸に事業を行っていた企業は短時間の通話を前提とするビジネスを展開しております。</p> <p>○ こららの事業者にとっては、音声接続料の負担が大幅に増加し、それに伴う顧客負担の増加が避けられません。</p> <p>○ この値上げは、顧客のビジネスにも深刻な影響を与えかねません。</p> <p>○ インターネットを活用することで効率化するものでもなく、今回の変更によりただ費用負担の増加を受け入れるということになります。</p>			
---	--	--	--

<p>○ さらに、値上げの遡及精算が認可されると、事業の継続ということにおいても大きな影響を及ぼしてしまいます。</p> <p>○ このように、今回の変更は影響が非常に大きいと感じております。</p> <p>○ 料金変更をせざるを得ないという場合は数年間の据え置き措置を含め、段階的に実施し、遡及精算の影響を含め、負担の緩和措置を講じるべきと考えます。 (株式会社ファーストストラテジー)</p> <p>○ 今回の接続料の変更は、FAX送受信を生業とする当社だけでなく、ひいては、その施行により情報通信インフラの発展、経済界に与える影響が大きく、発展を阻害する恐れがあります。</p> <p>○ そのため、別記理由により1月1日にさかのぼっての施行・適用に反対します。</p> <p>別記</p> <p>○ 接続料の変更が実行された場合、NTT以外の通信業者の卸売価格に反映されることは確実であり、経過措置なく実行に移されると当社のようなFAX専用業者にとっては直ちにその回避措置を講ずる事が困難なため、経営を圧迫することは間違いない。</p> <p>○ 特に企業が取り扱う膨大な量の非構造化データの受発信業務を担うFAXの通信業者は、大企業ではなく我々のような零細のベンチャー企業が生業としているため、料金改定の影響を直接、強く受け、直ちに経営が圧迫されるリスクと常に隣り合わせでいる。</p>			
--	--	--	--

<p>○ この改定が施行されると、大手通信業者の先端に置かれている我々のような零細なFAX業者は顧客に価格転嫁することが難しく、大手通信業者と顧客との板挟みに合っ、ビジネスの継続が困難となりかねない。</p> <p>○ また、トランプ2. 0の混沌とした政治情勢の中に巻き込まれた我が国経済においても、その経済成長を下支える中小・零細企業は絶対に必要な存在であり、変化への対応が鈍いという理由だけで、切り捨て、見捨てることは避けるべきである</p> <p>以上 (株式会社トランザクト)</p>			
<p>意見31 ▲ 意見30と同旨。</p>	<p>再意見31</p>	<p>考え方31</p>	
<p>1. 意見の概要</p> <p>○ 今回の接続約款の変更につきまして、コロナ禍後の経済回復を阻害するものであり、中小企業経営へのダメージが大きく、料金変更の段階的な実施を希望します。</p> <p>2. 理由</p> <p>○ 今回より音声接続料の組合せ適用接続機能が新たに設定されることとなりましたが、既存値と比較し、1回の通話料金が2倍以上に、通話秒数に応じた通話料は3分の2程度の変更となっております。</p> <p>○ 今回の約款変更後の接続料が、NTT以外の通信事業者の卸料金に反映されることを踏まえると、通話が短い利用やサービスでは大きな値上げ、通話が長い利用やサービスでは大きな値下げという非常にアンバランスな料金体系に経過措置なく急に変わることとなり、一部のサービス利用者には直ちに大きなコスト負担を与え、消費者に不公平感を与えかねないものとなっております。</p>		<p>○ 音声接続料については、考え方30のとおりです。</p>	<p>無</p>

<p>○ 特に、通話秒数が短いサービスでビジネスをしているサービス事業者にとっては、音声接続料の負担が大幅に増えるため、顧客にそれに応じた料金を求めることとなります。この大幅な値上げは顧客のビジネスに甚大な影響を与えかねません。</p> <p>○ また、値上げ遡及精算も認可されると、サービス事業者および顧客の事業計画にも大きな影響が発生することが懸念されます。</p> <p>○ このように、非常に大きな変更になっていますので、料金変更の段階的な実施をして、遡及精算による影響も含めた影響全体の緩和が必要と考えています。</p> <p>(個人B)</p>			
<p>意見32 ▲ FAXを衰退させるような値上げに反対。</p>	再意見32	考え方32	
<p>○ 3.11の東日本大震災の際には、FAXが大活躍しました。</p> <p>○ それは携帯やメールが送受信不能になったからです。</p> <p>○ このように FAX は非常時に重要な役割を果たす為、これを衰退させるような大幅な値上げを行うべきではありません。</p> <p>○ 加えて、日本独自の送信手段であるため、傍受やハッカーなどの被害にあいにくいことも、FAX を存続させるべき理由です。</p> <p>(個人C)</p>		<p>○ 音声接続料については、考え方30のとおりです。</p>	無
<p>意見33 ▲ 意見30と同旨</p>	再意見33	考え方33	
<p>○ 今回の接続約款の変更に、以下の理由から反対します。</p> <p>1. 短時間通話利用者への不当な負担増</p> <p>○ 短時間通話の料金が大幅に上昇することになります。これは、特に短時間の通話を頻繁に利用する高齢者や低所得者にとって大きな負担となります。通話は依然として重要な通信手段であり、これを一方的に高額化することは社会的に不公平です。</p>		<p>○ 音声接続料については、考え方30のとおりです。</p>	無

<p>2. 公共インフラとしての責任</p> <p>○ 日本の通信インフラの中心的な役割を担っており、そのサービスは全国民にとって不可欠です。通信事業者としての社会的責任を考慮するならば、特定のユーザー層に過度な負担を強いる料金体系の改定は容認できません。</p> <p>3. 競争環境の阻害</p> <p>○ 接続料の値上げにより、他の通信事業者が提供するサービスのコストも上昇し、結果として消費者に転嫁される可能性があります。これは市場の競争を阻害し、消費者にとって不利益をもたらす結果となります。</p> <p>以上 (個人D)</p>			
<p>意見34</p>	<p>再意見34</p> <p>● 認可申請前における回数当たり単金及び秒数当たり単金に関する情報開示を要望。</p>	<p>考え方34</p>	
	<p>○ 弊社以外の事業者や個人の方からの意見(別紙2:PP.21-33)にもあるとおり、今般の接続約款の変更認可申請においては、通話時間当たりの音声接続料について、回数当たりの単金が増加し、秒数当たりの単金が減少するという形となっているところ、事業予見性確保の観点から、来年度以降においても、引き続き認可申請前における予測単金、回数当たり単金及び秒数当たり単金に関する情報を開示して頂きたいと存じます。</p> <p>(楽天モバイル株式会社)</p>	<p>○ 音声接続料については、考え方22及び考え方30のとおりです。</p>	<p>無</p>
<p>意見35</p>	<p>再意見35</p> <p>● 意見30と同旨</p>	<p>考え方35</p>	
	<p>○ 1. 意見の概要</p> <p>今回の接続約款の変更は、FAX送信をはじめとした情報通信インフラの発展、ひいては経済の活性化を阻害するものであり、料金変更の段階的な実施を求めます。</p>		<p>無</p>

	<p>○ 2. 理由</p> <p>今回より音声接続料は組合せ適用接続機能として新たに設定されることとなりましたが、同様の加重平均計算をした令和6年度の値に比較し、1回あたりの通話にかかる料金(セットアップ料金)が2倍以上に、通話秒数に応じた料金(秒課金料金)は3分の2程度になっています。これは前年度に比べて、通話秒数が短い利用は高くなり、通話秒数が長い利用は安くなる料金体系です。</p> <p>○ 今回の約款変更後の接続料が、NTT以外の通信事業者の卸料金に反映されることを踏まえると、通話が短い利用やサービスでは大きな値上げ、通話が長い利用やサービスでは大きな値下げという非常にアンバランスな料金体系に経過措置なく急に変わることとなり、一部のサービス利用者には直ちに大きなコスト負担を与え、消費者に不公平感を与えかねないものとなっています。</p> <p>○ 特に、通話秒数が短いサービスでビジネスをしているサービス事業者にとっては、音声接続料の負担が大幅に増えるため、顧客にそれに応じた料金を求めることとなります。この大幅な値上げは顧客のビジネスに甚大な影響を与えかねません。</p> <p>○ また、値上げ遡及精算も認可されると、サービス事業者および顧客の事業計画にも大きな影響が発生することが懸念されます。</p> <p>○ このように、非常に大きな変更になっていますので、料金変更の段階的な実施をして、遡及精算による影響も含めた影響全体の緩和が必要と考えています。</p> <p>以上 (オープンテキスト株式会社)</p>	
--	---	--

3 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等

意見36	再意見36	考え方36	
<p>● ドライカッパ回線の需要の減少傾向は継続すると予想されるため、利用見込みが無くなった資産については毎年度検討し、速やかに減損処理を実施すべき。</p> <p>● NTT東日本・西日本のメタルサービス廃止について、具体的な計画とドライカッパ・加入光ファイバ接続料への影響を開示すべき。</p> <p>○ 平成30年以降、NTT東西殿によるドライカッパの減損処理は実施されておりませんが、ドライカッパ回線の需要は前年度と比べてNTT東日本殿は-6%、NTT西日本殿は-9%と継続して減少しております。この傾向は今後も継続すると想定されることから、利用見込みが無くなった資産についてはNTT東西殿において毎年度検討の上、すみやかに減損処理を実施すべきと考えます。</p> <p>○ また、NTT東西殿から2035年目途にメタルサービスを廃止することが既に公表されており、ドライカッパ接続料や加入光ファイバ接続料への影響を与えるおそれがあるため、その具体的な計画を開示するとともに、ドライカッパ接続料や加入光ファイバ接続料への影響についても合わせて開示すべきと考えます。 (ソフトバンク株式会社)</p>	<p>■ メタルケーブルの減損処理については、財務会計の適正化の観点から、必要に応じた対応を検討。</p> <p>■ 段階的に、移転等の申込を契機とした移行勧奨～エリア単位での移行を実施する考え。</p> <p>■ 具体的計画や影響や代替サービスは現在検討中であり適時公表説明する考え。</p> <p>○ 今後のメタルケーブルの減損処理については、メタルケーブルの利用状況等を踏まえつつ、財務会計の適正化の観点から、当社として必要に応じて対応を検討する考えです。</p> <p>○ メタル設備の縮退にあたっては、加入電話をご利用中のお客様にご不便をおかけしないよう、短時間で急速な移行を行うのではなく、段階的に、移転等の申込を契機とした移行勧奨～エリア単位での移行を実施する考えです。</p> <p>○ メタルの維持限界への対応に向けた具体的計画や影響、代替サービス(現時点では光回線電話、モバイル網を利用した固定電話等を想定)については、「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」(令和5年諮問第28号)に関する情報通信審議会からの最終答申も踏まえつつ、現在検討中であり、お示しできるタイミングで公表するとともに、接続事業者様に対しても、丁寧な説明を実施する考えです。 (NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ NTT東日本・西日本において、引き続き、メタル回線の費用削減・効率化に努めることが適当であると考えます。</p> <p>○ メタル回線の縮退に係る計画や影響については、考え方9のとおりです。</p>	無
<p>意見37</p> <p>● 中継光ファイバの大幅な接続料上昇について、今後の傾向に関する説明を要望。</p> <p>● 令和7年度接続料の大幅な上昇は主に報酬部分の増加によるものとの考え。報酬額の影響で接続料が大きく増減することがない制度を要望。</p>	<p>再意見37</p> <p>■ 中継光ファイバ接続料が上昇は接続事業者の需要増加が一巡したこと等が要因。接続事業者の需要の影響を大きく受けるため、今後の見通しを正確に予測することは困難。</p> <p>■ 接続料原価に見込んでいる報酬は会計実績に基づき</p>	考え方37	

	<p>織り込まれるべきものであり、接続料の低廉化を目的に見直すべきではない。</p> <p>■ 予見確保のため、接続料の変動に大きく影響する施策を実施する等の場合には、10月の事前の情報開示より早期に行う等の取組を行う考え。</p> <p>● 賛同意見(3者)。</p> <p>● 早急に報酬の在り方について議論すべき。</p>		
<p>○ 2024年度まで中継光ファイバの接続料は緩やかな下落傾向で推移してきたところ、2025年度に大きく上昇しております。今回限りの一時的な事象なのか、継続的に上昇していく傾向となるのか、接続事業者の予見性が高まるご説明を希望します。</p> <p>(アルテリア・ネットワークス株式会社)</p> <p>○ NTT東西殿は、接続料改定の説明会において「需要増加に伴いコストも増加した」と説明されましたが、指定設備管理運営費は大きくは増加していないと認識しております。従って、2025年度接続料が大幅に上昇した原因は主に報酬部分の増加にあると考えられ、電気通信事業法第33条4項2号における規定「接続料が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額に照らし公正妥当なものであること」の主旨から鑑みて、適正な姿と言えるのか疑問が残ります。原価の増減がない中で、報酬額が影響し、接続料が大きく増減することがない制度となるよう検討されることを要望致します。</p> <p>(アルテリア・ネットワークス株式会社)</p>	<p>○ 2025年度適用(2023年度実績ベース)の中継光ファイバの接続料が上昇した主な要因は、2022年度において、5G需要等に伴う接続事業者様の需要増があり、調整額がマイナス(東日本:▲29.5億円 西日本:▲2.2億円)となっていたところ、2023年度においては、接続事業者様の需要増加の一巡等により調整額がプラス(東日本:6.0億円 西日本:15.7億円)に転じたことによるものです。</p> <p>○ 中継光ファイバ接続料水準は接続事業者様の需要の影響も大きく受けるため、今後の見通しを正確に予測することは困難であり、仮に将来の接続料水準を一定の前提を置いて推計しても、予測と実態に乖離が発生することは避けられず、かえって接続事業者様の混乱を招くおそれがある等、コストに見合う便益は得られないと考えます。</p> <p>○ また、接続料原価に見込んでいた報酬は、電気通信設備を構築・維持・運営し、役務や機能を安定的に提供するための資本コストであることから、資金調達の実態を反映した会計実績に基づき適正に織り込まれるべきものであり、接続料の低廉化を目的に見直しを検討するべきものではないと考えます。</p> <p>○ なお、接続事業者様の予見性を高める観点から、これまで行っている原価・需要等の毎年度10月末(再計算報告時)の事前の情報開示に加え、接続料の変動に大きく影響する施策を実施する等の場合には、</p>	<p>○ 通信路設定伝送機能等のレガシー系設備に係る接続料に関する情報の事前開示については、毎年10月末に翌年度適用接続料の見込みが開示されているところと承知しています。</p> <p>○ また、通常予想される傾向と全く異なる金額の変動が生じる可能性がある場合には、接続事業者に対し、例えば申請接続料に係る事業者向け説明会の機会を捉えて予想される将来変動に関する補足説明を行うなどの方法により、できる限り早期の情報開示が行われることが望ましいことから、総務省からNTT東日本・西日本に対してその旨の要請(※)がなされたものと承知しています。</p> <p>○ NTT東日本・西日本においては、中継ダークファイバの需要に係る今後の見通しについて、これまでの要請の趣旨を踏まえ、接続料の変動に大きく影響する施策を実施する場合などには、10月末(再計算報告時)の事前開示を待たず情報提供を行うなどできる限り早期の情報開示を行うことが適当であると考えます。</p> <p>○ なお、報酬については、考え方12のとおり</p>	<p>無</p>

	<p>当該事前の情報開示を待たずに情報提供を行う等、可能な限り早期の情報開示を行っていく考えです。 (NTT東日本・西日本)</p> <p>○ アルテリア・ネットワークス殿の意見に賛同します。中継光ファイバ接続料について適正性・予見性を確保いただくことが必要と考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p> <p>○ アルテリア殿意見の通り、中継ダークファイバ原価のうち、報酬が増加傾向にあり、NTT東日本殿で前年度比+26.9%、NTT西日本殿は前年度比+29.7%と報酬が上昇しており、令和6年度接続料から10%以上単金が増加しています。中継ダークファイバ以外でも、ドライカップではNTT東日本殿は前年度比+18.9%、NTT西日本殿は前年度比+19.7%、加入光ファイバ接続料においても、令和7年度認可申請における乖離額調整によりNTT東日本殿で+39億円、NTT西日本殿で+50億円報酬分として原価が加算されており、NTT東西殿の第一種指定電気通信設備の接続料全体に影響が生じている状況にあります。そのため、次年度の接続料算定に向けて、早急に報酬の在り方について議論すべきと考えます。 (ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ (再意見12のとおり。) (KDDI株式会社)</p>	<p>です。</p> <p>※「令和元年度の接続料の改定等に関して講ずべき措置について(要請)」(令和元年6月21日総基料第38号)記 1</p>	
<p>意見38</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 工事費・手続費の算定に用いる作業単金が人件費の増加等の影響により上昇。開通時の手続の見直しにより、コスト効率化を図ることが適当。 ● 作業単金・工事費増加の影響を可視化・極小化するために、その要因及び増加額の情報開示を要望。 	<p>再意見38</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 今年度の労務費上昇要因は賃金引上げであり、今後も料金変動の要因等の説明に努めていく考え。 ■ シェアドアクセスにおける無派遣開通工事等のコスト効率化を引き続き検討。 	<p>考え方38</p>	

	● 賛同意見(2者)。		
<p>○ 令和7年度における接続に係る業務に関する工事費・手続費について、その算定に用いる作業単金が人件費の増加等の影響により上昇しているところ、無派遣工事など開通時の手続の見直しにより、コスト効率化を図ることが適当と考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p> <p>○ 今後も様々な理由により作業単金・工事費の増加が見込まれるところ、その影響を可視化・極小化するためにも、実際にこうした増加が生じる場合には、その要因及び増加額について情報開示が行われるべきであると考えます。 (楽天モバイル株式会社)</p>	<p>○ 当社はこれまでも、毎年の認可申請において作業単金を構成する労務費・物件費等の内訳毎の原価を算定根拠にて開示するとともに、接続約款変更の認可申請に関する事業者説明会にて変動要因の説明を実施してきたところです。今年度においては、賃金引上げが要因となり労務費が増加しておりますが、今後も接続事業者様に料金変動の要因等をご理解いただけるよう丁寧な説明に努めていく考えです。</p> <p>○ 接続事業者様からのご要望も踏まえ、加入光ファイバのシェアドアクセスにおける無派遣開通工事を含めたコスト効率化を引き続き検討していく考えです。 (NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 楽天モバイル殿の意見に賛同します。工事費・手続費の上昇について、NTT東西殿におかれては、要因及び増加額について情報開示いただいた上で、無派遣工事など開通時の手続の見直しにより、コスト効率化を図ることが適当と考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p> <p>○ SNC殿意見の通り、昨今の人件費の増加している状況を鑑みれば、無派遣工事の導入や範囲の拡大、その他作業内容の見直しや効率化を図ることにより、工事費等の削減を行うべきと考えます。 (ソフトバンク株式会社)</p>	<p>○ NTT東日本・西日本において、引き続き効率化及び費用削減の取組を進めるとともに、接続料の変動要因について、接続事業者様に丁寧に説明することが適当であると考えます。</p>	<p>無</p>

4 その他の事項

<p>意見39</p> <ul style="list-style-type: none"> ● IPoEのゲートウェイルータ(以下「GWR」という。)の利用中止費の扱いは、あくまで過渡的な措置として例外的に許容されているに過ぎない。 ● 本申請において、NTT西日本で単県POIの増設が完了したため、本則通り計算すべき。 ● POIの増設等は日常的な作業であり、各事業者が利用した期間に比例した接続料を支払うことにするのが公平。 ● また、IPoE方式の利用ポート数は増加が見込まれること、転用は容易であることから本則に戻しても、他事業者に不当な負担を強いることはない考え。 	<p>再意見39</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ GWRについては接続事業者への影響を踏まえて、毎年度附則6項許可を申請してきた。 ■ 接続研で示された考え方から状況の変化はない認識。 	<p>考え方39</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ IPoEのゲートウェイルータの利用中止費の扱いについては、網使用料化後も「当分の間」の措置として網改造料に準ずる扱いが認められていますが(接続料規則平成30年2月26日附則6項)、すでに当協会が再三主張している通り、あくまで過渡的な措置であることに留意すべきです。今回申請があったIPoEのゲートウェイルータについては、速やかに本則通り計算すべきです。 ○ 接続料の算定等に関する研究会 第六次報告書では、「NTT東日本・西日本による単県POIの増設が現在も続いている状況であり、それに伴い、VNE事業者が利用するPOIの種別やポート数も変動しており、また、各社の戦略に応じてPOIの利用形態が多様化している状況。このような変動期において、原則(網使用料での算定)に戻すことは、VNE事業者の経営に与える影響が大きく、現時点において直ちに原則に戻すことは適当ではない。」とされていますが、今回の申請においては、NTT西日本においては単県POIの増設が完了したことをふまえ、第六次報告書にもありますとおり、「(全略)現時点において、当該増設が落ち着くものと想定される2025年を目途に、改めて利用中止費の経過措置を維持すべき事情があるかについて研究 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関門系ルータ交換機能(IPoE方式で接続する場合)(以下、GWRといいます)は省令改正(平成30年総務省令第6号)を踏まえて、網改造料から網使用料に変更したのですが、当該機能の利用が始まったときからの前提である、利用を停止したことに伴う費用を当該事業者へ個別負担いただくという方法を変更すると、接続事業者様への影響が大きいことから、従前どおりの負担方法とする必要があるため、毎年度附則第6項の規定に基づく附則許可を頂いてきたところで ○ また、「接続料の算定等に関する研究会」第六次報告書においても、「各社の戦略に応じてPOIの利用形態が多様化している変動期において、原則(網使用料での算定)に戻すことは、VNE事業者の経営に与える影響が大きく、現時点において直ちに原則に戻すことは適当ではない。これらの状況はNTT東日本・西日本による単県POIの増設が続く間は継続するものと想定される」との考え方が示されており、現時点においてもこの状況に変化はないと考えます。(NTT東日本・西日本) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本件接続料は、網使用料として設定する形が原則です。 ○ 現状の取扱いについては接続研における所要の議論を踏まえたものであり、当面の間の経過措置である限りにおいて、法令の規定・趣旨に照らしても適切なものと考えます。 ○ なお、経過措置を維持すべき特段の事情があるかについては、NTT東日本・西日本による単県POIの増設状況及び御意見の観点も踏まえつつ、改めて関係事業者の意見を踏まえて、令和7年をめどに検討することが適当であると考えます。 ○ NTT東日本・西日本及びVNE事業者等においては、将来的には利用中止費の扱いが原則に戻すことを念頭に置き、必要な対応を検討していくことが適当であると考えます。 	<p>無</p>

<p>会において検討し、特段の事情が認められない限り、その時点で原則に戻すことが適当。」とありますとおり、原則に戻すべきと考えます。また、トラフィックが年々増大している今日、POIの増設、種別変更、ポート数の変動は例外的なものではなく、日常的な作業と考えられるべきで、その点でも利用中止費の経過措置は特段の事情とは言えず、廃止し各事業者が利用した期間に比例した接続料を支払うことにするのが公平です。また、IPoE方式の利用ポート数は今後も増えることが見込まれることと、そもそも複数の事業者で共用することを最初から前提にして設置された装置であるので、退出した事業者があっても転用は容易です。現行の経過措置は新規参入の障壁になりますが、これを廃止して本則に戻しても、他の事業者に不当な負担を強いることはありません。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>			
<p>意見40</p> <p>● 本申請において、能登半島地震に伴う特別損失への対処が行われているが、大規模災害の発生により事業者に過度な負担が生じることの配慮を要望。</p>	<p>再意見40</p> <p>■ 適正な接続料原価及び接続料を算定するために、災害に伴う特別損失を接続料原価に算入することが適当。接続事業者様の予見性に資する情報開示を早期に行うように努める考え。</p>	<p>考え方40</p>	
<p>○ NTT西日本殿の申請において、能登半島地震に伴う特別損失への対処が令和7年度(令和7年1月から令和8年3月までの1年3か月)の接続料に反映する形が取られています。その負担はサービス提供事業者に帰結するところ、南海トラフ地震等の大規模災害の発生の可能性が指摘される中、短期間での多額の処理など、当該事業者に過度な負担が生じることはないよう配慮頂きたく存じます。</p> <p>(楽天モバイル株式会社)</p>	<p>○ 災害に伴う特別損失は、被災した電気通信役務に係る設備の除却損・撤去費用・応急復旧・原状回復費用及び復旧に係る人的・物的支援に係る費用等であり、第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る費用そのものであることから、適正な接続料原価及び接続料を算定するためには、災害に伴う特別損失を接続料原価に算入することが適当であると考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ なお、接続事業者様の予見性確保のため、2024年10月の再計算報告時には特別損失の影響を開示したところですが、今後も引き続き接続事業者様の予見性に資する情報開示を早期に行うように努める考えで</p>	<p>○ 災害特別損失を計上する場合において、3条許可を受けて接続料原価に算入するときについては、総務省から接続会計の公表の際の開示に加え、予見性の確保の観点から、災害特別損失の接続料原価への算入状況に係る情報を接続料の認可申請よりも可能な限り早い時期に関係事業者に開示することについて検討することの要請(※)がされているところであり、今後もこれによることが必要と考えます。</p> <p>○ 本件認可申請において接続料原価に算入されている能登半島地震に伴う災害特別</p>	<p>無</p>

	す。 (NTT西日本)	損失については、その内容について、当該特別損失は被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものであることから、当該特別損失を接続料原価に算入することが適当と認められるものと考えます。 ※「実際原価方式に基づく平成26年度の接続料の改定等に関して講ずるべき措置について(要請)」(平成26年3月31日総基料第58号)記2	
意見41 ● メタル回線設備の撤退時期やサービス移行に関する具体的な情報の開示を要望。 ● また、上記詳細の検討に当たっては、公共の場における実施を要望。	再意見41 ■ メタル回線設備の縮退にあたっては段階的に、移転等の申込を契機とした移行勧奨～エリア単位での移行を実施する考え。 ■ メタルの維持限界への対応に向けた具体的計画や影響、代替サービスは現在検討中であり、適時公表・説明する。 ● 賛同意見(3者)。	考え方41	
○ 「メタル回線設備の縮退が、NTT東西のメタル固定電話の利用者だけでなく、競争事業者を含めて多様な関係者に影響を与える可能性がある」(「市場環境の変化に体操した通信政策の在り方 最終答申」(令和7年2月3日情報通信審議会)P24)ことから、NTT東西殿における現時点でのメタル回線設備の撤退時期及び既存利用者のサービス移行に関する具体的な情報を可及的速やかに開示頂きたく存じます。 ○ また、今後その詳細を検討する際には、「PSTNマイグレーション」について情報通信審議会の電気通信事業政策部会に設けられた電話網移行委員会で議論されたように、公共の場において議論を行い、競争事業者を含む多様な関係者の意見を組み入れて頂きたく存じます。 (楽天モバイル株式会社)	○ 当社としては、メタル設備を用いた固定電話の利用の減少等を踏まえれば、将来にわたってメタル設備を用いた固定電話を継続することは現実的ではないため、2035年度を目途に縮退する考えであり、縮退にあたっては、加入電話をご利用中のお客様にご不便をおかけしないよう、短時間で急速な移行を行うのではなく、段階的に、移転等の申込を契機とした移行勧奨～エリア単位での移行を実施する考えです。 ○ メタルの維持限界への対応に向けた具体的計画や影響、代替サービス(現時点では光回線電話、モバイル網を利用した固定電話等を想定)については、「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」(令和5年諮問第28号)に関する情報通信審議会からの最終答申も踏まえつつ、現在検討中であり、お示しできる	○ メタル回線設備の縮退は、加入光ファイバ等の接続料への影響を含め、多様な関係者に影響を与える可能性があると考えます。 ○ このため、NTTにおいて、メタル回線設備の縮退等に関する具体的な移行計画を早急に策定した上で、総務省においては、有識者や関係事業者等の意見も聴きながら、検証することが適当であると考えます。	無

	<p>タイミングで公表するとともに、接続事業者様に対しても、丁寧な説明を実施する考えです。 (NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 楽天モバイル殿の意見に賛同します。NTT東西殿における現時点でのメタル回線設備の縮退時期及び既存利用者のサービス移行に関する具体的な情報を可及的速やかに開示いただくとともに、今後その詳細を検討する際には競争事業者を含む多様な関係者の意見を反映していただくことが適当と考えます。また、メタル回線設備の売却益については、適切な会計処理を行っていただいた上で、メタル固定電話の既存利用者の移行に要する費用への充当等のほか、メタル回線設備の縮退によりコスト上昇が想定される加入光ファイバ接続料の低廉化を図るために活用することが適当と考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p> <p>○ (再意見21のとおり。) (ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ (再意見9のとおり。) (KDDI株式会社)</p>		
<p>意見42 ▲ 利益率が低い都道府県で他の通信会社との競争が価格競争ができていない等の状況についても考慮してほしい。</p>	<p>再意見42</p>	<p>考え方42</p>	
<p>○ 利益率が低い都道府県は、行政職員や経済界等への広報が出来ておらず、都道府県民も不要と考えている方が多いケースと他の通信会社との競争が価格競争ができていないことが結論としてあると思います。</p> <p>○ 10Gpbsがどれだけ生活を便利で豊かにしてくれるのか理解する方々が少ないと契約を引かないですし、他の通信</p>		<p>○ 意見については、本意見募集の対象外です。</p>	<p>無</p>

<p>会社の方が価格帯が安いいためNTTを使わないというのが正直あると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利益率を上げる努力をされながら費用を上げないと同じように利益率が悪くなってしまいます。 ○ そのような所も考慮して頂きたいです。 <p>(個人A)</p>			
<p>意見43 ▲ 光回線市場の健全な競争環境の構築・地方における高速通信インフラの普及促進のために、競争環境の整備・地方自治体への啓発活動・国民への情報提供を要望。</p>	<p>再意見43</p>	<p>考え方43</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 光回線市場の独占的状況と価格競争の不足 ○ 光回線市場は、主要なインフラを保有する事業者が限られており、特にNTT東日本・西日本が大きなシェアを占めています。このような市場構造は、価格競争の不足やサービス多様化の遅れを招く可能性があります。実際、過去にはNTT東日本がFTTHサービス「Bフレッツ・ニューファミリータイプ」の料金設定において、独占禁止法違反と認定された事例もありました。 ○ 地方における10Gbps光回線の優位性と生活へのメリットの理解不足 ○ 地方の行政、経済界、国民の間では10Gbps光回線の優位性や生活へのメリットが十分に理解されていません。高速・大容量の通信インフラは、テレワークの推進、オンライン教育の充実、医療サービスの遠隔提供など、地域の活性化や住民の生活向上に直結します。しかし、その重要性が十分に伝わっておらず、結果としてインフラ整備の遅れや利用促進の障壁となっています。 <p>改善に向けた提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 競争環境の整備 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 意見については、本意見募集の対象外です。 	<p>無</p>

<ul style="list-style-type: none"> ○ 公正取引委員会と総務省が連携し、電気通信事業分野における競争の促進に関する指針を策定しています。この指針を基に、事業者間の公正な競争を促進し、価格競争を活性化させる取り組みが必要です。 ○ 地方自治体への啓発活動 ○ 総務省の「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会最終収めりまとめ」では、高速回線の必要性を地方自治体に理解してもらうための制度設計が求められています。地方自治体や経済団体に対し、10Gbps光回線の実装による地域振興や住民サービス向上の具体的事例を共有し、理解を深めるためのセミナーやワークショップの開催を提案します。 ○ 国民への情報提供 ○ 高速通信インフラの利便性や生活へのメリットを国民に広く伝えるため、政府や関連団体が主催となり、広報活動や教育プログラムを展開することが重要です。 ○ これらの取り組みにより、光回線市場の健全な競争環境の構築と、地方における高速通信インフラの普及促進が期待されます。 <p>(個人A)</p>			
意見44	再意見44 ▲ 「フレッツ・クロス」においても、網内折り返し機能について、利用者の申出によってその機能をNTT側で無効化することができるよう要望。	考え方44	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 意見募集対象とは少し離れた意見となるが、国民としては、現在NTT東西が提供している「フレッツ・クロス」について、IPoE通信において用いられる網内折り返し機能について、「フレッツ・ネクスト」までと同様に利用者の側で申出によりNTT側において扱いをオフ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 意見については、本意見募集の対象外です。 	無

	<p>と出来ない事について、不満かつ不安である。</p> <p>○ 通信については必ずどこかかしらにログイン(PPP等による)を行ってから行うべきと考え・ポリシーの者にとって不都合であるとともに、セキュリティに関しての問題が増える部分があると思われるのであるが(法的な保護・罰則の弱化なども含む)、国・NTT東西には、「フレッツ・クロス」においても、網内折り返し機能について、利用者の申出によってその機能を(利用者の使用する手元の機器ではなく)NTT側で無効化する事が出来るように改めていただきたい。</p> <p>(個人H)</p>		
--	---	--	--

以上